

ベトナム・カンボジア・ラオス比較民法に係る調査研究

2017年2月

松尾 弘＝深沢 瞳（慶應義塾大学大学院法務研究科）

《目次》

【凡例】

I 序論

- 1-1 本調査の目的と 2015 年度調査との関係
- 1-2 ベトナム・カンボジア・ラオスにおける民法の整備状況（概観）

II ベトナムにおける 2015 年民法典の特色と解釈および普及の現状

- 2-1 2015 年民法典の制定経緯
- 2-2 2015 年民法典の分析
- 2-3 民法典の解釈・適用の実務
- 2-4 判例公開の現状と公開判例の分析
- 2-5 民法典の普及活動の状況
- 2-6 法学教育における民法科目の取扱い
- 2-7 民法の整備・教育の課題

III カンボジアにおける民法典の解釈および普及の現状

- 3-1 民法典の解釈・適用の実務
- 3-2 民法典の解釈をめぐる裁判例の分析
- 3-3 民法典の普及活動の状況
- 3-4 法学教育における民法科目の取扱い
- 3-5 民法の整備・教育の課題
- 3-6 土地所有権に基づく占有者に対する立退請求問題への対応

IV ラオスにおける民法典編纂作業の経緯と民法関連法令の解釈・普及の現状

- 4-1 民法関連法令の解釈・適用の実務
- 4-2 裁判例公開の現状
- 4-3 民法典編纂作業の現状
- 4-4 統一研修所における民事法科目の取扱い

- 4－5 法学教育における民法科目の取扱い
- 4－6 民法の整備・教育の課題
- 4－7 開発エリアについて

V 結論

- 5－1 インドシナ諸国における民法整備と適用状況
- 5－2 裁判例の公開状況
- 5－3 民法関連法令の普及活動
- 5－4 法学教育における民法科目の取扱い
- 5－5 法曹教育における民法科目の取扱い
- 5－6 インクルーシブな発展に向けての民法の整備・教育の現状と課題

【参考文献】（邦文／欧文）

【凡例】

1. 本報告書では、法令名、条項表記等に関し、以下の略記を用いる。

カ憲：カンボジア憲法

カ土：カンボジア土地法

カ民：カンボジア民法典

ド民：ドイツ民法典

フ民：フランス民法典

ベ憲：ベトナム憲法

ベ婚：ベトナム婚姻家族法（2014年）

ベ土：ベトナム土地法

ベ民：ベトナム民法典

1995 べ民：1995年ベトナム民法典

2005 べ民：2005年ベトナム民法典

2015 べ民：2015年ベトナム民法典

べ養：ベトナム養子法

ラ憲：ラオス憲法

ラ国：ラオス国籍法

ラ土：ラオス土地法

ラ所：ラオス所有権法

ラ契：ラオス契約内外債務法

ラ担：ラオス契約履行担保法

ラ家：ラオス家族法

ラ相：ラオス相続法

ラ民草：ラオス民法典草案（特に断りのない限り、2017年2月15日現在のもの）

2. 本報告書では、法令を文章の（ ）内で引用する場合は、条・項・号の表記を省略し、1条2項3号は1②[3]と略記する。例えば、（2015 べ民 143①[a]）は（2015年ベトナム民法典 143条1項 a号）を指す。

3. 本報告書において文献を引用する場合（主として注の中で）、巻末の【参考文献】に掲載した文献については、編著者名と出版年で引用する。例えば、松尾 2016: 128-137 頁は、松尾弘『発展するアジアの政治・経済・法——法は政治・経済のために何ができるか』（日本評論社，2016）128-137 頁を指す。

I 序論

1-1 本調査の目的と 2015 年度調査との関係

本調査は、①ベトナム・カンボジア・ラオス各民法における一般法理・総論，総則，物権法，債権法，親族・相続法の検討課題に関する分析等，②ベトナム・カンボジア・ラオス各民法における裁判例の分析等，③ベトナム・カンボジア・ラオス各民法における普及活動および法学教育における民法関連法令の取扱い等，④その他関連する事項につき，調査および考察を行うものである。

本調査は，2015 年度調査を踏まえ，さらにその延長として，2015 年調査において民法および関連法令の規定内容の分析にとどまっていた問題について，可能な限り現地の実情を調査し，民法の整備および普及に向けた活動に資しうる基礎情報を蓄積することを目的とするものである。特に民法に関連する裁判例や民法の適用対象となる事件については，可能な限りの情報を収集することに努めた。加えて，民法関連法令の普及に関して，大学や法曹養成機関における法学教育における取扱いについても，可能な限りその具体的場面を調査し，個々具体的な事件への適用とは別の側面から，民法関連法令の社会への浸透についても考察の対象とした。

これらの考察を通じて，ベトナム，カンボジア，ラオスの各社会の現実における民法および民法関連法の姿を明らかにすることが，本調査の目的である。

1-2 ベトナム・カンボジア・ラオスにおける民法の整備状況（概観）

(1) 2015 年ベトナム民法典

ベトナムにおいては，2015 年 11 月に成立した改正民法典（2015 年ベトナム民法典）が，2016 年 1 月 1 日に施行された。

2015 年ベトナム民法典の規定は，なおも少なからぬ解釈の余地を残しており，かつ 2015 年ベトナム民法典の規定を施行するために必要な法令のうち，いまだに整備されていないものもある（隣接不動産に対する権利，地役権，地上権等を登記するための不動産に関する登記法令等）。

なお，ベトナムでは 2016 年から判例の公開が始まっており，2017 年 2 月末現在で 10 件の判例が公開されている¹。今後は公開判例の分析を通じて，法解釈論が展開してゆくことが予想され，かつ期待される。

¹ ベトナムにおける判例の公開状況に関しては，伏原＝ブイ 2016～2017 参照。

(2) カンボジア民法典

2007年に成立、2011年12月に施行されたカンボジア民法典の内容とその特色に関しては、2015年度報告書において検討を加えた。現在は、その普及に向けた活動が活発になっている。

その前提作業として、民法典の規定のうち、解釈上の疑義を残している問題についての検討が進められている。裁判例はまだ公式には公開されていないが、高等裁判所、弁護士会などにより、検討の余地のある裁判例を取り上げ、考察対象にしようとする動きが現れていることが注目される。

(3) 2017年ラオス民法典草案

ラオスにおいては、2017年2月15日に民法典草案（615か条。以下、2017年ラオス民法典草案という。2017ラ民草と略記する）が司法省から内閣に提出された。

現在は、同草案を国会議員に説明し、意見を聴取し、さらなる改訂のための作業が進んでいる²。今後、2017年4月に国会に提出され、審議される見込みである。

(4) 民法発展の諸段階

このように民法典の整備および普及の状況は各国で異なる段階にある。しかし、それだけに、各国において異なる社会状況を背景にして、民法典がどのように発展し、経済・政治・社会にどのような影響を与え、またそれらからどのような影響を受けるか、その相互作用の様子を、動的なプロセスの中で比較検討し、民法と社会の関係についての分析をより深めることができるであろう。それはまた、法整備支援という観点からは、より良い民法の整備と普及に向けた支援のあり方を検討する機会を与えるものである。

² 2017年2月末現在、北部・中部の国会議員に対する説明会（2017年2月16日～18日、ヴィエンチャン）が開催された。2017年3月には、南部の国会議員に対する説明会（2017年3月14日～17日、パクセー）が開かれた。

II ベトナムにおける 2015 年民法典の特色と解釈および普及の現状

2-1 2015 年ベトナム民法典の制定経緯

2015 年ベトナム民法典は、2015 年 11 月 24 日、ベトナム社会主義共和国・国会（法律番号：91/2011/QH13）において成立した。同法の制定に際しては、その草案段階から、日本の法整備支援が行われ、草案の条文に対するコメントの付加等が行われた³。

2015 年ベトナム民法の基本的特色は、経済活動の機軸をなす法主体間の取引をより自由にし、かつ取引の安全を確保するための基礎的な制度インフラとしての民事一般法たらしとするスタンスで制定されたことである。すなわち、①法主体を個人と法人の 2 種類のみとし、現行 2005 年民法が法主体として認めている世帯および組合の法主体性を否定し、個人の集合体とする（ベ民（2015）101）、②書面や公証等の要式が要求されているにもかかわらず、それを具備しない要式違反の契約もただちに無効とせず、当事者の一方または双方が義務の少なくとも 3 分の 2 を履行したときは、裁判所は取引を有効と認めることができる（ベ民（2015）129①・②）、③無効な民事取引に基づいて財産の登記が行われ、その登記を信頼して登記名義人と取り引きした善意・無過失の第三者は権利を取得できる（ベ民（2015）133②前）、④無権代理行為がされた場合でも、本人が無権代理行為を知ったにもかかわらず合理的期間内に異議を述べなかったとき（ベ民（2015）142①b、本人の故意／過失により、相手方が代理権をもたず、または代理権の範囲を越えて行為していることを知り、または知ることができなかったとき（ベ民（2015）142c）は、本人に効果が帰属する（表見代理）などが含まれる。

2-2 2015 年ベトナム民法典の分析

（1）全体構成

2015 年ベトナム民法典は、以下のように、全VI編・27 章・689 か条（ただし、第VI編は施行条項〔688 条、689 条〕）から構成されている。

第 I 編 総則

第 1 章 総則

第 2 章 民事権の確立、履行及び保護

第 3 章 個人

第 4 章 法人

³ 国際協力機構(JICA)法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）民法共同研究会 2015 参照。

第 5 章	民事関係におけるベトナム社会主義共和国，中央・地方の国家機関
第 6 章	民事関係における世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織
第 7 章	財産
第 8 章	民事取引
第 9 章	代理
第 10 章	期間及び時効
第Ⅱ編	所有権及び財産に対するその他の権利
第 11 章	総則
第 12 章	占有
第 13 章	所有権
第 14 章	財産に対するその他の権利
第Ⅲ編	義務及び契約
第 15 章	総則
第 16 章	典型契約
第 17 章	懸賞の約束，賞品付き競技
第 18 章	委任のない仕事の実施
第 19 章	法的根拠のない財産の占有，使用及び財産からの収益による返還義務
第 20 章	契約外の損害賠償責任
第Ⅳ編	相続
第 21 章	総則
第 22 章	遺言による相続
第 23 章	法定相続
第 24 章	遺産の精算と分割
第Ⅴ編	外国的要素を持つ民事関係に適用する法令
第 25 章	総則
第 26 章	個人，法人に適用される法令
第 27 章	財産関係と身分関係に対して適用される法令
第Ⅵ編	施行条項

以上のように，2015 年ベトナム民法典は，①親族法が含まれていないこと（親族法は婚

姻家族法⁴として独立の法律で定めている), ②「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」(国際私法に該当する規定)を含む点を除けば, 実質的に, (i) 総則, (ii) 所有権および財産に対するその他の権利, (iii) 義務および契約, (iv) 相続という形で, 基本的にパンデクテン体系に則った規定配列をしている。

2015年ベトナム民法典の全体構成は, 2005年ベトナム民法典のそれと比べると, 2005年法の第V編「土地所有権の移転に関する規定」⁵および第VI編「知的財産権及び技術移転」⁶を民法典からは削除した点に特色がある⁷。

以下では, 2015年ベトナム民法典の特色および課題について, 重要と考えられる点を検討する。

(2) 民法総則について

2015年ベトナム民法典第I編総則は10章構成で, 以下のような特色をもつ。

(i) 「民事」概念の再構成

第1に, 民法上の権利・義務, 法律関係, 取引について, それぞれ「民事権」・「民事義務」, 「民事関係」, 「民事取引」と, すべて「民事」の語を付していることである。これは, 社会主義的法体系の中で民法が占める位置づけについての基本認識を端的に表現していると解される。それは, 国家の法秩序を①私権, 私法関係を基礎にして, ②それを実現するための国家的公権と公法関係と憲法(統治機構規定), ③それをコントロールするための国家的私権と憲法(人権規定)という形で捉える自由主義的法体系と対照的である⁸。

すなわち, ベトナムの国家法体系は, ①2013年ベトナム憲法上「国家と社会の指導勢力」と位置づけられた共産党(ベ憲(2013)4①)の指導の下で策定された法政策に基づき, 同じく「人民の最高の代表機関であり, ベトナム社会主義共和国の最高の国家権力機関」

⁴ 婚姻家族法(法律52・2014・QH13号, 2014年7月1日公布, 2015年1月1日施行)である。

⁵ ベトナムでは, 土地法(2013年11月29日)が制定されている(施行は2014年7月1日)。

⁶ ベトナムでは, 知的財産法(2005年11月29日法律第50/2005/QH11号・2006年7月1日施行を改正した2009年6月19日法律36/2009/QH12号)が制定されている(施行は2010年1月1日)。

⁷ その一方で, 2015年ベトナム民法典は, 最後に第VI編「施行条項」(688条~689条)を付した。

⁸ 自由主義的な国家法体系の基本モデル(所有権をはじめとする私権を基盤とする権利の体系と, それを実現するための法の支配との結合からなる)に関しては, 松尾2009, 松尾2012参照。

とされる国会（ベ憲（2013）69[1]）が創出する憲法および法律に基づいて形成されている。そして、「民事権、民事義務の確立、履行、消滅」を指導する「国家の政策」は、「民族の特色の保存を保障し、風習、慣習、良き伝統、団結性、相互親愛、相互愛情、各人は共同体のために、共同体は各人のために、及びベトナム国土で共に暮らす各民族の高貴な各道徳的価値を尊重し、発揮させ」ることであり（ベ憲（2013）7①）、「民事関係」においては「法令の規定に合致する各当事者間の和解」が推奨される（ベ憲（2013）7②）。

「民事」関係とは、このような具体的な価値観に立脚する国家の政策を実現するために、国家によって形成される法秩序の一部として位置づけられているとみることができる。したがって、ここにいう「民事」は「商事」や「刑事」の対語としての狭い意味のものではなく、ベトナム国家が目指す理想社会を具体化する対象となる社会一般を指すものと解釈することができる。ちなみに、2015年ベトナム民法典は1条において、「本法典は、個人、法人の法的地位、各対応方法の法的基準を規定する。各関係における個人、法人の人格及び財産に関する権利・義務は、平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任を基礎として形成される（以下「民事関係」と総称する。）」と定義している。これは、2005年ベトナム民法典1条における「民事、婚姻と家庭、経営、商業、労働関係（以下、一般に『民事関係』と称する）」を改訂したものである。このことから、民事関係が家族関係、会社等の組織の経営関係、商事関係、労働関係を含む概念であることが確認できる。

もつとも、民法典の任務と適用対象としての「民事」関係自体は、2005年民法典で用いられており、2015年民法典はそりを承継し、発展させているとみることができる。

（ii）世帯および組合の法主体性の否定と構成員の法律関係としての再編

第2に、2015年民法典は、2005年民法典で法主体とされていた世帯および組合の法主体性（2005ベ民第5章・106条～110条、同111条～120条）を否定し、構成員個人を法主体とする法律関係として再構成している（第6章・101条～104条）。ここには、2015年ベトナム民法典の特色を生み出す根源としての、法律関係の個人主義化が見出されるように思われる。

2015年ベトナム民法典第6章は「民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織」と題し、101条～104条の4か条を置いている。

101条は、世帯、組合および法人資格を持たないその他の組織が民事取引の確立、履行等を通じて民事関係に参加する場合の法主体は、それらの組織の「各構成員」であることを明記した（2015ベ民101①）。各構成員はそうした民事取引の確立や履行を代理人に委

任することができるが、異なる合意がある場合を除き、委任は文書によって行われなければならない(2015 べ民 101①)。もっとも、「土地を使用する世帯の参加がある民事関係の主体の確定は、土地法の規定に基づき行われる」ことを留保している点に留意する必要がある(2015 べ民 101②)。

102 条は、世帯、組合および法人資格を持たないその他の組織の財産を各構成員の「共有財産」として捉え、「世帯の各構成員の共有財産の確定、当該財産に対する権利、義務」については、「家族の各構成員の共同所有」に関する 212 条に基づいて確定されるものとしている。それによれば、各構成員による共同財産の占有、使用、処分は「合意の方式に従って」行われるが、不動産、登記のある動産である財産、家族の主要な収入源である財産を処分する場合は「完全民事行為能力を有する成年者である家族の全構成員の合意」がなければならない。ただし法律に異なる規定がある場合を除く(2015 べ民 102①前段)とされる。一方、各構成員の合意がない場合は、「本法典及びその他の関係法律に規定される持分のある共同所有に関する規定を適用する。ただし、本法典第 213 条〔夫婦の共同所有〕に規定する場合を除く」とされる(2015 べ民 102①後段)。もっとも、不動産、その他の登記された財産および家族の主要な収入源である財産については、(a) 法律の規定がないかぎり、世帯の構成員による持分の処分を禁じる趣旨であるのか(2015 べ民 102①前段)、あるいは(b)「合意がない場合」として、各構成員は持分を自由に処分できるのか(2015 べ民 102①後段)、解釈上明確でないという問題が残っているように思われる。

なお、「組合の各構成員」の共有財産の確定、当該財産に対する権利、義務は、「組合の共有財産」に関する 506 条に基づいて確定され(2015 べ民 102②)、「法人資格を持たないその他の組織の各構成員」の共有財産の確定、当該財産に対する権利、義務は、「各構成員の合意に基づき確定される。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く」とされている(2015 べ民 102③)。

103 条は、世帯、組合および法人資格を持たないその他の組織の構成員の民事責任につき、それが「各構成員の共有財産により履行が保証される」ことを規定する(2015 べ民 103①)。各構成員が「共同の義務を履行するための共有財産を有しない又は十分に有しない場合」、債権者は、各構成員に対し、「連帯義務の履行」に関する 288 条に従い、義務の履行を請求することができる(2015 べ民 103②)。もっとも、「各当事者が合意をせず、組合契約又は法律が異なる規定を有さない場合」、各構成員は「自己の財産出資の相応分に従って、民事責任を負う。相応分に従って確定できないときは互いに等分として確定する」

とされる（2015 べ民 103③）。ここでも、構成員が負う民事責任が、出資を限度とする有限責任であるのか、無限責任を負うのか、明確でない点が残るように思われる。

104 条は、世帯、組合および法人資格を持たないその他の組織の構成員が、委任を受けずに、または委任を受けた範囲を越えて、「各構成員の名義で民事取引を確立、履行した」場合については、一部無効に関する 130 条、および無権代理に関する 142 条および 143 条を適用して処理することを定めている（2015 べ民 104①）。その際、第三者に損害を生じさせたときは、各構成員が、その他の構成員に対して損害を賠償しなければならない（2015 べ民 104②）。

このように、世帯、組合および法人資格を持たないその他の組織の法律関係は、各構成員による法律関係に分解して再構成されている。それが実務に対してどのような影響を及ぼすかについては、今後の適用状況を引き続き考察する必要がある。

（iii）財産の登記および公開の必要性

第 3 に、2015 年ベトナム民法典は、登記すべき財産およびその公開について規定を設けている。すなわち、第 7 章「財産」は財産および登記すべき財産について、「財産」とは「物、金員、有価証券及び財産権」であり（2015 べ民 105①）、「不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産である」（2015 べ民 105②）とする。そのうえで、「財産の登記」につき、①不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される（2015 べ民 106①）。②動産である財産に対する所有権、その他の権利は、財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き、登記しなくてよい（2015 べ民 106②）。そして、③「財産の登記は、公開されなければならない」（2015 べ民 106③）ことを明記している。ここでは、（ア）不動産および（イ）財産登記法令によって登記制度が設けられた動産について、登記すべきことが明確規定されている⁹。しかし、民法施行前にかかる登記に関する制度が整っているとはいえ、この点は早急に対処すべき重要な課題となっている。

なお、登記には、権利変動プロセスにおける危険の移転時期を画する効力も認められている。例えば、売買における危険の移転時期は、原則として、財産の引渡し・受領の時であるが（2015 べ民 441①）、「法令が財産に対する所有権を登記しなければならないと規定している財産の売買契約については、売主は登記手続の完了時まで危険を負担し、買主は登記手続の完了時から危険を負担する」（ただし、異なる合意がある場合を除く。2015 べ

⁹ もっとも、それが登記強制を意味するか否かについては、さらに検討する余地がある。

民 441②)。このように、2015 年ベトナム民法典では、登記は危険の移転時期を画するものとされており、それについては比較的明確な規定がある。

(iv) 土地と建物・その他土地付着財産との関係

2015 年ベトナム民法典によれば、「不動産」は、①土地、②土地に付着した住宅、建築物、③土地、住宅、建築物に付着したその他の財産、④法令の規定に基づくその他の財産である（2015 ベ民 107①）¹⁰。しかし、これらが土地と一体の不動産を意味するのか、あるいは土地から独立した不動産であるのかについては、解釈の余地がある。そもそも、土地・建物を一体不動産とするか、別不動産とするかは、法理上答えが固定しているわけではなく、各国の慣習法や取引実務に照らして、相応しい法制を構成する余地がある。なお、この点につき、2015 年ベトナム民法典は、土地・建物別不動産制に一步近づくかにもみえる改正を行っている。それは、土地上に建物がある場合において、土地使用权と建物に別々に抵当権を設定することを認めたものと解釈できる規定である（第Ⅲ編義務及び契約、第 15 章総則、第 3 節義務の履行担保、第 3 款財産の抵当に関する 325 条、326 条）。

325 条は、「土地使用权に抵当を設定するが土地付着財産には抵当を設定しない場合」（表題）として、「土地使用权に抵当を設定し、土地付着財産には抵当を設定しない場合、土地使用者が同時に土地付着財産の所有者でもあるときは、処分される財産は土地付着財産を含む。ただし、異なる合意がある場合を除く」（2015 ベ民 325①）。これは、「異なる合意」がない限り、土地使用权に設定された抵当権を実行する場合は、土地付着財産も含めて売却する趣旨のものと解釈できる可能性がある（一括売却）。もっとも、「異なる合意」（例えば、建物等の土地付着財産の所有権は抵当権の設定者に留保される）がある場合に、土地付着財産を土地上に所有する権原を確保するのか、確保するとすればどのように確保するのか（法定地上権や法定賃借権の設定を認めるのか）は、明確に規定されていない。

一方、「土地使用权に抵当を設定し、土地使用者が同時に土地付着財産の所有者ではない場合」、については、「土地使用权を処分するときは、土地付着財産の所有者は、自己の権利、義務の範囲内において土地の使用を継続することができる。土地付着財産の所有者との関係における抵当設定者の権利及び義務は、土地使用权の譲渡を受けた者に引き継がれる。ただし、異なる合意がある場合を除く」（2015 ベ民 325②）とする。これは、土地・建物別不動産制を採る・採らないにかかわらず妥当する規定であり、土地付着財産には何らかの土地使用权原が付されていることの帰結である。もっとも、ベトナムでは他人の土

¹⁰ これに対し、「動産とは、不動産でない財産である」（2015 ベ民 107②）と定義している。

地上に土地付着財産の所有権を留保するためにどのような土地使用者原を利用できるか¹¹、第三者に対する対抗や公示をどのように行うべきかは明確でないように思われ、今後の課題として残されているように思われる。

326条は、「土地付着財産に抵当を設定するが土地使用者には抵当を設定しない場合」のうち、「土地付着財産のみに抵当を設定し、土地使用者には抵当を設定せず、土地付着財産の所有者が同時に土地使用者でもある場合」につき、「処分される財産は土地使用者を含む。ただし、異なる合意がある場合を除く」（2015ベ民326①）とする。ここにいう「土地使用者」が何を意味するか、必ずしも明確でないが、325条1項の場合と同様に、一括売却について規定したものと解釈する余地もある。

これに対し、「土地付着財産のみに抵当を設定し、土地使用者には抵当を設定せず、土地付着財産の所有者が同時に土地使用者ではない場合」において、「土地付着財産を処分するときは、土地付着財産の所有権の移転を受けた者は、移転を受けた土地付着財産の所有者の権利、義務の範囲内において、土地の使用を継続することができる。ただし、異なる合意がある場合を除く」（2015ベ民326②）とする。もっとも、土地付着財産の所有者と土地使用者が異なる場合には、土地付着財産の所有者のために何らかの権原が設定されているはずであり、それを含めて土地付着財産に抵当権が設定され、処分されたときは、土地付着財産の所有権を取得した者が、その土地使用者原に基づいて土地を使用できることは当然のことであり、このことは土地・建物別不動産制を採る・採らないにかかわらず妥当する規定である。

以上の検討の結果、2015年ベトナム民法典325条1項、326条1項は、土地・建物が同一所有者に属する場合において、土地のみまたは建物のみで抵当権を設定することができるという限りにおいて、土地・建物別不動産制に一步接近しているものとみることができる。しかし、抵当権を実行して目的物を売却する段階においては、土地と建物を同時に処分すること（一括売却）により、土地・建物別不動産制に随伴する複雑な法律関係の形成を回避しているように見受けられる。

仮に、2015年ベトナム民法典が土地・建物別不動産制を採用しているとすれば、①土地登記（簿）と建物登記（簿）について、それぞれ規定を用意する必要がある¹²。また、②

¹¹ 2015年ベトナム民法典が導入した地上権等は、それに含まれるものと解される。

¹² その前提として、土地および建物に関する情報の把握と更新が必要である。この点で、土地に関する地籍調査、建物に関する家屋籍調査をどこまで正確に進められるかが重要になってくる。

他人の土地の上に無権原で建築物を建てた場合も、当該建築物は土地と一体化しないことから、土地所有者は自ら撤去することはできず、当該建築物の所有者を探して、土地所有権に基づく建物収去・土地明渡請求をする必要がある。

(v) 民事取引および代理における第三者保護

動的安全よりも静的安全により重きを置いていると評価されている 2005 年ベトナム民法典に比べ、2015 年ベトナム民法典は、①民事取引が無効とされたときの第三者保護 (2015 べ民 133)、および②無権代理人の相手方の保護について規定を設け (2015 べ民 142①但、143①但)、取引安全の保護を強化している。

①133 条は、「民事取引が無効とされたときの善意無過失の第三者の権利の保護」として、まず、「民事取引が無効であるが、登記の必要がない財産である取引の対象が善意無過失の第三者に引き渡された(“được chuyển giao”)場合、第三者と確立、履行された民事取引は依然として効力を有する。ただし、本法典第 167 条に規定する場合〔無償取得の場合、登記が必要な場合〕を除く」(2015 べ民 133①)とする。つぎに、「民事取引が無効であるが、財産が権限のある国家機関において登記され、その後、他の民事取引により善意無過失の第三者に引き渡され、その者が当該登記を根拠として取引を確立、履行したときは、当該民事取引は無効とならない」(2015 べ民 133②前段)¹³。

以上は、いわゆる善意取得(ないし即時取得)を認めた規定であり、取引安全の強化に向かつて大きな舵取りをしたものと解される¹⁴。

②無権代理行為に対する相手方の保護も強化している。すなわち、1) 無権代理人が確立・履行した民事取引は本人に対する権利・義務を生じさせないのが原則である。ただし、例外として、a) 本人が取引を公認したとき、b) 本人が知ったが合理的期間内に異議を述べなかったとき、または c) 本人に故意・過失があり、それにより、取引をした者が自己と民事取引を確立、履行した者が代理権を有していないことを知らず又は知ることができなかったときは、当該民事取引は本人に対して権利・義務を生じさせる (2015 べ民 142

¹³ なお、財産が登記をしなければならぬが、また権限のある国家機関において登記されていない場合、第三者に対する民事取引は無効である。ただし、善意無過失の第三者がこの財産を権限のある組織における競売を通じて取得した場合、又は国家機関の判決、決定により財産の所有者であるとされた者との取引を通じて取得したが、その後、判決、決定が取消、修正されたことによりこの主体が財産の所有者ではなくなった場合を除く (2015 べ民 133②後段)。

¹⁴ なお、これにより、元の所有者は、善意・無過失の第三者から財産を取り戻す権利を有しないが、故意/過失により第三者と確立された取引へと導いた主体に対し、訴えを提起し、合理的経費を返済し、損害賠償するよう請求する権利を有する (2015 べ民 133③)。

①但)。

また、2) 代理人が代理の範囲を越えて確立・履行した民事取引は、代理の範囲を越えて履行された取引部分について本人の権利、義務を生じさせないのが原則である。ただし、例外として、a) 本人が同意したとき〔明示的追認〕、b) 本人が知ったが合理的期間内に異議を述べなかったとき〔黙示的追認と解釈しうる〕、またはc) 本人に故意・過失があり、それにより、取引をした者が自己と民事取引を確立・履行した者が代理の範囲を越えていることを知らず又は知ることができなかつたときは、当該民事取引は本人に対して権利・義務を生じさせる(2015ベ民143①但)。

このうち、②1)は、日本民法との比較でいえば、代理権授与表示による表見代理(日民109)および代理権消滅後の表見代理(日民122)の双方を包含しうる規定であると解される。このように、2015ベトナム民法典は、取引における権利の瑕疵および代理における代理権の欠如または権限踰越の場合につき、善意・無過失の第三者保護を大幅に強化している。特に①はいわゆる不動産登記の公信力を認める規定であると解釈する余地があり、それを支える周縁的制度(不実の登記がされないように工夫する制度、登記を公開する制度)のさらなる整備が不可欠であるという課題が残されていることを看過できない。

(vi) 提訴時効と取得時効・消滅時効の併存

2015年ベトナム民法典は、①提訴時効(侵害された権利及び合法的利益を保護するため、主体が裁判所に対し、民事事件の解決を請求するため提訴することができる期間。当該期間が終了したときは提訴権を失うもの)、および②非訟事件解決請求時効(個人、法人の権利及び合法的利益、国家、民族の利益、公共の利益を保護するため、主体が裁判所に対し、非訟事件に関する事案の解決を請求することができる期間。当該期間が終了したときは請求権を失うもの)に加え、③民事権享受時効(その期間が終了したときに主体が民事権を享受することができる期間)、および④民事義務免除時効(その期間が終了したときに義務を負う者が義務の履行を免除される期間)を設けた(2015ベ民155参照)。①・②は手続法上の救済の期間制限であるのに対し、③・④は実体法上の権利変動原因であり、権利・義務に関する期間制限がもっぱら手続法上の制度に位置づけられていた段階から、実体法上の制度へと分離・移行する傾向を示している。

もっとも、①提訴時効・②非訟事件解決請求時効は、そもそも手続法と実体法が未分離の段階の制度に由来するものであり、手続法から独立した実体法としての民法典が制定された段階で、あえて手続法上の救済期間制限である①・②を設けることの意義、および③・

④と抵触する場合の調整方法（特に③・④の期間が経過していないにもかかわらず、①・②が経過した場合に救済を否定してしまってもよい）が問題として残されるように思われる。ちなみに、2015年ベトナム民法典の草案起草段階では、①・②を廃止し、実体法上の③民事権享受時効（取得時効に相当する）・④民事義務消滅時効（消滅時効に相当する）に置き換える方針が示されていたことにも留意すべきである¹⁵。

（3）所有権および財産に対するその他の権利について

2015年ベトナム民法典は、第Ⅱ編において、所有権及び財産に対するその他の権利について定めている。

（i）所有形態の簡素化

2005年ベトナム民法典172条は、所有形態について、①私人所有、②共有に加え、③国家所有、④集団所有、⑤政治組織と政治・社会組織に属する所有、⑥社会組織と社会・職業組織に属する所有等、多様な所有形態を認めていた。これに対し、2015年ベトナム民法典は、①全人民所有¹⁶、②単独所有、③共同所有の3形態のみに整理した（2015ベ民第2節第1款197条～204条、第2款205条～206条、第3款207条～220条）。これら所有形態の相違は、所有権そのものの相違ではなく、所有主体の特殊性が所有権の帰属および行使方法に関する独自性に通じ結果としての相違であるとみられる。2005年ベトナム民法典が、政治組織や職業組織に属する所有等を独自の所有形態と認めている理由は、1995年ベトナム民法典の立法当時のベトナムにおいて、各種の特権的団体が各々固有の所有形態を要求したという政治的事情によるものとされている¹⁷。翻って、民法が規律対象とする民事関係（ないし私法分野）、特に市場メカニズムが妥当すべき社会関係においては、あくまでも所有権は1形態のみであり、所有主体に相違があるにすぎないという方向に理解を進めるべきであろう。

（ii）財産に対する権利と登記による公示

2015年ベトナム民法典は、財産に対する権利（以下、財産権という）として、①前述し

¹⁵ 国際協力機構(JICA)法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）民法共同研究会 2015: 第1-4。

¹⁶ 「全人民所有」とは、「土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資、管理する財産」に対し、「国が所有者を代表し、統一的に管理する」ものである（2015ベ民197）。

¹⁷ 国際協力機構(JICA)法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）民法共同研究会 2015: 第1-2。

た所有権（2015 べ民 158）のほか、②隣接不動産に対する権利、③享用権、および④地上権を認めている（2015 べ民 159②）。

このうち、②隣接不動産に対する権利とは、「他人の所有権に属する他の不動産（以下『権利享受不動産』という。）の開発に役立てることを目的として、ある不動産（以下『権利負担不動産』という。）上で行使される権利」（2015 べ民 245）である。日本民法では、地役権がこれに属するものと解される。「隣接」不動産に対する権利とはいうものの、必ずしも隣接する（相隣関係の）不動産に限定される必要はないものと解される（2015 べ民 245, 252①参照）。

③享用権とは、「他の主体の所有権に属する財産に対し、一定の期間において効用を開発し、天然果実、法定果実を享受することができる主体の権利」（2015 べ民 257）である。享用権の期間は、各当事者の合意または法律の規定によって定まるが、①享用者が個人であるときは、最長でも「当初の享用者が死亡するまで」であり、②当初の享用者が法人であるときは法人が存在を終えるか、30年が経過するまでである（2015 べ民 260①）。

④地上権とは、「他の主体に使用権が帰属する土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間に対する、ある主体の権利」である（2015 べ民 267）。例えば、Aが土地使用権をもつ土地α上に、Bのためにコンドミニウム所有を目的とする地上権を設定した場合、BはAの土地使用権の期間の範囲内で、コンドミニウムを所有し、その全部または一部を分譲する等の処分をすることができる（2015 べ民 270①, 271②参照）。

これら不動産に対する所有権およびその他の財産権は「本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記され」（2015 べ民 106①）、「財産の登記は、公開されなければならない」（2015 べ民 106③）とされている。これらの規定は、不動産に対する財産権について登記義務を課すように解されなくもないが、登記義務の存在を直接かつ明確に規定することはしておらず¹⁸、解釈の余地が残る点である¹⁹。

財産権の登記につき、登記簿の作成方法とも関連して、重要な問題になるのは、財産登記の対象が、（a）財産権が現在の保有者に帰属していることそれ自体か、（b）それに至る契約、その他の権利変動原因を登記すべきかという点である。2015年ベトナム民法典は、何れの立場に親和的であろうか。この点は、民法典のみならず、土地法、その他の現在の

¹⁸ 登記をしなかった場合に、権利取得の効果を否定すること（登記＝効力要件。2015 べ民 458②）、または第三者に対抗できないとすること（登記＝第三者対抗要件。2015 べ民 297①・②）により、登記を間接的に促しているともみることが出来る。

¹⁹ なお、動産である財産に対する所有権、その他の権利は、財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き、登記しなくてよいものとしている（2015 べ民 106②）。

登記法令および登記実務も考慮に入れて、登記法に反映させるべきであるが、ひとまず2015年ベトナム民法典は、財産権の移転に関して以下のような規定を置いている。

1) 第Ⅱ編・第11章「総則」では、「所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき行う；法律に規定がない場合、各当事者の合意に基づき行う；法律に規定がなく各当事者の合意もない場合、所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、財産が引き渡された時点である。財産が引き渡された時点とは、権利を有する当事者又はその合法的代理人が財産を占有した時点である」とする（2015ベ民161①）。

2) 同第13章「所有権」では、契約に基づく所有権の取得について、「売買、贈与、交換、消費貸借又は法令の規定に基づくその他の所有権移転契約を通じて財産の交付を受けた者は、その財産に対する所有権を有する」と規定する（2015ベ民223）。

3) 同第14章「財産に対するその他の権利」では、隣接不動産に対する権利は、法律の規定、合意または遺言に基づき、自然の地形により確立される（2015ベ民246）、享用権は、法律の規定に基づきまたは合意もしくは遺言に基づき確立される（2015ベ民258）、地上権は、法律の規定に基づきまたは合意もしくは遺言に基づき確立される（2015ベ民268）と規定する。

4) 第Ⅲ編「義務及び契約」・第16章「典型契約」では、財産権の取得原因に従い、つぎのような規定が設けられている。

①売買による所有権の取得時期について、「財産(権)に対する所有権が移転する時点は、買主が当該財産(権)に対する所有権に関する書類を受領した時点、又は法令に規定があるときは所有権移転を登記した時点である」（2015ベ民450③）²⁰。もともと、ここにいふ「法令に規定があるとき」に当たる規定が何であるかは、必ずしも明確ではない。

②贈与による所有権の取得については、「動産の贈与契約は、受贈者が財産を受領した時点から効力を生じる。ただし、異なる合意がある場合を除く」（2015ベ民458①）とし、「法律に所有権登記の規定がある動産については、贈与契約は登記の時点から効力を生ずる」（2015ベ民458②）。したがって、「所有権登記の規定がある」動産は、移転登記によって所有権が移転するものと解される。

また、不動産の贈与に関しては、「不動産が法令の規定に基づき所有権を登記しなければならないとき」（2015ベ民459①）は、「不動産贈与契約は、登記の時点から効力を生ずる」

²⁰ 財産に対する所有権に関する書類の授受も登記もないときに関する規定について、確認する必要がある。

とされ、「不動産が所有権を登記する必要のないときは、贈与契約は財産の引渡しの時点から効力を生ずる」とする（2015 べ民 459②）。したがって、登記しなければならない不動産の所有権が贈与された場合は、移転登記によって所有権が移転するものと解される。

③土地所有権の移転に関しては、同章第 7 節「土地所有権に関する契約」（500 条～503 条）を設け、「土地所有権の移転は、土地法の規定に基づく登記の時点から効力を有する」（2015 べ民 503）と規定する²¹。

5) 担保権の設定による担保権の取得時期については、同第 15 章「総則」・第 3 節「義務の履行担保」において、以下の規定がある。

①「担保措置は、担保措置を登記した又は担保受領者が担保財産を把持した若しくは占有した時点から第三者への対抗力を生じる」（2015 べ民 297①）。ここでは、登記された担保権は、登記の時点から「第三者への対抗力」を生じるものと規定している。そして、「担保措置は、合意又は法律の規定に基づき登記され」（2015 べ民 298①前）、「登記は、法律に規定がある場合においてのみ有効な担保取引のための条件」（2015 べ民 298①後）であり、「登記された場合、担保措置は登記の時点から第三者に対する対抗力を生じる」（2015 べ民 298②）。そして、「担保措置の登記は、担保措置の登記に関する法令の規定に基づき行われる」（2015 べ民 298③）²²。このことは、以下にみるように、担保権の各論でも確認されている。

②財産の質契約は、「〔契約〕締結の時点から効力を有する」（ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。2015 べ民 310①）が、「財産の質は、質受領者が質財産を把持した時点から第三者への対抗力を有し、「不動産が法律の規定に基づく質の対象である場合、不動産質は登記の時点から第三者への対抗力を有する」とされる（2015 べ民 310②）。

③財産の抵当契約も、「〔契約〕締結の時点から効力を有する」（ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。2015 べ民 319①）が、「財産の抵当は、登記の時点から第三者への対抗力を生じる」とされる（2015 べ民 319②）。

④所有権留保も「登記の時点から、第三者への対抗力を生じさせる」（2015 べ民 331③）。

以上、①～④の担保権設定の場合について、特に登記を第三者対抗要件とする理由についても、必ずしも明らかでなく²³、さらに確認を要する。

²¹ これは、土地所有権の移転について、登記効力要件主義をとるものと解される。

²² これらは、担保権の設定について、登記を第三者対抗要件とする趣旨であろうか。

²³ 松本（剛）2015: 35-36 頁参照。

以上1)～5)の規定を整合的に解釈し、財産権の変動が何によって、何時生じるか、権利変動の原因と権利変動の時期について、2015年ベトナム民法典の立場を確定することは、必ずしも容易でない。ひとまず、①法律の規定、②当事者の合意、③財産の引渡しというルールの中で、財産権の変動原因および変動時期が定められているように見える。例えば、土地所有権の移転原因のおよび移転時期に関しては、「土地法の規定に基づく登記」(2015ベ民503)が①法律の規定に当たるものと解される。しかし、その他の場合においては、最もプライオリティの高いルールである①の法律の規定が、財産権の確立時期についても明確に定めているとはいえないために、権利変動の原因と時期を明確にすることは、必ずしも容易とはいえない²⁴。したがって、この点については、今後、解釈論(および場合によってはさらなる民法改正)を通じて、ルールの明確化が図られるべきものと考えられる²⁵。

もっとも、以上に概観した規定から判断するならば、2015年ベトナム民法典は、少なくとも民法レベルにおいては、財産権の変動原因および変動時期に関して、原因契約を重視しており、そこにはフランス民法的な特徴も色濃く反映しているように思われる。しかし、その一方で、土地法はむしろドイツ法的に、登記効力要件主義を明確にしている。そうした一般法・特別法および実体法・手続法における基本法理の混合が、現在のベトナム法を特徴づけているといえるかも知れない。

(4) 義務および契約について

2015年ベトナム民法典は、第Ⅲ編「義務及び契約」において、第15章「総則」、第16章「典型契約」、第17章「懸賞の約束、賞品付き競技」、第18章「委任のない仕事の実施」、第19章「法的根拠のない財産の占有、使用及び財産からの収益による返還義務」、第20章「契約外の損害賠償責任」について規定している。これは、2005年ベトナム民法典が、第Ⅲ編「民事義務と民事契約」において、第17章「総則」、第18章「一般民事契約」、第19章「委任のない仕事の実行」、第20章「法的根拠のない財産の占有、使用及び財産からの収益による返還義務」、第21章「違法行為による損害の賠償責任」を基本的に承継している²⁶。

²⁴ 松本(剛) 2015: 34頁参照。

²⁵ その前提として、財産権の移転に関するベトナムの法理論が発達することも重要である。

²⁶ 2015年民法典の第17章「懸賞の約束、賞品付き競技」(570条～573条)は、2005年民法典では第18章「一般民事契約」の末尾に第13節「懸賞広告及び優等懸賞広告」(590

このうち、2015年ベトナム民法典第16章「典型契約」には、①財産売買契約、②財産交換契約、③財産贈与契約、④財産消費貸借契約、⑤財産貸借契約、⑥財産使用貸借契約、⑦土地使用権に関する契約、⑧組合契約、⑨役務契約、⑩運送契約、⑪加工契約、⑫財産寄託契約、⑬委任契約が規定されている。ちなみに、2005年ベトナム民法典第18章「一般人事契約」では、①財産売買契約、②財産交換契約、③財産贈与契約、④財産貸借契約、⑤財産貸借契約、⑥財産使用貸借契約、⑦労務提供契約、⑧運送契約、⑨加工契約、⑩財産寄託契約、⑪保険契約、⑫委任契約、⑬懸賞広告及び優等懸賞広告が規定されていた。このうち、2015年ベトナム民法典では、⑪保険契約が削除され、⑬懸賞広告等が独立の章に規定される一方、⑦土地使用権に関する契約、⑧組合契約が追加されている。

(5) 相続について

2015年ベトナム民法典は、第IV編「相続」において、第21章「総則」、第22章「遺言による相続」、第23章「法定相続」、第24章「遺産の精算と分割」を規定している。これは、基本的に、2005年ベトナム民法典第IV編「相続」における第22章「総則」、第23章「遺言による相続」、第24章「法律による相続」、第25章「遺産の精算と分割」と同様の規定構成を承継している²⁷。

(6) 国際私法について

2015年ベトナム民法典は、第V編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」において、第25章「総則」(663条～671条)、第26章「個人、法人に適用される法令」(672条～676条)、第27章「財産関係と身分関係に対して適用される法令」(677条～687条)を規定している。これは、2005年ベトナム民法典第VII編「外国的要素を持つ民事関係」(758条～777条)を承継するものであるが、内部を3章に区分し、法理に従った規定の体系的整序と詳細化を図っている。

(7) 小括

以上に概観したように、2015年ベトナム民法典は、2005年法に含まれていた土地法お

条～593条)として規定されていたものを、契約の章から外し、独立の章としたものである。

²⁷ なお、いわゆる親族法は、ベトナムでは、婚姻家族法(2014年7月1日法律52・2014・QH13号。施行は2015年1月1日)によって規定されている。

よび知的財産法に関する規定を特別法に委ねることにより、私法の一般法としての色彩を濃くしている。また、内容的には、法人格の保有主体を明確化し、取引安全への配慮を強化する等、市場システムのインフラ制度としての機能を強化している。さらに、地上権、隣接不動産に対する権利、享用権等、いわゆる物的権利のメニューを増やすことにより、土地の有効利用に備えた規定の整備も行っている。

その一方で、民法が規定する登記に関する法令が整備されていない等、民法を施行するために必要な法令が整備されないうちに、民法が施行されるといった課題を残している。この点は早急な対応が必要な重要問題であるといえる。

2-3 民法典の解釈・適用の実務

(1) ハノイ調査

2016年8月3日（水）から8月9日（火）まで、ハノイにおいて各関係機関に対して2015年ベトナム民法典および関連法の適用や実務についてインタビュー調査を行った。ここでは各機関で実施したインタビュー調査のうち、民法典の適用実務に関連する部分のみを抜粋し、記載する。

(i) 司法省民事経済法局

2016年8月4日（木）9時30分から11時まで司法省で行われた。ベトナム側の説明は、ハイ副局長によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、T専門家が参加し、通訳はPによって行われた。



写真 1 ベトナム司法省

2015年民法改正は所有権や取引分野について改正をしたため、民間企業や一般市民からも質問があった。オンラインで2015年民法改正について紹介している。最高人民裁判所や地方裁判所、検察官などの関係機関に対してもトレーニングを実施している。ハイ副局长は国家銀行と最高人民裁判所のトレーニングに参加し、民法改正について説明をした。弁護士や公証人に対しても、改正のメリットを説明した。

民法改正にはいくつか新规定もあるが、実務を反映した条文もある。どういった点が実務に沿っており、沿っていないのか質問したところ、地上権が挙げられた。これまで、土地使用者がデベロッパーにマンションを建設させた場合、地上権が成立するか問題になったが、今回の改正で地上権が法的な権利として認められるようになった。もっとも取引の第三者など規定の内容がはっきりしない点もある。今後の課題として他の法律（商法など）も同時に改正したわけではないため、整合性がまだ取れていない点が挙げられた。

インタビューでは、特定の改正点に関する反応についても質問をした。

① 2015年ベトナム民法典133条の善意・無過失の第三者保護について

第三者保護規定について反対意見はなく、評価は高いようである。その理由として、登記システムが不十分な状況において、一般国民に取引のリスクを負わせることはできないというコメントがあった。ほとんどの民間企業が関係する規定でもあり、現在、資源環境省が通知に関する規定を制定している。もっとも、善意の第三者を保護するための情報提供義務等が不十分であるため、司法省側から修正するよう要請をしたとのことである。民法との整合性が重要であるという指摘もあった。

② 世帯の財産について

この問題の処理に関しては30年から40年かかるであろうとの見解が示された。特に問題となるのは土地所有権である。法律上土地所有権が認められている。土地所有権の授与に関しての問題はないが、個人が世帯の土地所有権を取引できるかどうかという問題がある。この問題に関して資源環境省が明確な法律を制定する予定である。財産の帰属主体を世帯から個人にするという点について裁判所や取引企業、銀行等は認めている。土地所有権を国家が国民に認める場合において、どういうふうに使わせればいいのか今後の課題である。

(ii) ベトナム弁護士会

2016年8月4日（木）14時から15時35分まで、ベトナム弁護士会のオフィスで行われた。ベトナム側の説明は、A会長によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加

し、通訳はPによって行われた。

ベトナムには全国で1万1000人の弁護士がいる。全国に63の弁護士会があり、各63省に弁護士会がある。弁護士は必ず63省の弁護士会のどこかに所属しなければならず、地方の弁護士会のメンバーは資格があれば、弁護士連合会に入会する。ベトナム弁護士会はその統括組織である。

会費は全国共通である。1ヶ月20万ドンであり、そのうち10万ドンは地方の弁護士会の活動費に、残りの10万ドンはベトナム弁護士連合会の活動費に充てられる。75歳以上や疾病がある人の会費は免除される。

地方の弁護士会がベトナム弁護士連合会に支払う費用は所属弁護士の数によって変わる。1000人以上弁護士が登録している弁護士会は50%をベトナム弁護士連合会に支払わなければならない。1000人以下の場合、20%をベトナム弁護士連合会に支払う。50人以下の場合、10%をベトナム弁護士連合会に支払う仕組みになっている。もっとも、1000人以上弁護士が登録している弁護士会はハノイとホーチミンに限られている。ハノイは3000人、ホーチミンは4300人弁護士登録がある。これら2つの都市の弁護士が全体の3分の2を占める。

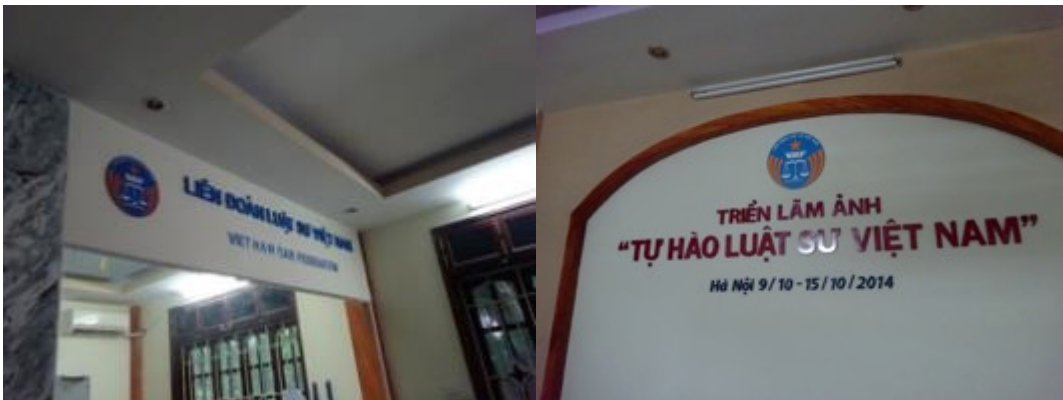


写真 2 ベトナム弁護士会

弁護士の数は毎年増加傾向にある。設立された2009年に所属していた弁護士は5300人であるが、2016年は1万1000人に倍増している。辞めた弁護士よりも、新たに弁護士登録をした人の方が多い。人気の職業であるとのコメントがあった。

弁護士会の業務の中で特に重要な業務は、弁護士の職業地位の保護である。この業務は①弁護士の代表としての活動と②弁護士活動の保護の2つに大きく分けられる。

① 弁護士の代表としての業務

弁護士会は弁護士の代表として、①立法時に全国の弁護士の意見を取りまとめて提言をする、②地方改革への参加、③社会に対する重要課題についての提言を行っている。③については、国際問題も含まれているようで、最近では中国の海洋進出に関連して意見を述べたようである。意見発表は、ベトナム弁護士連合委員会が記者会見を開き、テレビや新聞で提言する、あるいは書面で意見を述べる等の方法で行う。

①の立法時の提言は制定前にコメントを発表する形式で行っている。2015年民法が改正された際には、民法専門の弁護士を集めて研究をし、国会に提言を行った。最近では刑法の改正について意見表明をした。最近ベトナムでは改正刑法の条文が他の法律と矛盾抵触していたため、施行が見送られるという事態が大きく報道された。ベトナム弁護士連合会が問題点について意見表明をしたことが影響しているようである。2015年民法改正に関するベトナム弁護士会の立場については後述する。

② 弁護士活動の保護業務

国家機関および顧客との関係の2つを規律する。国家機関との間では、検察や調査機関による弁護士活動の妨害が挙げられた。具体的には刑事事件において、被告と弁護士の面会を制限する、書類の閲覧を制限する、証拠を用いないなどである。こういった妨害活動がなされた時、弁護士は弁護士会に対して申し立てをし、弁護士会は検察等に対して申し入れをするようである。

刑事事件以外の妨害活動（例えば立退きをさせられる住民と当局が対立している場合において、住民側の代理弁護士の活動が妨害された）はあるか質問したところ、沢山あるとの回答があった。弁護士活動の妨害はベトナムではよくある話で、ベトナムの1つの特徴である。背景には、計画経済から市場経済へ移行したものの、国家権限が大きかった時代の名残が挙げられた。国家機関の中には古い考えを持っているところが残っており、法律上認められる集会の権利などが重視されていない。妨害行為は弁護士のみならず、国民の権利を侵害するものであるから、少しずつ変えていく必要が有る。13年前に比べて、進歩はしたがベトナムの発展需要に応えることはできていない。あと20年から30年かかるのではないかと見解が示された。こういった妨害活動に対しても、ベトナム弁護士会は会員からの申し立てに基づき、根拠があれば関係機関に対して中止要求をするようである。弁護士会からの申し立てが成功するかはケースバイケースである。マスコミのおかげで広まっていくこともある。

客との関係では、弁護士が顧客に対して賄賂を要求した場合の対処などである。弁護士に問題があった場合、懲戒を行い、規律の浸透を図ってゆく。

ベトナム弁護士会は 2015 年民法改正に際し、意見表明を行った。意見表明の内容をまとめた書面（ベトナム語）をもらった。主要な改正点についてベトナム弁護士会の意見を抜粋したものについて話を聞いた。

① 所有形態について

所有形態が 6 形態あったものが 3 形態に変わった。この点に関して、弁護士会は賛成と意見を表明したとのことである。

② 世帯の財産処分について

弁護士会は特に意見表明をしなかった。ティン会長の個人としては、この改正については賛成のようである。世帯の中で意見がまとまらない時、財産の処分が難しいというのがその理由である。世帯はメンバーの入れ替わりもあるため、時代によって変わる点も指摘された。ドイモイ以前は農業中心社会であったため、世帯を重視する傾向にあった。しかし、ドイモイ以降社会が変化し、抵当権や相続など、世帯を主体にした場合、解決できない問題が増加している。世帯員の権利義務を明確に定めることができないという問題点も指摘された。

③ その他

ベトナム弁護士連合会が、2015 年ベトナム民法典の制定（2005 年民法典の改正）について大きく反対した点はない。

(iii) 司法省戸籍公証人局

2016 年 8 月 5 日（金）9 時 30 分から 10 時 50 分まで、司法省（2 階・会見室）で行われた。ベトナム側の説明は、戸籍公証人局の B 副局長によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、K 専門家、T 専門家が参加し、通訳は P によって行われた。

戸籍公証人局が担当する事務は①公証、②戸籍、③国籍の 3 つである。それぞれ担当部門が分かれている。

②の戸籍に関しては、戸籍業務一般、婚姻する際の戸籍の取り扱いおよび離婚をする際の戸籍の取り扱いという 3 つの局面に焦点を絞り質問をした。

戸籍業務は戸籍法に基づいて行われる。戸籍法 3 条によると、戸籍の範囲は出生、死亡、結婚、離婚、両親の確認や親族関係、養子が含まれている。もともと、ベトナムの戸籍に関して、戸籍法制定前には様々な議論があった。戸籍の内容と実際の世帯数は異なってお

り、公安省が住民の個人情報についてデータベース化している。この個人情報には戸籍も含まれており、司法省は公安省に対して、戸籍に関する情報を提供し、データベース化している。世帯数は社級公安委員会が管理している。戸籍法の制定に際して、戸籍と世帯の管理権限を一元化するか議論したが、安定性を維持するために、これまで通り別々に管理されている。

ベトナムの戸籍が含んでいる人的関係の範囲について質問をしたところ、「戸籍」という単語を用いているが、漢字からイメージされる戸籍とはズレがあるようである。この点について、歴史や言語学者も呼び、どう定義するか議論したが、ベトナム語に置き換えることは難しく、従来通り漢越語の「戸籍」を用いることになったという立法経緯が説明された。出生した子は親の戸籍に入るわけではなく、子供の戸籍が作成され、個人として登記される。実際の戸籍の記載についてはカウザン省ギアタン区人民委員会の項で後述する。

婚姻の戸籍登録は社級人民委員会で行われる。司法省は社級人民委員会から来た情報の管理権限を有する。もっとも直接社級人民委員会から司法省へ情報が送られるわけではなく、社級人民委員会は登記事項を司法省の下部組織である司法局へ送り、司法局が司法省へ情報を送る仕組みになっている。1年間の婚姻件数や離婚件数の情報は司法省に集まっており、04 通達が統計報告について定めている。

婚姻証明書を発行する権限を持つのは、ベトナム人同士の婚姻の場合社級人民委員会である。ベトナム人と外国人の場合、戸籍法制定前は 158 議定に基づき、ベトナム人と外国人の婚姻証明書の発行権限は司法省にあったが、現在は区人民委員会である。

ベトナムは裁判所を通じて離婚をする。そのため、離婚証明書の発行機関は裁判所である。

離婚の戸籍登録権限を持つのは、当該婚姻について戸籍登録した登記機関である。現在では、ベトナム人同士の場合、社級人民委員会であるもっともかつては登記権限が区の人民委員会や司法局にあったため、区の人民委員会等で婚姻登録をした者はそこで離婚の戸籍登録をしなければならない。結婚証明書に登記権限を有する機関が書かれているため、そこで登記をする。ベトナム人と外国人の離婚の場合司法局である。

婚姻件数と離婚件数に変化があるか質問したところ、離婚件数については実際の離婚件数と司法省が管理している件数にズレがあると説明された。戸籍簿には離婚について記入する欄があり、裁判所が登記機関に報告を渡し、戸籍簿に記入する仕組みになっている。裁判所の報告義務は法律上の義務であるが、裁判所と登記機関の協力がうまくいっておら

ず、離婚について記載できないようである。裁判所が報告しない理由はよく分からないが、ファ副局長の個人的見解として、情報共有がうまくいっていないことが挙げられた。裁判所が情報を送っていない場合もあるし、送っていても届いていない場合もあるとのことである。実際の離婚件数のデータは裁判所にあるが、帳簿上の離婚件数とズレがあることが重ねて強調された。

離婚の登記を記載する戸籍簿は登記機関にある。ベトナム人同士の離婚の場合社級人民委員会にある。外国人とベトナム人の離婚の場合司法局である。

公証業務には、契約書等の公証を行う公証と事実の確認の2種類がある。このうち、司法省公証局が担当しているのは、原本と写しに相違がないことの証明である。具体的に公証局が行う公証事務としては、出生証明書の写しを発行した場合に原本と相違がないことの公証が挙げられた。争いになった場合に公証が必要なわけではなく、原本と同じ機能を持っていることを公証するようである。出生証明書以外では婚姻証明書などが挙げられた。

公証の権限は複雑になっており、区や社の人民委員会や公証事務所が申請機関になっている。管轄は司法省の司法支援局である。司法省は管理権限のみを持っている。窓口は区や社の人民委員会などであり、原本と相違のない写しを作成する。

ベトナム人および外国人の国籍変更双方ともに窓口は司法局である。司法局は司法省に通知し、司法省経由で政府に国籍変更の申立てが行く。最終的には国家主席の決定により、国籍変更や離脱が認められる。

(iv) カウザイ区ギアタン社人民委員会

2016年8月5日（金）15時20分から17時00分まで、ギアタン社人民委員会で行われた。ベトナム側の説明は、C社人民委員会会長、D副委員長および戸籍業務担当者によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、K専門家、T専門家が参加し、通訳はPによって行われた。

ギアタン社人民委員会があるカウザイ区は、ハノイ市中心部から西側に位置する。旧市街とは異なり、高層ビルや大通りがある開発地区を有しており、ハノイ市の新都心と言える。カウザイ区には8つ社があり、ギアタン社はその中の1つである。ギアタン社の人口は2万6000人であるが、社としては普通規模という説明があった。ギアタン社の特徴として、重要な国家機関が周辺にあることや住民の知識レベルが高いことが挙げられた。ちなみにカウザイ区で1番人口が多いのはチュンファ社で、3万5000人である。昔からあった社ではなく、1992年にあったニエドウ社が2つに分かれて成立した社である。周辺

地域の開発に伴い、社の人口が増えたため、現在国会に対して社を2つに分けることを提案している。

ギアタン社はさらに小さい地区に分かれており、32グループある。グループには、班長と副長がおり、副長が2人のグループと1人のグループがある。グループの規模に応じて変わる。グループに事務所はないが、ミーティングルームがある。現在、ギアタン社内にはミーティングルームが13ある。ミーティングルームには庭や遊具のようなものも整備されている。ミーティングルームはグループが単独で利用していることもあるし、共有していることもある。



地図 1 カウザイ区ギアタン社の位置関係。旧市街にある滞在先から直線距離にして約6.1キロ離れている。



写真 3 カウザイ区ギアタン社のオフィス。

ギアタン社人民委員会では、婚姻、離婚、死亡および養子縁組の戸籍登記実務を中心にインタビューを行った。あわせて民法の執行との関係から、調停についてもインタビューを行った。

① 婚姻登録手続について

婚姻登録はベトナム人同士の場合と外国人同士の場合で異なる。ここでは、ベトナム人同士が婚姻登録をする場合における手続について記載する。

ベトナム人同士が婚姻をし、婚姻戸籍登録をする場合まず申請書を提出する。その他に必要な書類としては、世帯の証明書と住民証明書 (ID カード)、結婚状態の確認書がある。結婚状態確認書は重婚状態かどうか確認するために用いる。結婚状態確認書はギアタン社の住民の場合、社が結婚状態の確認をすることができるため、提出が免除されている。他の社の住民である人がギアタン社で婚姻登録をする場合、結婚状態の確認書の提出が必要となる。想定されるのは、夫婦の一方が他の社出身の人間であり、ギアタン社で婚姻登録をする場合である。結婚状態の確認書は元いた社が発行する。世帯帳簿からも分かる。世帯帳簿は区の公安が発行する。申請から婚姻戸籍登録までは営業日 5 日以内である。

登記は婚姻登録簿に手書きで記載される。帳簿には、名前、住所、民族、国籍、夫（または妻）の名前、婚姻関係が確立した日などが記載される。一番下には妻と夫の署名欄と戸籍登録担当者が署名する欄がある。帳簿はノートのような 1 冊の本にまとまっており、ページの 1 番上に番号が書かれている。番号は婚姻証明書を渡した順に通しで記載されている。帳簿には帳簿の 1 番上および婚姻関係が確立した日の 2 種類の日付が書かれている。婚姻関係が確立した日とは、夫婦がサインをした日であり、帳簿の上部に書かれている日付は社人民委員会の戸籍担当者がサインをした日である。この日付は同じときもあるが、違っているときもある。婚姻登録簿の実際の記入欄は写真 5 の通りである。

結婚証明書には、右側が妻の欄、左側が夫の欄である。それぞれ、①妻（夫）の名前、②生年月日、③民族、④国籍、⑤居住地、⑥識別書類の項目がある。結婚を登記した場所と登記がなされた日が記載され、その下に妻と夫が名前を署名する欄がある。一番右端に結婚証明書に署名した人の署名欄がある。ここには社の委員長または副委員長が署名権限を持っている。

結婚証明書の裏は変更履歴の記入欄になっている。名前や生年月日の訂正を記載していく。訂正があった場合、改正帳簿に記載していく。改正帳簿は婚姻登録戸籍帳簿とは別の冊子になっており、申請順に訂正事項を記載していく。改正帳簿には、改正・補充をする人や申請者の情報、改正・補充情報を記載していく。実際の改正帳簿を閲覧したところ、そのページには出生証明書上の母親の生年月日に誤りがあったという改正内容であった。その他には、修正内容として名前の変更などがある。

これに対して外国人とベトナム人同士の婚姻登録手続は異なっている。そもそも社に登記権限はない。2016年1月1日から区の人民委員会が窓口となっている。それ以前は司法局が行っていた。

② 離婚戸籍登録について

離婚の戸籍登録をする場合、争いがない場合は「合意による離婚承認書」を、争いがある場合は判決書を提出する。離婚の戸籍登録簿はなく、裁判所から情報があれば婚姻帳簿に記載する。離婚をするために、ベトナムでは日本のように証人は要求されていない。離婚した場合、婚姻証明書を裁判所が回収する。

③ 出生戸籍登録について

出生戸籍登録をする場合、申請書の他に①出産証明書、②世帯帳簿、③親が婚姻していた場合婚姻証明書、④申請者のIDが必要である。即日発行される。婚姻戸籍登録簿のように出生戸籍登録簿がある。婚姻戸籍登録簿のように冊子になっており、申請順に記載していく。

出生証明書には、①出生者の氏名、②生年月日、③性、④民族、⑤国籍、⑥出生地、⑦本籍地、⑧個人識別番号などを記載する欄がある。次に母の名前と父の名前を記載する欄があり、それぞれ①生年月日、②民族、③国籍、④住所の記入欄がある。次に出生届を出した人の名前を記載する欄があり、合わせて〔個人〕識別書類を記載する。最後に出生登記をした登記所と登記した日、および出生登記にサインした人の署名欄がある。

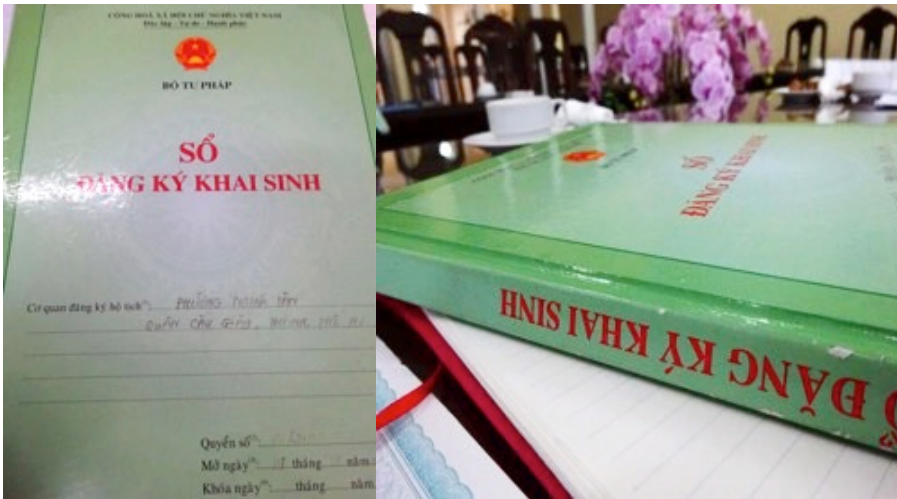


写真 7 出生戸籍登録簿。色は緑色である。

④ 死亡戸籍登録について

死亡戸籍登録をする場合、申請書の他に①死亡確認書、②世帯帳簿、③身分証明書の提出が必要である。死亡戸籍登録簿も婚姻戸籍登録簿や出生戸籍登録簿と同じように、冊子にまとめられている。申請順に記載していく。

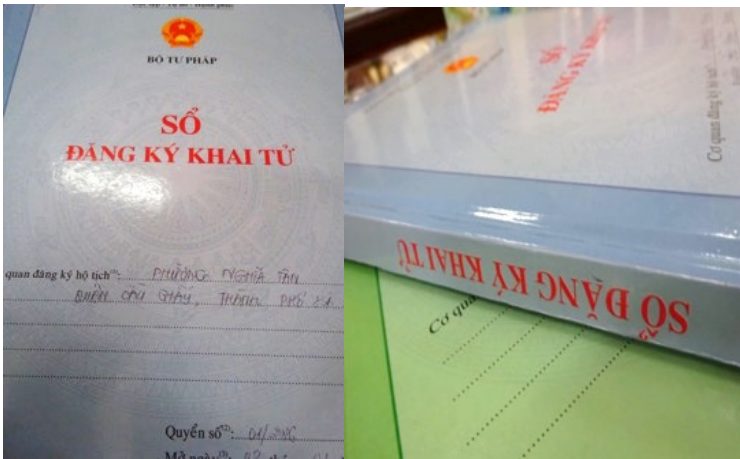


写真 8 死亡戸籍登録簿。色は青である。

死亡戸籍登録簿に記載される事項は写真 9 から 11 のようになっている。

⑤ 養子について

養子縁組もギアタン社人民委員会で行う。婚姻戸籍登録簿や出生戸籍登録簿と同様に冊子がある。離縁は裁判所で行う。離縁した場合、離縁登記簿は作成しない。離婚の場合と同様に離縁したことを養子戸籍登録簿に記載していく。

⑥ 調停について

社級人民委員会には調停権限があり、ギアタン社でもやっている。持ち込まれる紛争は離婚や不動産関係、相隣関係などがある。境界確定紛争や貸金紛争もあるが少ない。ギアタン社周辺にはマンションが多いため、マンション内での紛争が持ち込まれる。上の階が水漏れし、下の階が損害を受けた場合の処理などである。

ギアタン社には 32 のグループがあり、各グループに調停委員会がある。人数は 1 グループあたり 3 人から 5 人である。調停委員会のメンバーの仙人はギアタン社人民委員会が決定する。任期は 2 年半である。調停はミーティングルームで行われ、費用は無料である。調停が成立率はだいたい 85% から 86% である。調停の執行方法は様々である。マンションの水漏れトラブルの場合、調停案として下の階の回収費用を負担するなどがある。



写真 12 ギアタン社周辺の様子。

(iv) ハノイ法科大学

2016 年 8 月 6 日（土）9 時 00 分から 11 時 00 分まで、ハノイ法科大学で行われた。ベトナム側の説明は、I 教授ほか民法担当教によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加し、通訳は L1 によって英語で行われた。聞き取りには名古屋大学日本法教育センターの学生 L2 も同席し、適宜日本語で説明を補足した。大学では大学の概要やカリキュラム内容など法学教育に関わる事項についてもインタビューを行った。ここでは便宜上、

2015年民法典に関する部分のみを取り上げ、その他の事項は2-5で取り上げる。



写真 13 ハノイ法科大学

2015年民法典の改正について大学の教員としてどのように受け止めているのか質問をしたところ、教員たちで民法典について分析した意見書を出版したとのことである。また、共同で勉強会やトレーニングを行うとの話があった。物権法・債権法の適用に関するワークショップを9月と10月に開催するとの話があった。ワークショップでは問題点について議論する予定であり、日本の学校と協力したいとの話が出た。

2015年民法典に関して、教員たちから3点質問があった。1つは新しく導入された享用権（257条）に関するものであった。享用権の意義や賃借権との異同、その適用範囲がよく分からないという疑問であった。2点めは土地使用权と地上権の異同、3点めは善意の第三者に関するものであった。

ハノイ法科大学における授業方法の概要は、以下のとおりである。²⁸

法律の授業科目は、ほぼ法律の区分に応じて設定されている。時間数は、①15週間で学習する科目（民法、商法等）と、②5週間で学習する科目（土地法、環境法等）に分けられている。①・②いずれも授業形式は同じであり、1科目について（i）講義と（ii）ゼミナールが設けられている。

講義は、各科目の全学習時間に応じ、週1回ものから、週3回または4回の科目がある。1回分は90分である。履修者数は約100人～130人である。学生には、予習として教科書、現行法令の確認等が求められる。その具体的内容はシラバスによって指示される。現行法令は教科書に記載されているが、ベトナムでは法令が比較的頻繁に変更されるため、教科書を読む際には最新法令の確認が必要となる。講義の際には教員（教授、准教授、上

²⁸ 以下の記述は、ニエップ・ティ・ラン氏（2016年8月当時、ハノイ法科大学4年在学中）からの情報提供によるものである。

級講師または講師)が各法制度の基本原則、重要な内容、難解な条文の解釈、学説の紹介をしたうえで、法律の規定に関連する問題を提起し、学生自身に考えさせることが行われる。もっとも、講義では、時間の制限や履修者の多さもあり、学生から発言することはほとんどないとのことである。

これに対し、ゼミナールでは、学生の発言が中心になる。ゼミナールは講義と同じ週に行われ、科目の内容や全学習時間に応じ、週1回～2回程度、各講義の後に、1回90分で行われる。履修者数は約30人～35人である。学生が講義で学んだ内容に関連する資料、参考文献等を読み、疑問点があれば、ゼミナールの際に質問する。ゼミナールの授業形式は教員によって異なる。例えば、①学生が講義で学んだ内容に関して教員に質問し、教員が他の学生にも考えさせ、最後に解答する方法、②教員が実際の事件や裁判例を題材にして問題提起し、学生をグループに分けて討論を行い、相互に発表する方法、③教員が講義で学んだことを復習するために学生に質問し、法律上の問題提起をし、学生に考えさせ、発表させる方法、④模擬裁判(民事訴訟法、刑事訴訟法等)等々である。ゼミナールの評価は、グループ課題についてのプレゼンテーション、小テストによって行われる。

成績評価は、①グループ課題(10%)、②小テスト(10%)、③科目修了個人課題(10%)、④科目修了試験(70%)によって行われる。

① グループ課題

グループ課題は、各科目について1つが課される。その内容は、法制度の理解を問うもの、実際の事件に法律規定を適用して紛争を解決することを求めるもの等である。教員の指示に従って約10～15人が1グループとなり、グループごとに課題に取り組む。各グループは課題を約10～20頁のレポートにし、教員に提出する。その後、ゼミナールでグループ課題の発表(学生の決定により、代表者または全員が行う)を行い、教員および他のグループの学生との間で、質問応答、反論等が行われる。

② 小テスト

小テストは、1科目当たり1～2回、各約30～45分、ゼミナールの際に行われる。形式は、択一式プラス当該選択肢を選んだ理由の説明、小論述式、比較的長文の論述式等である。問題例として、「問1 以下のa,bに○または×を付け、回答の理由を説明しなさい。
／a. 個人の民事法律能力及び行為能力は同時点に発生する。／b. 将来に形成される財産は取引を確立したときにまだ存在しない財産をいう。／問2 民事取引が効力を有する条件について論述しなさい。」「問 抵当権と質権を比較しなさい。」

③ 科目修了個人課題

科目修了個人課題は、1科目に1つ出題される。学生は約10～20頁のレポートを作成し、教員に提出する。問題は、法制度の理解について意見を述べるもの、実際の事件に法律規定を適用し紛争を解決する問題等、グループ課題とほぼ同様である。

④ 科目修了試験

科目修了試験は、各科目の終了時に、口頭試験および筆記試験によって行われる。口頭試験では、学生が問題票（各問題票に2～3の質問が記載されている）を抽出し、約10分で解答を準備し、教員に口頭で解答する。教員は、票の中に書いてある問題に関する質問のほか、当該科目で学んだ内容に関する質問を行う。口頭試験は学生1人ずつ行われるため、2週間から1か月続くこともある。筆記試験は90～120分で行われる。形式は、択一プラス根拠の説明が1問、論述式1問、法律の規定を適用して事件を解説する問題1問である。

以上のように、ハノイ法科大学では、講義とゼミナールの形式、および基礎知識の修得と法律規定の適用による具体的事件の解決という応用の組合せにより、工夫に富んだ効率的な授業が行われているように見受けられる。

(v) バクニン市人民裁判所

2016年8月9日（月）8時00分から10時00分まで、バクニン市人民裁判所で行われた。ベトナム側はE長官、F副長官、バクニン市人民裁判所の裁判官らが参加し、E長官によって説明が行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、S専門家、K専門家が参加し、通訳はRによって日本語で行われた。



写真 14 バクニン省の広域地図と市街地の様子

バクニン市人民裁判所では、現在、10人の裁判官が所属している。民事部、刑事部のように部署は分かれておらず、分担して仕事を行っている。将来的には、市レベルの裁判所も各担当部に分ける予定とのことである。

ベトナムの裁判官は給料と合わせて手当をもらっている。手当では市レベルの裁判官で給料の20%、省レベルの裁判官で25%付く。年1%の昇給がある。多くはないが、他の分野の公務員に比べると待遇は良い。例えば、中級裁判官の方が中級公務員よりも多くもらっている。

上訴で判決が覆されると、給料が下げられる、あるいは再任されなくなるという話もあるが、実のところはどうかと質問したところ、それは誤解であり、そういったことはないとの説明があった。責任を感じてもらうために、昇給をしないという措置を採るという話のことではないかと思うとのことである。



写真 15 バクニン市人民裁判所

バクニン市人民裁判所の事件数と事件内容に関して、民事事件、家事事件、労働事件、商事事件、行政事件の事件数の推移について具体的かつ詳細な回答があった。

① 家事事件について

家事事件の場合、2012年の受理件数は302件であり、298件を解決（判決や手続の停止、移送など）を行った。2016年は7月31日までの統計によると、受理件数は352件であり、292件を解決したとのことである。7月31日の時点で、すでに2012年の事件数を超えており、今後も増えるとの見通しが示された。家事事件の年度別受理件数および解決件数は表1の通りである。家事事件の9割が離婚事件とのことである。

	受理事件数（件）	解決事件数（件）
2012年	302	298
2013年	276	275
2014年	350	350
2015年	398	397
2016年（7月31日まで）	352	292

表 1 2012年から2016年7月31日までの家事事件の推移

② 民事事件について

民事事件の場合、各年ごとの事件数ではなく、2012年から2016年7月31日までの合算で説明があった。2012年から2016年7月31日まで、493件の事件を受理し、うち165件を解決した。民事事件の場合、年によって事件数の変動が激しいとのことである。

民事事件で多く見られる紛争は、財産の貸付をめぐる紛争や土地の引渡しをめぐる紛争、土地所有権の紛争が多いようである。

土地の引渡しをめぐる紛争というのは、ある土地の土地所有権をAとB双方が主張し、土地の引渡しをめぐる争いになるケースである。

土地所有権の紛争では契約の有効性が問題になっている。無効原因としては、形式と内容の両方がある。形式面で特に問題となるのは世帯の土地所有権の処分である。これまで、ベトナムでは世帯の財産を処分する場合、世帯構成員全員の署名がなければ財産の処分することができないが、署名を欠くにもかかわらず処分された、自分の署名とは異なっていることなどを理由に契約の有効性が争われている。その他には、契約に公証がないことを理由にする無効などがある。

③ 商事件について

2012年から2016年7月31日までの合算で、230件を受理し、220件を解決したとのことである。商事件も、年によって事件数の変動が激しい。

商事件では、信用や貸付をめぐる紛争になるようである。

④ 労働事件について

2012年から2016年7月31日までの合算で、18件を受理し、これは全て解決したとのことである。労働事件では、社会保険が争いになるようである。

⑤ 行政事件について

2012年から2016年7月31日までの合算で、77件を受理し、73件を解決したとのことである。行政事件では、土地の回収決定や立退きに対する不服申立てが多いようである。現在、ベトナムは工業化を促進するために農地を回収して、工業団地の設置を進めている。ベトナムの場合、土地は国有であるため、土地使用权を回収する。農地の場合、農地回収決定書に基づき行われ、農民に対しては金銭や職業のあっせんなどの形で賠償がなされる。住民たちは賠償内容に対する不服を理由に訴訟を起こすようである。

土地使用权の回収決定それ自体を理由にした紛争が起きているのかについて引き続き調査を要する。



写真 16 バクニン省周辺に広がる農業地帯。

しばらく車を走らせるとティエンソン工業団地がある。

バクニン市人民裁判所は和解に力を注いでいる。例えば、家事事件の場合離婚の申立てをしたが、申立てを取り下げた事案は320件もある。2012年から2016年の間、998件が和解によって解決したとの説明があった。

民事、商事分野での和解については、統計資料はない。しかし、毎年増えていると実感がある。和解が成立したため、当事者が訴えを取り下げる場合と当事者が解決案を提示し、それに従って裁判所が和解を進める2つのパターンがある。第1審で和解が成立しなかったとしても、第2審で和解が成立する場合もある。第2審での和解の成功率は約30%程度である。

訴訟手続は民事、商事、労働事件の場合、訴えを受理してから、4か月以内に解決（判決や手続の停止、移送など）をしなければならないと法律上規定されている。もっとも、商事事件の場合、やむを得ない事情があればプラス2か月延長できる。実際に法律の規定通り処理できているか質問したところ、事件数が増加しており、それに伴いプレッシャー

も感じるが、協力して事件処理を進めている結果、期間をオーバーしたことはないとのことである。訴訟費用に関しては、条文に書いてあるとの説明があった。法律の規定に従って行っているようである。解決した事件のうち、控訴されるのは全体の20%くらいとのことである。

民法典の改正について質問をしたところ、民法典改正だけでなく、改正法一般に関する勉強会について説明があった。2016年は民法や民事訴訟法だけでなく、刑法や行政法の改正も行われた。これらの改正について、政府は市民に対して啓蒙活動を行っているが、関係機関に対しても解説を行っている。最高人民裁判所では4日間解説が行われた。バクニン省でも2回行われた。その他、JICAが行う専門的なセミナーに参加して勉強する。行政訴訟法のセミナーがあった。その他イエンバイ省では刑法と刑事訴訟法のセミナーがあったとのことである。

民法典が改正されたことで、仕事がやりやすくなるため賛成とのことである。特に世帯に関しては新しい規定の方がよく、これまでやりづらかった問題の解決に役立つと考えている。民法典の改正については前向きに捉えられている。

(vi) 最高人民裁判所国際協力部

2016年8月9日(月)14時00分から15時00分まで、最高人民裁判所国際協力部で行われた。G部長によって説明が行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、S専門家、が参加し、通訳はRによって日本語で行われた。

最高人民裁判所国際協力部は①外国法や国際法を研究し、関係機関に対して説明する。②国際条約の作成・検討、③他国の裁判所との協力、④国際的な立場から最高裁判所の判決に対して意見を述べる、という4つの業務を担当している。

①の外国法や国際法の研究では主に2つの研究を行っている。1つはベトナムが加盟する条約に関する関係国の条文の研究であり、もう1つはASEAN法の研究である。最近ではTPP関係のニーズの研究やベトナムと関係が良好な国の法律の研究を行った。もっとも、国際協力部は最高人民裁判所の研究部門であるため、国内法の英訳等は行わない。ベトナムの法律を対外的に紹介する業務を担当しているのは司法省の役割である。

②については、現在TPP以外の国際条約として、犯罪者の送り出しや司法支援に関するものを担当している。公安省や検察庁が中心となって行っているが、最高人民裁判所も参加している。

④については、例えば外国人がベトナムで犯罪をした場合において、相手国からの返還

要求に応じていいか、政府に対して助言をする業務である。

最高人民裁判所が行っている統計資料の公開について質問したところ、統計局が行っているとの回答があった。統計局では、事件が増加した理由等の分析も行っており、年間報告書の出版も行っているようである。



写真 17 国際協力部が入る最高人民裁判所の建物

2015年民法典の改正について最高人民裁判所としてどのような取り組みを行っているか質問をしたところ、最高人民裁判所としては、2015年民法典に関するセミナーを全国の裁判官向けに行っているとの回答があった。まだ1日しか開催していないが、今後もやっていく予定方向性のようなものである。しかし、裁判所が担当する普及活動は裁判所内部に限られているようである。例えば、市民や企業から何か反応があったか質問をしたところ、そういった窓口としての役割は司法省にあると回答があった。国民の意見の聴取や啓蒙活動は司法省の役割であり、裁判所は法の解釈適用を行うとのことである。

もっとも最高人民裁判所内にも、国民の反応を調査する機関があるようで、法務局が担当しているようである。

(2) ホーチミン調査

(i) 長島・大野・常松法律事務所ホーチミンオフィス

2016年11月16日(水)11時00分から12時00分まで、長島大野法律事務所ホーチミンオフィスにおいて行われた。ホーチミンオフィス側からは代表である日本人弁護士の弁護士およびB弁護士が参加し、A弁護士によって説明が行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加した。

最初にホーチミン市における最近の不動産取引の傾向について質問をしたところ加熱傾向にあるとの説明がなされた。問い合わせ件数も増加している。ゼネコンやホテル事業者からの相談である。また、開発や建物の取得も増えている。不動産の市場価格はインフレの影響により、2010年ごろは20%近く上がった。2011年から下がってきており、現在は緩和してきている。ホーチミンの開発の場合、住宅の売れ行きは好調であるが、バブル傾向にある。

もっとも契約が成立する件数は少ない。10件のうち、2件契約が成立するにとどまっている。取引条件面で折り合いがつかないことが理由の1つである。具体的には価格や権利（特に土地使用权）関係の面で問題になるようである。

土地使用权の権利関係が問題となる具体的な事案として、使用目的と使用実態が一致しない場合が挙げられた。

土地使用权を利用するためには、国家から割当かリースのいずれかを受けなければならない。土地使用权の割当は所有に近く、軍や農家に対して、あるいは家屋所有のために実施される。土地使用料の納付が免除されるメリットがある。これに対して、リースは土地使用权を賃借することで利用する形態である。商業目的で土地使用权を使用する場合は土地使用权をリースすることになる。もっとも、リースの場合、土地使用料の納付は免除されないという特徴がある。このように、土地使用权の設定が割当かリースのいずれによるかによって、使用权者が受けられる利益に差が出ている。恩恵を失いたくないがために、土地使用目的を家屋所有目的にしたまま商業ビルを建設するという、登録上の目的と実態が一致しない事案が少なくない。当然、このような使い方は法律上認められていない。違法建築の場合、そもそも建築許可は降りない。裏での金銭の授受を通じて行っているようである。金銭の授受が行われるのは、土地の開発許可の場面ではないかと話に上がった。日系企業は権利関係が怪しいため、取引に躊躇してしまうようである。建物の賃貸借契約を締結するに留まっている。

こうした権利関係が不明確になる理由として、本音では開発したいが建前では開発できないことがあるのではないかと指摘があった。これを「ホンネとタテマエ」パターンと呼んでいた。具体例としてサイゴン川沿いの土地開発が挙げられた。サイゴン川沿いの土地使用权は軍（川沿いの場合海軍）の管理下にある。軍が管理する土地は国家が国防目的のために海軍に対して割当をしているものである。しかし、土地の中には商業的に利用価値の高いものも存在する。こうした土地を活用するために、軍内部では「休眠地は商業使

用しても良い」という決定が出されている。

土地を使用するための具体的なスキームは――

軍の100%出資で会社を設立し、その会社に土地を使用させる。

設立された会社はデベロッパーと開発契約を締結し、デベロッパーが開発をする。

――である。

軍は100%出資会社に対して土地の利用を認めてはいるが、当事者間に契約はなく、使用権限は不明である。日系企業に開発の話が持ちかけられるのは、デベロッパーが資金不足に陥った場合などである。しかし、使用権限が不明なため日系企業は手を出せないでいる。もっとも、日系企業と地元企業との間で受け止め方に温度差がある点には留意しなければならない。むしろ地元企業は海軍の後ろ盾があるため、安心だと考え、投資しているようである。

正規の案件の具体的なスキームは、――

ローカル企業と日系企業が出資し、ジョイント・ベンチャーを設立する。

出資として、日系企業は金銭を、ローカル企業は土地使用権を出資する。

ジョイント・ベンチャーは出資された土地使用権を取得する。建築された建物はジョイント・ベンチャーが所有する――という方式である。



写真 18 長島・大野・常松法律事務所ホーチミンオフィスから見たサイゴン川の様子。川の向こうで建築が進んでいる様子がわかる。

ベトナムには建物の登記は存在しない。公証してもらい、そこを通じて登録に載るようである。土地所有権権利証に建物の情報も載っているが、建物情報として十分か質問をし

たところ、現物を見て、判断をするが、登記情報を確認することができないため公開してほしいとの回答があった。

なお、建物の賃貸借契約の場合、賃貸借契約を公証してもらう。公証の際、二重譲渡の有無を確認するようである。

二重譲渡関連の紛争があるか質問をしたところ、一度もないとの回答があった。その理由として、公証人の存在が挙げられた。公証人が登記前に調査を行うようである。もっとも、公証人が持っているデータを確認することはできない。

担保の二重設定の有無はデュー・デリジェンスを通して行っている。

土地権利証明書の偽造の問題について質問をしたところ、あまりない、一度もないのではないかと回答があった。土地権利は国の公文書であり、ベトナム人の文化として、国を敵に回したくないのではないかと理由が挙げられた。

土地権利の登記の確認は登記が公開されていないため、土地権利権利証や建築証、担保の確認から登記の有無を把握しているようである。特に担保権の場合、銀行だけが抵当権を設定することができ、しかも抵当権設定後は権利書を銀行が預かるという実務上の運用がなされている。そのため、所有者が土地権利権利証を提出することができる場合には、担保が設定されていないという推定が働くようである。

土地権利登記がなされていない土地があるのか質問をしたところ、登記が公開されていないため、不明であるとの回答があった。もっとも、土地権利登記がなされた土地のみが取引の対象になっているようである。ただ、現実問題として権利が繋がっていない土地も存在する。

長島大野法律事務所ホーチミンオフィスでは不動産取引以外の業務としてM&Aを行っている。不動産取引でもM&Aは多い。なぜなら、外資系企業が事業運用目的での建物購入が禁止されているからである。日系企業では、ホテルやオフィスビルの運営・管理会社、ゼネコンなどの業種が興味を持っている。

A 弁護士はホーチミン日本商工会の事業環境委員長を務めている。事業環境委員会はベトナム進出企業が抱えている問題をベトナム政府に提言する役割を担っている。しかし、事業環境委員会が全ての問題を提案することは難しく、特に、不動産関連の問題については進出企業も提案を諦めてしまうため、改善要望にも上がってこないようである。JICAと手を組んでやるのが望ましいとの話が出た。

2-4 判例公開の現状と公開判例の分析

(1) ベトナムにおける判例公開の現状

ベトナムでは2016年4月6日に6件の事案(刑事1件, 民事5件)が判例として公開された²⁹。2016年10月17日には, さらに4件(民事3件, 行政事件1件)が判例として公開された³⁰。その結果, 2017年2月末現在では, 合計10件の判例が公開されている。社会主義国を標榜するベトナムにおいて, 法律はあくまで国を統治するための手段という位置付けであった。法律の解釈権限を持つのは国会の役割であり(2013年ベトナム憲法74条2項, 2014年国会組織法49条), 裁判所は法律の解釈権限を持たないと考えられてきており, そのため法解釈学が発展しなかったという経緯がある。このようなベトナムの状況において裁判所がどこまで法解釈に踏み込むことができるのか, また公開された判例がどのような役割を担うのか未知数であるが, 判例制度の導入が立法の不十分な点を補い, ベトナムにおける法解釈学を発展を促す風穴になる可能性を有している。

ベトナムの公開判例については, その内容を紹介・分析する雑誌連載も始まっている³¹。本稿では, 各判例の具体的内容についてはあまり踏み込まず, 2016年8月のハノイ調査および11月のホーチミン調査における各関係機関の判例公開制度に対する受け止め方や2016年12月16日に慶應義塾大学法学部法律学科松尾弘研究室とハノイ法科大学日本法教育センターの学生との間で行ったテレビ会議システムを通じた合同ゼミナールを中心に分析をする。

(2) 2016年8月ハノイ現地調査

ハノイにおいて行った関係各機関へのインタビュー結果を総合すると, 課題は残っているものの, 前向きに評価するコメントがあった。また, 判例の選定にはベトナム弁護士会や地方裁判所も関与しており, 最高裁判所に対して各機関が重要だと考える裁判例を推薦する仕組みがあることも分かった。こうした地方裁判所, 弁護士会を始めとする関係各機関をも巻き込んだ判例公開システムは評価できるだろう。判例公開システムに対する評価は高い一方で, 公開された判例に対する評価は分かれている。判例公開システムの信頼性を高めていくためにも, 判例の中身が重要になってくると考えられる。今後の動向に注目していく必要がある。

²⁹ 最高人民裁判所決定第220/QĐ-CA.

³⁰ 最高人民裁判所決定第698/QĐ-CA.

³¹ 伏原=ブイ 2016a: 32-33頁(現在連載中)。

(i) 司法省民事経済法局

司法省として判例の公開に対して何か意見があるか質問をしたところ、前向きなコメントがあった。以前最高人民裁判所と最高人民裁判所の委員会、司法省と M 専門家で話をした際、A 副局長は、判例は明確なものでなければならないと考えるが、現在は過渡期にあるため、最高人民裁判所の仕事を認める必要がある。個人的には公開された 6 件がいい判例だとは思わないが、法源としての判例を公開していくという点で非常に重要な意味を持っている。もっとも新たに見直す必要はあるとの意見であった。

(ii) ベトナム弁護士会

弁護士会は最高人民裁判所の判例選定作業に呼ばれ、弁護士会からは副会長が参加した。最高人民裁判所から、判例になりそうな事件があれば教えて欲しいという申し出があったため、所属弁護士に対してこのことを通知した。2016 年 12 月 15 日までに集め、最高人民裁判所に判例候補の裁判例を送付するスケジュールで動いているようである。こういった送付要請は毎年来るとのことである。

弁護士会として、最高人民裁判所の判例公開についてどう思うか意見を聞いたところ、最高人民裁判所の姿勢に賛同するという立場が表明された。もっとも、公表前に参加したセミナーで意見を述べたが、今回公表された 6 件の判例にはベトナム弁護士連合会の提言は含まれていない。まだ 6 件しか公開されていないが、将来の裁判例にとどまらず、過去の裁判例についても基準を満たすものがあれば判例になる。最高人民裁判所は、今までこういったことをしてこなかったため、慎重に作業をしている。弁護士の意見が必要になるとの意見が表明された。

(iii) バクニン市人民裁判所

判例の公開は新しい分野であり、日本の判例公開システムについても調査をしたとのことである。もっとも、政府内では、数年前から判例公開に関して話題になっていたようである。裁判官としては、迷っていた時判例があれば解決の助けになると考えており、[判例公開の] 良さや重要性については認識している。憲法や民事訴訟法にも判例について規定されている。政府の立場としては、今後民事 1 つ、刑事 1 つ判例を作っていくようである。

第一審裁判所として判決になりうる事件の収集についてどう関わるか質問をしたところ、全国の地方裁判所も事件を収集するよう提案がされているとのことである。地方から事件を提案するだけでなく、最高人民裁判所から監督審や再審について公開することで、地方の裁判所のレベルアップが図られるのではないかと説明があった。

今回公開された判例 6 件の情報はバクニン市人民裁判所にも来ており、裁判官達も判決を読んでいる。また、最高人民裁判所は JICA と協力してセミナーを開催しており、地方レベルでもワークショップを開催し、判例公開の目的やメリットについて質疑応答する機会があった。今後は判例に基づいて裁判ができるため、現場としては評価は高い。

(iv) 最高人民裁判所

判例公開は、法の適用や解釈の統一化を目的にして行われた。ベトナムの法解釈のレベルは文言解釈に限られており遅れがある。こうした遅れを補うためでもある。判例選定委員会があり、メンバーは最高人民裁判所、司法省、検察院である。公安や大学関係者もいる。現在の判例公開はパイロット・プロジェクトであり、今後、年に何件判例を公開するのか未定である。正式なアクションではないが、公開された 6 件の判例を読んで、判例ではないという意見もある。判例がいかなるものなのか、意見を統一した上で選定し、判例を作成し、トレーニングを行う必要があるが、実現するためのプランがまだ詰まっていないうという非公式な話も出た。今後見直していく必要があるようである。

判例解釈のセミナー等は JICA の支援で何回か行ったが、今後の具体的計画は未定である。また、判例を英訳する予定もないとのことである。

2-5 民法典の普及活動の状況

2016 年 8 月に行ったハノイ現地調査では、2015 年民法典の普及活動およびそれと関連する法律扶助等の関連活動についてインタビューをすることができた。以下、その内容を記載する。

(1) 司法省民事経済法局

2015 年改正民法に関する情報は司法省のウェブ上に説明を載せている。これらを読めば理解できるように、司法省は普及インフラの整備をしている。

ホームページ以外の情報公開の方法として、「民法改正に関するコメント」という本を出版しようと考えているとコメントがあった。その本は逐条解説であり、新规定についての説明だけでなく判例や法令比較もする予定のようである。ここに使う判例は最高人民裁判所が公開した判例 6 件だけでなく、他の裁判例も使う予定である。本の出版には専門家からのサポートが必要であるとの要望があった。

改正について、一般市民から問い合わせがあるか質問をしたところ、一般国民からの問い合わせはないが、地方でトレーニングをした際、質問が出たとのことである。

(2) ベトナム弁護士会

ベトナム弁護士会では、ベトナムにおける法律扶助制度について説明を受けた。ベトナムにも法律扶助制度がある。刑事事件における弁護士の扶助が挙げられた。①死刑や無期懲役になるおそれがある場合、②被疑者に精神障害等がある場合、訴訟機関がベトナム弁護士会に支援要請をするようである。これは年間10万件ある。その他には、貧困層や社会貢献者に対する法律支援や司法省に付属する法律支援センターでの活動が挙げられた。現在、法律支援センターには、ベトナム弁護士会の会員2000人が参加している。報酬は国が支払っている。また、毎年10月10日と11月9日は法律サービスを無料で行う日と定められている。

2-6 法学教育における民法科目の取扱い

(1) ハノイ国家大学法学部

2016年8月3日(水)15時30分から17時まで、ハノイ国家大学法学部で行われた。ベトナム側の説明は、H副学部長およびI国際協力部部長によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加し、通訳はPによって行われた。

ハノイ国家大学法学部は1976年に設立され、2016年に40周年を迎える。教職員は合わせて1240人いる。教職員のうち70%が教員であり、法律分野で著名な教授もいる。研究者の育成を目指している点が強調された。法学部の国際協力も活発化している。

法学部と修士・博士課程が設置されている。学部は4期に分かれており、1期は約300人で、合計1127人の学生が在籍している。学部は①一般コースと②選抜コースの2つに分かれている。選抜コースには約30人の学生が入学している。一般コースと選抜コースは募集要項が異なっている。入学基準として、受賞歴があるか、入試の点数が高いか等が挙げられた。学部の1クラスあたりの人数は一般コースの場合、授業は100人である。ゼミは10人からの少人数制が取られている。

修士過程には毎年250人の入学者がおり、博士課程は25人である。修士の学生が多い理由は、ハノイ国家大学法学部が研究者の養成を目的にしているからである。大学院は1クラスあたり10人である。

学期は2学期制である。前期は9月から12月か1月まで、後期は1月か2月から6月末までである。学生からの要望がある場合、夏休み期間(7月から8月)に授業をするこ

ともある。この場合 3 学期になる。

ハノイ国家大学法学部の場合、2 単位科目と 3 単位科目である。単位に応じて授業時間も変わる。授業は 1 コマ 50 分で行われるが、基本的に連続授業である。2 単位科目の場合、100 分授業になる。3 単位の科目の場合、3 コマ連続授業となり 150 分になる。

授業のやり方は教員によって異なる。例えばクラスの学生をグループに分け、発表し、ディスカッションをする。学生から質問があれば教員が答えるという方式が紹介された。教材も教員の裁量に任せられている。教科書や判例を使うようであるが、判例集が出版されているわけではない。

また、科目の分け方について質問したところ、日本と同様にいくつかの分野に細分化して教えているようである。例えば民法の場合、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅱ（物権・相続）、民法Ⅲ（債権）、民法Ⅳ（家族）に分けている。

試験は、筆記試験と口述試験の 2 つがある。教員が決めるが、口述試験が多いようである。1 人当たり 10 分から 15 分で行われる。

卒業要件は学部、修士課程、博士課程によって異なっている。学部は一般コースのほかには選抜コースも設定しているため、各コースによっても卒業要件が異なる。一般コースの学生は必修科目 117 単位、選択科目 18 単位の合計 135 単位が必要である。選抜コースの場合、必修科目の単位数が増え、必修科目 138 単位、選択科目 16 単位の合計 154 単位が必要である。修士課程の場合、科目 60 単位および論文の 12 単位の取得が必要である。もっとも最近新規定が採用され、新規定によると科目 44 単位、論文 20 単位となっている。博士課程は、科目 8 単位、論文研究報告 3 回の計 11 単位が必要である。博士の修了期間は人によって違っている。10 年かけて修了する人もいれば、2 年で早期卒業する人もいる。

卒業生の進路は学生によって様々である。大学等の教育機関や、裁判所、検察、銀行、民間企業、国会などの立法機関が就職先として挙げられた。

留学生はインタビューを行った 2016 年 8 月の時点で、学部には 9 人、大学院には 25 人の留学生がいる。学部への留学生の出身国は中国、韓国、ウクライナなどである。

逆にハノイ国家大学法学部からの留学生は少ないようである。その理由として、単位互換がないため、交換留学する学生が少ないこと、経済的問題が挙げられた。スタディーツアーなどの参加はあるとのことであった。学校間の提携や半額補助でも奨学金があれば、学生は興味を持つだろうとコメントがあった。

ハノイ国家大学法学部には、フランス語で法律を学ぶコースと人権分野に限られるが、

英語で学ぶコースが設置されている。

① フランス語コースについて

フランス語コースはハノイ国家大学法学部とフランス文部省の協力で設置された。フランスからはリオン大学、ボルドー大学、トゥルーズ大学の3つが参加している。修了生にはフランス文部省から卒業証書が発行される。フランス語で授業をするため、ベトナム人の学生は少ないが、ヨーロッパやフランス、旧植民地の留学生が履修しているようである。

② 英語コースについて

英語コースはノルウェーの人権団体の援助を受けて設置された。全ての授業は英語で行われるが、人権科目に限られている。教材や費用はノルウェー側が負担している。今年は3期目にあたり、試験や適切に行われているかどうか等の評価が行われる。

なお、ハノイ国家大学では、日越の合同プログラムが JICA とジェトロの支援で行われていた。現在は行われていないが、また実施したいとの要望があった。

大学間の交流や提携について質問をしたところ、非常に興味があるという前向きなコメントとともに、積極的な質問があった。具体的には提携の方式や内容（教授の交換をするのか、共同研究をするのかなど）、期間、修了後の資格や証書の発行等について質問があった。

(2) ハノイ法科大学

ハノイ法科大学とハノイ国家大学法学部の違いについて質問をしたところ、ハノイ国家大学法学部は研究者の育成を主眼に置いている点で違いがあるとの説明があった。

そのため、大学の学生数や授業の方法等で違いがあるようである。ハノイ法科大学は2700人在学しているが、ハノイ国家大学法学部は300人という小規模である。授業内容についても、ハノイ法科大学はシラバスで公開しているが、ハノイ国家大学法学部は公開していない。

授業方法については、ハノイ法科大学の場合、教員は小テストを2回、グループワークとレポートの提出、セミナー（ゼミ）での代表者による発表など決まったやり方に従って行うが、国家大学では教員自身が自由にスタイルを決められるようである。I教授はハノイ国家大学でも授業を受け持っているようで、国家大学では、例えば教員が課題を与え、学生が授業をするという方法もあると説明があった。I教授の個人的見解として、ハノイ法科大学のような授業スタイルはよく勉強する学生にとって学習効果が高いが、グループ

ワークなどでは学生が自由にメンバーを決められるため、グループ間で差が出るというデメリットがあるのではないかという話があった。もっとも、I教授はハノイ法科大学の方法を評価しているとのことである。

なお、ハノイ国家大学法学部で法律科目を担当するほとんどの教員はハノイ法科大学の教員であり、その他の大学でも法律を教えているようである。



写真 19 キャンパス内の様子と敷地内にある学生寮（写真右側）

ハノイ法科大学における民事法分野の法学教育に関して、民事法コースは3つ分かれている。日本と同じく15週授業があり、1つの科目は講義とセミナーで構成される。講義、セミナーともに90分授業である。選抜クラスも設置されている。選抜クラスでは民法入門、財産法、契約法、相続などが科目として設置されている。

セミナーではケーススタディーや質問が行われるいわゆる「ゼミ」形式の授業である。ケーススタディーで使われる事案は教員が作問する場合と裁判例を使う場合がある。判例は、個々の教員が裁判官に連絡をして、授業の素材となる事案を探したり、最高人民裁判所のウェブサイトを使って収集する。裁判例があまり公開されていないため、教員と裁判官のつながりに依存している。最近公開された判例6件を授業で取り扱っているか尋ねたところ、授業はしていないが、判例の情報は教員が提供しているとの話があった。ケーススタディーで使われた事案は本になっており、司法学院（Judicial Academy）で購入できる。

講義に使う教材は、講義ごとに異なる。例えば、民事法の場合、民法の各編に分かれた本がある。各教員はリサーチ・ペーパーを共有している。どのような情報を学生に提供するかについても、各教員の裁量に委ねられている。

必修科目と選択科目について質問したところ、基本的な事項が必修科目になっていると
のことである。民事法の場合、所有権や契約の債務、損害賠償などである。選択科目はロ
ーマ法や担保、住宅法、法律相談（民事）、保険法、交渉論などである。

民事法コースには 60 人の教員がいる。その中には准教授や博士号、修士号保持者がい
る。

学部生は 1 学年約 300 人である。4 学年合わせると約 1200 人である。院生や留学生の
数についても質問したが、インタビューでは分からなかった。一般的な事項については後
でメールをすると解答があった。

講義は 1 クラス 130 人から 150 人で行われる。その代わりセミナーは 30 人から 40 人
の少人数である。選抜クラスはさらに少人数で行われる。

始業は午前 7 時から午後 6 時からである。また夜間の授業も開講しており、それは 6 時
から 7 時 30 分である。ハノイ法科大学は午前 3 コマ、午後 3 コマ、夜間 1 コマの合計 7
コマが 1 日に開講されている。セメスターにより教員が受け持つ授業数は異なる。だいた
い 4 回から 5 回である。もっとも 1 日に複数のクラスを受け持っている。

卒業するためには 120 単位が必要であり、民事法分野からは 6 単位必要である。2015
年からカリキュラムが変わり 9 単位増えたとのことである。

試験は筆記試験と口述試験の 2 つがある。どちらで行うかは教員によるが、口述試験が
多い。筆記試験は 120 分で行われる。筆記試験の出題形式は、①正誤問題、②分析、③事
例問題の 3 種類がある。

口頭試験は 3 種類の質問から 1 つ選び、その中に含まれる問題をどう解決するのか解答
する方式である。10 分から 15 分で行われ、解答できなければ不合格（F）となる。受講
生が多い場合、1 か月半かけて試験が行われる。

卒業生の進路として、①就職、②修士・博士課程への進学、③司法学院への進学が挙げ
られた。

ハノイ法科大学には中国人、カンボジア人の留学生がいる。その他サマーコースが開講
されており、サンフランシスコ大学やオーストラリア、ニュージーランドから学生が来て
いる。日本からは、名古屋大学が 6 ヶ月のサマーコースで学生を派遣している。

慶應義塾大学法科大学院で開設予定の LL.M. について説明をしたところ、「協力してゆ
きたい」という前向きな解答があった。もっとも、協力のあり方については継続して、話
し合う必要がある。例えば、ハノイ法科大学側からは、教員たち自身、ケーススタディー

のやり方や教え方について悩んでおり、教員たち自身が講義のやり方を学ぶスタディーツアーに参加したいという要望が出た。

授業に関連して日本の教員たちは外国の法律情報にどうアクセスしているのか、大学の紀要について質問があった。

(3) ホーチミン市法科大学日本法教育センター

2016年11月16日(水)16時00分から18時まで、ホーチミン市法科大学日本法教育センター内で行われた。ベトナム側の説明は、C特任講師によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加した。また、日本法教育センターの学生にも協力をいただいた。

ホーチミン市法科大学日本法教育センターの学生の募集方法は他のセンターとは異なっている。提携先であるホーチミン市法科大学は High Quality Japanese Course を設置しているため、High Quality Japanese Course の学生が日本法教育センターの生徒として登録されている。そのため人数も150人と多い。もっとも、このコースに在籍している学生は一般的な日本語を身に付けたいと考えている学生であるため、アカデミック・ジャパニーズを身に付けて欲しいという名古屋大学側の要請と一致していない。従って、150人全員が日本法教育センターの授業を履修しているわけではない。名古屋大学の提供しているコースを履修しているのは、2016年11月16日現在、4年生が7人、3年生が10人、2年生が11人である。1年生の人数は聞き取りでは確認できなかった。

High Quality Japanese Course の中には、日本法や日本史、公民、民法をベトナム語で教えるコースも設置されている。日本語の授業は50分で1単位である。これに対して、日本法教育センターが提供する日本語の授業は100分を12コマ行う。しかし、日本法教育センターの日本語や日本法を教える授業は単位にならないこと、ホーチミン法科大学の High Quality Japanese Course の修了要件にもなっていないことから履修者は少ない。一般的な日本語を身に付けたいという学生側のニーズとアカデミック・ジャパニーズを身に付けて欲しいというセンター側の要望が一致していないとの話があった。

日本法教育センターが設置されてから5年目のため、修了生はまだ少ない。進路先一覧を閲覧させてもらったところ1期生の就職先としては、法律事務所がや企業が多かった。ちなみに1期生から名古屋大学へ留学した学生はいない。2016年は大学院が1名、その他が就職活動中、就職、大学院の入試準備との話があった。

ホーチミン法科大学には現在4000人くらいの学生がいる。法律とビジネスのコースが

あり、インタビューを行った校舎とは別にもう1つキャンパスがある。

英語やフランス語で学ぶ授業や留学生も履修可能な授業が設置されている。英語の授業としては、例えば、WTO法、アメリカおよびEU会社法、不法行為法、Legal Reasoning and Legal Methodologyなどが開講されている。これらはいずれもベトナム人が英語で教えている。フランス語で教える授業はフランス人が担当している。現在、名古屋大学の学生およびフランス人の学生が留学しているようである。

法科大学院の教員数については現在調査中との回答があった。

学費は半期で2万円である。日本語やフランス語のコースを履修した場合、6万円である。授業料の免除や奨学金がない限り、日本への留学はかなり難しいようである。ホーチミン法科大学院の場合、大使館推薦を受けることができないため、私費留学のようである。

普段の授業について学生に質問をしたところ、事前に予習をした上で授業に出席すると話があった。予習課題は事前に配られている。授業は予習課題について教員が質問をし、それに答える形式で進んでいくとのことである。予習課題集が分厚かったため、一人でやるのは大変ではないかと質問をしたところ、グループで集まって行っている。1回の予習時間は大体50分とのことであった。ディスカッションも行われるが、授業全体の3割くらいである。

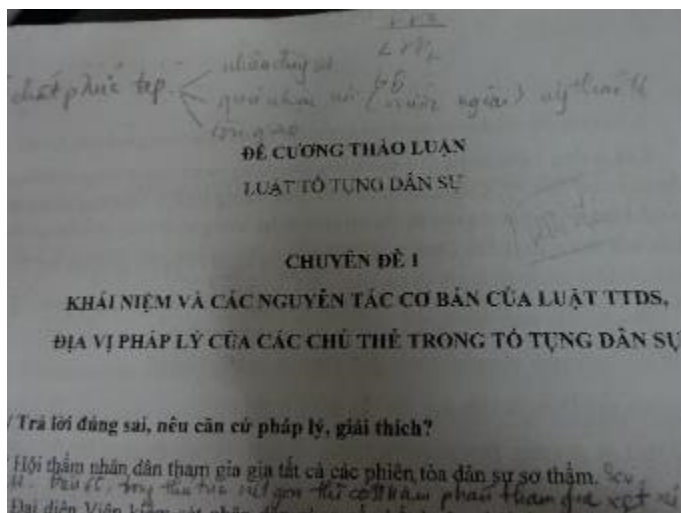


写真 20 ホーチミン法科大学の民事訴訟法の宿題（予習課題1）。各テーマごとに課題がある。これは「テーマ1 民事訴訟法の概念と各基本原則，民事訴訟法における主体の法理論」の課題である。

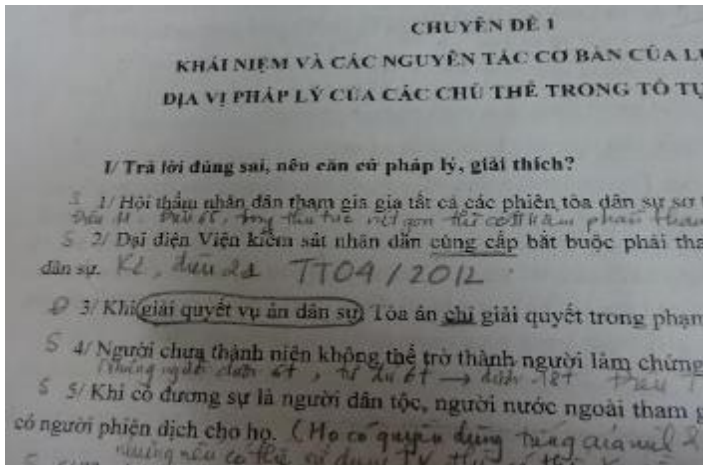


写真 21 ホーチミン法科大学の宿題（予習課題 2）。1 番から 10 番までの質問が民訴の条文上正しいか、正しくないか答える正誤問題である。番号の横にある S は誤り，D は正しいである。間違っている問いについてはどこが間違っており，正しくはどうなのかも記入する。

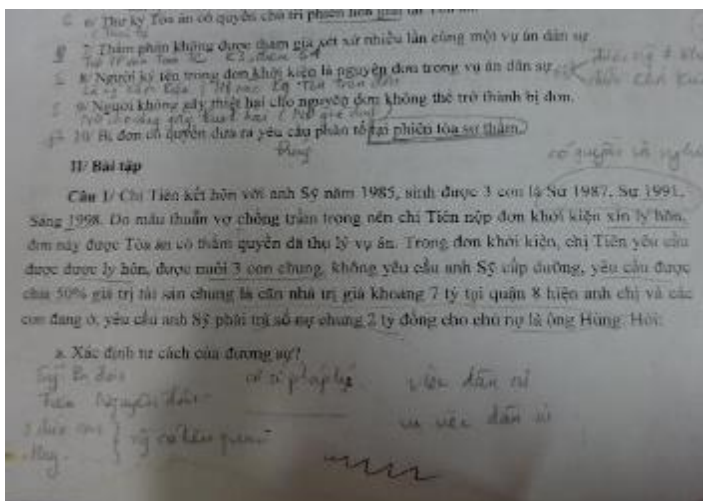


写真 22 事例問題を読み，問いに答える問題。1 番下には「当事者の確定は？」と質問が書かれており，事案から誰が当事者が確定することが求められている。

2-7 民法の整備・教育上の課題

前述したように，2015 年ベトナム民法典は，2005 年法に比べると，経済・社会の進展に適合させるための規定の改革と，法理上の質を高めるための規定の体系化が進んでいると評価できる。しかしなお，権利変動の原因と時期に等に関してすでにみたように，規定内容が明確でない点も残っており，これに対しては今後，解釈論上または立法論上の対応

が必要である。しかし、それを実現するためにも、民法学を発達させ、民法法理をより深く、広く展開する必要がある。この面では、今後大学が果たす役割が重要になるものと考えられる。それを進展させるべく、大学における法学教育および法学研究の強化を図る必要がある。判例の公開と分析はまさにそのための重要な素材を提供するものである。

Ⅲ カンボジアにおける民法典の解釈および普及の現状

3-1 民法典の解釈・適用の実務

カンボジアでは、2011年12月の民法典施行から5年余りが経過し、民法典を適用した裁判例の蓄積、民法典の解釈および普及を推進するための実務家による共同研究等および法学教育の現場での活動等が続いている。

3-2 民法典の解釈をめぐる裁判例の分析

(1) 裁判例 (その1)

カンボジアでは、まだ判例の公開システムがない。しかし、2015年12月24日に行った控訴審裁判所での聞き取り調査によると、最高裁判所を含む、上級裁判所の能力向上が深刻な問題となっている。例えば、①最高裁判所は、しばしば控訴裁判所の判決を破棄し、差戻しとしているが、その差戻しの理由が明確でないことがある。また、②最高裁はしばしば再審請求を認容しているが、再審の理由が明確でないこともある。①および②の観点から、控訴審裁判所問題ありと考える最高裁判例を収集し、レポートにまとめ、最高裁および司法省に提出した。レポートには各事件の初審裁判所、控訴審裁判所、最高裁判所の判決が30件掲載されている。再審に付されたものについては、再審の判決書も掲載されている。これらのうち、一部が日本語訳に翻訳された。今回の報告書では、そのうち3件について紹介する。

(i) 事件の概要

夫婦の離婚と夫婦の共同財産の財産分与が問題になった事案である。

X (夫・59歳) と Y (妻・54歳) は1988年に婚姻をし、コークポーコミュニケーション・トゥモソー市場に隣接する宅地に住居を構え、居住していた。しかし、火事で家が消失し、宅地 (間口7m奥行き30m) のみが残った。その後、夫婦間の争いにより X と Y は別居した。その際、X は共同財産である自動二輪車 (バイク・650ドル相当) および金2チー (約7.5グラム) を持ち出している。Y は別居中、宅地の維持・管理をしていた。1993年、Y は宅地をシム＝ソ波尔 (Y の連れ子) に譲渡した。1996年、X と Y は親戚等の説得もあり再び同居を開始した。なお2003年、シム＝ソ波尔は Y から譲渡された宅地に住居を建設した。

2007年5月、X が Y に対して離婚の訴えおよび共同財産の分割請求訴訟を提起した。なお、当初 Y は離婚についても争っていたが、離婚については合意が成立し、第一審判決

後、離婚そのものに関する争いはない。争点は財産分与の対象となる共同財産の範囲および分与の方法であった。財産分与の対象として争いになったものは、①水田（乾季米）6ヘクタール、②Yが占有するトゥモーソー市場に接する土地、③トゥモーソー市場に隣接する建築資材を販売する店舗・住居（公共の堤防の上に建てられた建築資材販売店舗・住居）、④コークポーコミュン浄水場の前に位置し、Xが占有する間口10m奥行き65mの宅地および小屋（揚水場の前に位置する用水路に接した住居）である。

（ii）各審級における裁判所の判断

① ターカエウ州始審裁判所

ターカエウ州始審裁判所は①水田についてはXとYに3ヘクタールずつ分与し、②市場に隣接する土地および店舗・住居についてはYが取得する、③店舗および住居についてはYが取得する、④浄水場前にある小屋（住居）付きの宅地（間口10m奥行き65m、または72m）についてはXが取得する、と判示した。しかし、なぜこのような財産分与に至ったのか、判決の理由については明らかではない。Yは全ての財産を自分に財産分与するよう求め、控訴をした。その理由として、Yは、1）Xと別居した際、自分を遺棄した上バイクを持ち出していること、2）前記②の市場に隣接する土地は子供の物であり、共有財産ではないことを主張した。

② プノンペン控訴審裁判所

控訴審裁判所は、①水田および③の店舗および住居については第1審と同様の判断をした。しかし、②の市場に隣接する土地については、XとYが別居していた1993年に、Yが自分の子供に土地を場としていた。土地はYの固有財産であり、現在は子に所有権が移転しているため、分割の対象にならないと判断をした。しかし、なぜ土地がYの固有財産になるのか、この判断に至った理由付けは明らかでない。また、④浄水場前にある小屋（住居）付きの宅地（間口10m奥行き65m）についてはYが宅地を取得し、Xが住居を取得すると判示し、始審裁判所の判決を取り消した。Xは用水地上にある住居（④財産）は国有地上にあり、一か所については国が撤去済みである。残りの1か所の住居も国がいつ撤去するか分からないため、Xに引渡しても、引渡さなくても同じである。よって、間口10m奥行き65mの土地を均等に分割することを求めること、および自分の子供の水田近くにある方の水田の引渡しを求め、上訴した。

③ 最高裁判所

最高裁判所はプノンペン控訴裁判所の判決を破棄し、差し戻した。①水田については3

ヘクタールずつ分割という判断は妥当であるが、引渡す部分について審理を尽くすべきとして差し戻した。④浄水場前にある小屋（住居）付きの宅地（間口 10m奥行き 65m）については、Xに占有・管理させると判断した揚水場の前に位置する用水路に接した建築資材販売用の店舗・住居は、現在すでに国が公有地であるとして土地を収用したことにより撤去済みである。控訴裁判所がYに引き渡すと判断した間口 10m奥行き 65mの宅地についても、公共の堤防上に位置し、原告は、その半分の面積を請求している。従って、残っている宅地は、共有財産〔ママ〕である間口 10m奥行き 65mの宅地のみであり、控訴裁判所は新たに判断すべきであるとし、控訴審裁判所判決を破棄し、差し戻した。

（２）裁判例（その２）

オドルメアインチャイ始審裁判所 2014 年 12 月 23 日判決（民事事件第 48 号）³²

（i）事案の概要

原告 X 女（31 歳，教師）と被告 Y 男（38 歳，警備員）は，2007 年に婚姻登録をして婚姻した（コンポンチャム州 Khos Soten 村の戸籍史により，2007 年 3 月 1 日第 17 号の婚姻証明書正本が発行された）。両者は一緒に暮らすようになってから喧嘩が絶えず，共同生活が不良状態になり，家族の幸せが維持できなくなった。Y 男は X 女を無視し，自由な行動を禁止し，暴力を振るったため，X は Y との恋愛感情が無くなったと主張した。両者間には長男 A（6 歳）と次男 B（4 歳）の 2 人の子がある。X と Y はそれぞれ特有財産および共有財産ならびに共同債務をもっている。

X は Y に対し，Y との離婚，A・B の 2 人の子の監護権の取得，1 か月 200,000 リエルの扶養料の支払，共有財産に対する X による管理の継続を請求した。

これに対し，Y は，X が求める離婚に同意せず，X が求める子の監護権および Y による扶養料支払義務を否定し，子 A・B に対する監護権を主張し，共有財産の分割を請求した。

X が主張する X・Y の共有財産は，以下のとおりである。

①土地（約 22m×35m。Tropangbrasat 村，Tropangbrasat コミューン，Tropangbrasat ディストリクト，オドルメアインチャイ州所在。2008 年 3 月 23 日記載の占有証明書あり）。

②土地（40m×20m）およびその上の木造建物（6m×8m。Tropangbrasat 村，Tropangbrasat コミューン，Tropangbrasat ディストリクト，オドルメアインチャイ州所

³² 本件は，提訴が 2014 年 9 月 1 日，口頭弁論が 2014 年 12 月 2 日であり，判決までは提訴後約 3 か月半，口頭弁論から約 20 日である。本件に関しては，Kunthea Sreysocheata 氏から資料提供を受けた。記して謝意を表する。

在。2012年7月27日第910号の占有証明書あり)。

③土地(約80m×30m。Chhuk Sor村, Tropangbrasat コミューン, Tropangbrasat ディストリクト, オドルメアインチャイ州所在。占有証明書は婚姻前に銀行のために質権を設定した際に引き渡した)。

④自動車(TIKO, 白色)。

⑤バイク(Dream 2008年, 黒色)。

⑥ソファ1セット, 椅子2つ, ベッド3つ, 花瓶2つ, 木製タブレット150枚。

⑦中国製発電機1台。

X・Yの共同債務は, 自動車を買うためのHatha Kasekor銀行からの借金1000ドルである。Xはこの借金については, YがXの請求通りに財産を引き渡すならば, Xは単独でこの借金を支払う義務を負うものとするが, YがXの請求に応じなければ, YとXは連帯責任を負うべきであると主張した。

以上に対し, Yは, まだ子A・Bと妻Xを愛しており, 離婚には応じない。もし, XがYと離婚したいのであれば, Xが家を出て, 子はYの下に引き渡し, 共有財産はYが管理すると反論した。また, 土地①, 土地②, 土地③はYの特有財産, ②の建物はX・Yの婚姻後に建てられた共有財産であると主張し, それについて, Topang Brasat コミューンの長の証言が存在する。

(ii) 裁判所の判断

1. 判決日からXとYの離婚を認める。

2. 子A・Bの監護権は判決日からXが取得する。

3. YはXに対し, 1か月200,000リエルの扶養料を判決日から子A・Bが成年になるまで支払う義務を負う。

4. 土地②, 土地③はYの特有財産であり, Yが管理権をもつ。

5. 土地①, 土地②上の建物, ③自動車, ④バイク, ⑤ソファ1セット・椅子2つ, ベッド3つ, 花瓶2つ, 木製タブレット150枚, ⑥発電機はX・Yの共有財産であり, 判決確定日から均分する。

6. Hatha Kasekor銀行からの借金1000ドルは均分に負担する。

7. 判決言渡しから120日以内のXの再婚を禁止する。

8. 訴訟費用はすべてYの負担とする。

X・Yは判決の送達を受けてから1か月以内に上告する権利をもつ。

(iii) 判決の理由

1. XのYに対する離婚請求は、民法978条に従って相当な理由を満たしている。なぜなら、XはYと幸福な生活を送っておらず、Yが暴力を振るったために、XとYの婚姻は回復不可能であると考えられる。

2. 子Aは6歳、Bは4歳であり、現在この2人の子はXの下で監護・世話され、父Yのことを気にしておらず、また、Yへの愛情を示しておらず、Xに2人の子の監護権を付与することが最良の選択であり、2人の子に暖かい心を確保することができる。この点については民法1037条3項および1142条に明確な規定が存在している。

3. A(6歳)、B(4歳)の2人の子の扶養料として1か月200,000リエルの支払を求めるXの請求は相当である。

4. Y、X及び証人の陳述により、土地②・建物②はYの特有財産である。

5. 同じく、土地①、土地②上の建物、③自動車、④バイク、⑤ソファー1セット・椅子2つ、ベッド3つ、花瓶2つ、木製タブレット150枚、⑥発電機は、X・Yが婚姻後に取得した共有財産であり、裁判官は民法980条に基づき、X・Y間で財産を分割する。つまり、各配偶者は共有財産の2分1を受け取る権利を有する。

6. Hatha Kasekor銀行からの借金1000ドルは、X・Yが均分に負担する。

7. 民法950条により、この判決を言渡してから120日以内のXの再婚を禁止する。

8. 民事訴訟法64条2項により、裁判官は訴訟費用がYの負担とする。

(iv) 考察

本事案は、離婚請求、離婚に伴う子の監護権の決定請求、財産分与請求に関する事件である。離婚請求の要件(民法978条)を満たしているかどうかの判断、原告Xに未成年の子の監護権を認めるための判断事由、妥当な扶養料の決定、特有財産と共有財産の識別等が実際にどのように行われているかを確認することができる。

判決に対する理由の記載は必ずしも詳細ではないが、根拠となった条文やその解釈が示されている部分もあることが注目される。

判決文の書き方は裁判所および裁判官によってまちまちであり、必ずしも様式の統一がとられていない。

(3) 裁判例 (その3)

コンポントム始審裁判所 2012年8月21日判決 (民事判決第12(K)号)³³

(i) 事案の概要

原告 X 女 (23 歳, 美容師) と被告 Y 男 (25 歳, 電話のセールスマン) は, 2009 年 6 月 4 日, Tomring コミュニケーションの長による婚姻証明書を得て婚姻したが, 婚姻登録の手続きをしていなかった。X と Y は一緒に暮らし, X は女子を出産した (現在 2 歳)。婚姻後, X と Y との間には頻りに意見対立があり, 共同生活の関係が悪化し, 些細な喧嘩でも Y は X に暴力を振るうようになった。2012 年 3 月には, Y の暴力により, 妊娠 4 か月の X は流産した³⁴。そのため, X は Y との夫婦としての生活を諦め, 離婚を求めて裁判に訴えた。

X は Y に対し, ① Y との婚姻生活 (内縁関係) の終了, ② 娘 (2 歳) 監護権, ③ 子の養育費 5000 米ドル, ④ X の財産 2700 米ドルならびに結納金の返還, および共有財産の分割を請求した。

これに対し, Y は, ① X と離婚することには同意する。しかし, ② 娘の監護権を X がもつことには反対し, Y が監護権をもつのであれば, X に対して扶養料を請求しない。③ X が監護権を求めるのであれば, Y は扶養料を支払わず, かつ Y は子と面会交流する権利を主張する。④ X が主張する共有財産を認めない (家と土地を X が取り上げている)。

(ii) 裁判所の判断

1. X と Y の内縁的生活の解消を認める。
2. 民法 1037 条および 1038 条に基づき, 子 (2 歳の女子) の親権者は X とする。
3. 民法 1040 条に基づき, X は 2 歳の子に対して親権を失ったが父であり, 子と面会交流する権利をもつ一方で, 監護に要する費用を分担する義務を負い, 民法 1141 条および 1142 条に従い, Y は X に扶養料 [月額] 10,000 リエルを支払う義務を負う。
4. 共有財産の分割は以下のとおりである。

① 石造の家, ② 電話棚 1 つ, ③ NOKIA 携帯電話 9 台, 中国携帯電話 43 台, 携帯電話プリペイドカード 94 枚, 097 シムカード 16 枚, Beeline シムカード 22 枚, 076 シムカード, ヘッドホン 61 個, 卓上ホルダ 19 台, 電池充電器 200 台, 電池 50 個, ④ 木製椅子 1 脚は, 民法 980 条に従って均等に分割する。

³³ 本件は, 提訴が 2012 年 6 月 5 日, 口頭弁論は 2012 年 8 月 2 日に終結したとの記録があり, 判決までは提訴後約 2 か月半, 口頭弁論終結後 20 日足らずである。本件に関しては, Kunthea Sreysocheata 氏から資料提供を受けた。記して謝意を表す。

³⁴ X は証拠として, ① 2012 年 4 月 14 日第 33200 号のカルメット病院の書状, ② 2012 年 4 月 14 日のカルメット病院での X の腹部スキヤンの写真を提出した。

5. 訴訟費用は Y の負担とする。

(iii) 考察

本事案は、伝統的な方式に従い、村長から婚姻証明書の交付を受けて婚姻した当事者が、婚姻の解消を裁判所に求めうるかが問題になった。本判決はこれを認め、内縁関係の法的解消の方法を示した。前述した裁判例（その2）と同様、本事案でも監護権の所在、扶養料の支払義務者とその内容、夫婦の共有財産の分割等が問題になった。

加えて、本判決は、監護権をもたない Y のために、子との面接交流権も認めた点でも特色を持つ。

本事案では、当事者が、民事訴訟法 193 条、194 条、195 条、264 条によって控訴しなかったので、判決は 2012 年 9 月 25 日に確定された。

(4) 裁判例の分析

以上の裁判例を概観すると、各々の事件を解決するために、判決の根拠として関連する民法条文が掲げられ、その解釈・適用が徐々に行われている具体的な姿を確認することができる。

もっとも、各々の裁判所により、また、同一事件であっても各審級により、事実関係の記載の方法がまちまちであったり、不明確であったり、繰り返しがある等、事案の把握が容易でないものもある。また、裁判の結論は書かれてはいるものの、なぜそのような判断に至ったのか、その根拠となる条文とその解釈、事案に対する当てはめが分かりづらいものもある。そうした事実の記載方法、適用条文の記載、条文の解釈と事実に対する当てはめについて、記載を充実し、かつ論理的に分かりやすい展開を行うために改善を図ってゆく必要性が感じられる。

こうした問題点については、カンボジア側も無自覚ではない。2016 年 11 月 21 日に控訴審裁判所の Y 長官に対して行った聞き取り調査において提示された裁判例集の作成は、まさに判決文の改善を企図するものであった。すなわち、裁判例集の作成の目的について尋ねた際に、形式面だけ見ても判決の書き方（主文や請求の趣旨など）にもばらつきがある、理由付けも的確かつ論理的に書かれていないということを深刻な問題として捉える意識が窺われた。こうした判決文の問題点に対してフィードバックをもらうことにより、裁判官の能力向上に繋がりたいという強い問題意識が感じ取られた。

3-3 民法典の普及活動の状況

民法典の普及活動は、主として、法実務と法学教育の2つの現場で進められている。法実務の現場では、個々の法律家による日々の民法適用を通じた事件の解決やコンサルテーション、法律扶助等の活動を通じて進められている。一方、法学教育の現場でも、民法の講義や演習等を通じて行われている。

国際協力機構(JICA)による法整備支援プロジェクトも、その両場面に関して、民法典の普及のための活動を継続している。法実務の領域に関しては、①司法省(MOJ)の職員によるワーキング・グループ(WG)における共同研究、②王立司法学院(RAJP)の教官候補生によるWGにおける共同研究、③弁護士会(BAKC)のメンバー(弁護士)によるWGにおける共同研究を通じ、民法の事例研究、実際の事案を用いた教材の作成等が行われている。また、法学教育の領域では、④王立法律経済大学(RULE)の教員によるWGにおける共同研究を通じ、民法の授業を想定した教材開発等が行われている。これらの活動を通じ、民法典の条文の解釈・適用の方法を、その背景にある制度趣旨に踏み込みつつ、理解し、法実務や法学教育の現場で活用し、次世代も視野に入れた人材の再生産に結びつけるための活動が行われている。

とりわけ、民法典の普及活動が、法学教育の現場でも徐々に広がりや深まりを見せている傾向は注目される。その一端について、2017年3月15日、王立法律経済大学(RULE)におけるJICA法整備支援の活動の一環であるWGの作業の様態を見ることができた³⁵。当日は午前8時から、WGメンバー11名中7名が参加して、民法典の解釈・適用の具体的な教授方法と教材開発を念頭に置いた議論が行われていた。もっとも、WGメンバーの中に民法・民事訴訟法の担当者が含まれていないこと、その理由として、民法・民事訴訟法の担当者が、日本の支援を受けて成立したこれらの法律に対して必ずしも積極的な評価をしていないこと、これらの法律の条文を教える一方で、その問題点や反対意見を開示していること等が指摘された。

当日は、「売主の債務の履行に問題がある場合」として、特定物売買と不特定物(種類物)売買を題材にして、関連する民法典の条文の解釈論とその教授方法が議論された。特定物の例として、画家の描いた絵、中古の自動車やバイク、不特定物の例として、チュルク・クワイ、A4コピー用紙10箱等の具体例が挙げられ、授業での説明を念頭に置いた検討が進められた。例えば、A(買主)がB(売主)から中古車を買ったが、エアコンが故障し

³⁵ 本活動の取材に際しては、カンボジア JICA 長期専門家の辻保彦氏のご高配を得た。記して謝意を表す。

ていた場合、AはBにどのような法的救済を求めることができるかという問題等が挙げられた。

関連するカンボジア民法典の瑕疵担保法の構造は、①売主によるは「瑕疵」なき物の引渡義務と「瑕疵」の定義（カ民539）、②瑕疵担保責任の性質（カ民540。売主の無過失責任として構成）、③売主の治癒権（カ民541）、④買主の追完請求権（カ民542）、⑤買主の契約解除権（カ民543）、⑥買主の代金減額請求権（カ民544）、⑦買主の損害賠償請求権（カ民545）、⑧土地の面積の過不足に関する特則（カ民546）、⑨権利行使の期間制限（カ民547）、⑩瑕疵担保責任の免除・制限特約（カ民548）からなっている。これは、日本民法と比べても比較的詳細な規定である。

かかる瑕疵担保法の説明に際しては、まず「瑕疵」とは何かを明らかにする必要がある。カンボジア民法539条2項は瑕疵を契約不適合として定義している。これは伝統的な瑕疵担保責任の法理からみると、「瑕疵を」拡張的に再定義していることになる。したがって、瑕疵担保責任は特定物売買にも不特定物売買にも妥当し、その意味では特定物・不特定物の区別は責任の法的構成に影響しない。これにより、いわゆる「特定物のドグマ」をめぐる（必ずしも生産的でない）議論に時間を費やすことを回避することができる。ちなみに、日本の民法改正案（平成27年3月31日）は「瑕疵」の用語を止め、「契約の趣旨に適合しないこと」（契約不適合）に置き換えているが、カンボジア民法の対応は、これとは対照的である³⁶。

カンボジア民法における瑕疵担保法では、瑕疵担保責任を追及するための要件として、買主が善意かつ無重過失であることが条文上必要とされている（カ民540）という特色がある。これを授業においてどのように解説すべきかは、工夫を要する問題である。善意・無重過失といえるか否かの判断基準として、その限界値である善意・重過失と善意・有過失との境界線を明らかにしなければならない。そのためには、善意・有過失と善意・重過失の具体例を挙げて説明することが求められるであろう。先の中古車売買におけるエアコンの故障を題材にするとすれば、善意・重過失の例（エアコンの動作に誰がみても正常でないことを疑わせるような点があったにもかかわらず、瑕疵の有無について確認しなかった等）、および善意・有過失の例（エアコンの型が相当古い、それを理由に値段が相当安い、

³⁶ 契約不適合責任といっても、法定責任の要素（追完請求権、代金減額請求権、解除権等）の要素が残るとすれば、通常（帰責事由を要件とする）債務不履行責任とは異なることを明確にするためにも、「瑕疵」の用語を残すことは十分に考えられることであり、日本の民法改正に対しても、参考にされるべきであろう。

故障の履歴がある等のいわば不審事由があるにもかかわらず、確認しなかった等)を出しながら、確認、議論することが有益であると感じられた。

3-4 法学教育における民法科目の取扱い

法学教育における民法科目は、他の法分野と比較した場合における民法の規定内容の膨大さに鑑みると、現時点では、必ずしも規定内容に相応しいウェイトが置かれているとはいえないように思われる。例えば、――

(i) カンボジアにおける法学教育の拠点の1つである王立法律経済大学(Royal University of Law and Economics: RULE)の法学部における民法科目は、――

1年次 民法 [Civil Law] (20単位中3.5単位)

2年次 民法 [Civil Law] (21単位中3.5単位)

3年次 債務法 [Obligation Law] (25単位中3.5単位)

4年次 債務法 [Obligation Law] (24単位中2単位)

家族・相続法 [Family and Succession Law] (24単位中3.5単位)

――が置かれているにとどまる³⁷。

(ii) 英語による法学教育を行っているパニャサストラ大学(Pannasastra University: PNU)の法・行政管理学部でも、民法科目は、――

2年次 民法Ⅰ：家族・相続法 [Civil Law I: Family Law and Seccession] (2年次33単位・全130単位中3単位。必修)

3年次 民法Ⅱ：財産法(物権および債権) [Civil Law II: Property Law (Real Property and Claim)] (3年次33単位・全130単位中3単位。必修)

民法Ⅲ：債務法(契約および不法行為) [Civil Law III: Obligation Law (Contract and Tort)] (3年次33単位・全130単位中3単位。必修)

4年次 契約文書作成と実務(選択必修9単位・全130単位中3単位)

――が置かれているにとどまる。

1400か条を超えるカンボジア民法典の規定内容に照らして考えると、法学部段階における民法(および民法関連法)の教育には、その後の法曹教育との連続性に鑑みても、さらに注力する余地があるように思われる。

こうした法学教育面での国際協力は、立法支援、法曹養成支援へと進んできた法整備支

³⁷ なお、国際協力プログラムとして、フランス(リヨン第2大学)の協力による法学士コース、土地・財産法修士コース、アメリカの協力による英語による法学士コースがある。

援の第3段階に位置するものとして、今後一層の充実を図る余地があると考えられる。

3-5 民法の整備・教育の課題

カンボジアでは、民法施行後5年余りを経て、法学部における法学教育を特に強化する必要性が高いものと考えられる。それは、現在注力されている法曹教育（王立司法官養成校[RAJP]、弁護士養成校、弁護士会等への支援）の成果をさらに充実させ、そこで応用問題を扱うことができるようになるためにも、とりわけ重要性が認められる。この側面では、法学教育における国際協力を本格的に展開することが、極めて重要な意味をもつであろう。

一方、実定法の整備に関しては、民法関連法の制定・施行が求められている。現在、供託法案が作成されている。今後は、不動産登記法および関連法令を整備し、低コストでの登記の公開が求められる。また、抵当権等の民法上の制度の存在意義を実現するためにも、簡易・迅速な不動産担保権の実行をはじめとする、執行システムの整備も喫緊の課題である。

3-6 土地所有権に基づく占有者に対する立退請求問題への対応

プノンペンをはじめ、カンボジアでは住宅地、商業用地、工業用地等の開発、それと密接に関わる道路、鉄道、港湾等のインフラ整備が進められている。政府がそうした開発のために公共事業を実施しようとするときには、必要な土地を調達しなければならず、その際には必然的にその土地の所有者または利用権者との間で、立退きおよび補償に関して、法令に則った適正な権利取得と損失補償の実施が求められる。

しかしながら、この面においてカンボジアは、ポルポト政権時の強制移住等の後始末がいまだに終結しておらず、大きなハンディキャップを負う状態となっている³⁸。

³⁸ Fitzpatrick 2016: pp. 67-82.

IV ラオスにおける民法典編纂作業の経緯と民法関連法令の解釈・普及の現状

4-1 民法関連法令の解釈・適用の実務

(1) 序説

ラオスには、20 弱の民法関連法令が存在する。これらが個々具体的な事件においてどのように解釈・適用されているかを知ることは、裁判例の公開制度が確立していない現段階では、必ずしも容易でない。そこで、以下では、裁判所および法律事務所におけるインタビュー調査に基づき、民法関連法令の解釈・適用の実務の一端にアプローチすることを試みる³⁹。

(2) ヴィエンチャン首都裁判所——家事部・民事部

(i) 調査概要

2016年3月29日(月)9時から11時30分まで、ヴィエンチャン首都裁判所2階にある同裁判所副所長室において、インタビュー調査を行った。カイカム氏(家事部長。女性)、ケオマニーソット氏(民事部長。女性)、ポンサワン氏(民事部判事)、チッタワン・ウォンサイ氏(副所長)によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、石岡修が参加し、通訳はラタヤによって行われた。



写真 23 ヴィエンチャン首都裁判所

(ii) 裁判所の組織

ヴィエンチャン首都裁判所には、所長1名、副所長4名(現在3名。家事・民事・商事担当、刑事担当、行政担当)を含め、36名の裁判官がおり、うち9名が女性裁判官である。

³⁹ なお、後述「4-4 統一研修所における民事法科目の取扱い」においても、民事の模擬事件記録教材の題材として、実際の裁判例(3件)を紹介している。

ほかに判事補，テクニカル・スタッフ（後に，判事補を経て裁判間に任官する予定の者），書記官らがいる。

同裁判所には，刑事部，民事部，労働部，商事部，家事部，少年部の6部が存在する。

（iii）裁判所の管轄

裁判所法の規定に従い，訴額が3億キープ以下の民事事件，家事事件，少年事件の第1審は地区裁判所（ヴィエンチャン首都裁判所管轄内に4つ存在する）の管轄である。その結果，ヴィエンチャン首都裁判所は，訴額が3億キープを超える民事事件，および地区裁判所からの控訴事件を審理する管轄権をもつ。



写真 222 裁判所内にある書類提出窓口の様子

（iv）事件の概要

裁判所書記官が取りまとめた事件統計によれば，2016年2月15日～3月15日では，係属中の民事事件は125件あり，地区裁判所からの控訴によるものが66件である。新規に受理した第1審民事事件は12件，地区裁判所からの新たに受理した控訴事件が8件，終了した民事事件は9件であり，却下が1件，確定判決が3件であった。今月中に8控訴事件が終了する見込みである⁴⁰。

（v）家事事件

家事事件に関しては，事件数は増加している。多い順に，①離婚事件，②離婚に伴う財産分与事件，③子の監護に関する事件（民訴法により，両親のいない未成年者は，7歳になるまで母親の親権に服する〔民訴法7〕），④婚姻申込みの効力をめぐる事件，⑤婚前交渉をめぐる事件であった。

（vi）民事事件

民事事件に関しては，多い順に，①土地所有権をめぐる事件（境界紛争を含む），②金銭

⁴⁰ 司法統計に関しては，最高裁判所が年次報告書を刊行している。

消費貸借をめぐる事件、③遺産分割をめぐる事件である。

このうち、土地所有権をめぐる事件としては、以下のような事案がある。

Aが沢山の土地区画に対する土地所有権をもっていた。そのうちの1区画で、Bがその土地の境界を越境してA B間の紛争が生じた。その一因は、A Bの保有する土地所有権原簿（隣地との境界が記載されている）が、測量技術がまだ十分に発達していなかった頃の記載に基づくものであったことによる。こうした場合、裁判所としては当事者に追加的な証拠を出すように要請し、さらにそれでは不十分であると判断したときは、判決を下す前に、自ら土地を調査することもある。

金銭消費貸借をめぐる紛争は、2つのタイプに分かれる。

第1に、債務者（借主）が利息および元本を返済しない場合である。

第2に、債務者（借主）が利息および元本を返済し、担保として提供していた財産（譲渡担保であると思われる）の返還を請求する場合である。

第1類型の紛争においては、法令の規定（国立商業銀行の貸出金利。例えば、12%）よりも高利の利息の支払が約定されていたが、債務者がその支払を拒むことが争いの発端になることが多い。裁判所としては、「契約自由が原則である」が、契約内容およびそこにおける利率を確認し、法令規定に照らしたうえで、まずは裁判上の和解を勧告する。債権者・債務者ともに和解案を受け容れれば、和解が成立し、その後債務者が任意に履行しなければ、債権者は司法省の判決執行局に強制執行を申し立てることになる。反対に、和解が成立しなければ、訴訟手続が継続する。その場合、契約担保履行法に基づき、契約内容をチェックし、何時どのような契約をし、利息をすでにいくら支払ったかを確認して、利息の再計算を行う。その結果、利息の支払に不足分がない場合は、債権者の請求を棄却する（なお、支払済利息は、たとえ法令規定による利息を上回っていたとしても、遡及して返還する必要はないものとして扱われている）。これに対し、利息に不足分がある場合は、執行が必要と考えられる場合の1.5%の執行費用を加えた額について⁴¹、請求を認容する。

不法行為をめぐる訴訟事件は、交通事故等が増えているにもかかわらず、あまり多くない。理由としては、①当事者間の和解によって解決されることが多いこと、②不法行為が犯罪に該当する場合、刑事事件の解決手続の中で、刑罰に加え、被害者に対する損害賠償の額が計算され、判決に含められる（この場合、事件数としては1件の刑事事件として、統計上処理される。もっとも、損害賠償請求は、事件の審理が終結してから、1か月以内

⁴¹ これについては、最高裁のガイドラインがある。

に申し立てなければならない⁴²⁾ こと、③保険制度が発達してきていること等が考えられる。

(vii) 和解の利用

裁判上の和解による紛争解決は、けっして多くない。2014年～2015年には和解による紛争解決は、家事事件における離婚訴訟では、和解による解決は1件もなかった。もっとも、その背景事情として、離婚訴訟（その多くが妻から夫に対する離婚請求の事件である）に至るには、村落調停を経なければならず、最低3か月間経っても調停が成立しない場合でなければ、訴訟提起ができない仕組みになっていることが挙げられる。さらに、訴訟提起後も、裁判所は離婚判決をする前にさらに3か月間は調停を試みることになっている。このように調停の余地がなくなった事件が裁判所に持ち込まれているという事情が、和解が少ない理由の1つとして考慮されなければならない。

もっとも、遺産分割をめぐる事件では、和解による解決が可能であると思われる。例えば、共同相続人である5人の子どものうち、2人が遺産である土地の分割を希望し、土地を占有する2人は土地の分割を望まない場合（残りの1人は相続を放棄したということか）において、和解を試みる時は、家族関係を良好に保つための手段としての慣習（法）ないし固有の法による解決を提案し、人々を「教育する」ことによる問題解決を試みている。その結果、占有している2人の相続人にはより多くの部分を、占有していない2人の相続人にはより少ない部分を分割するといったように、形式的な平等によらない分割を提案することがある。

概して、和解に関しては、紛争事件の数が増えているにもかかわらず、和解による紛争解決の数は減っている傾向にある。その理由として、①前述した村落調停における調停前置という手続的事情のほか、②裁判官の和解技術の未成熟、③両当事者が弁護士を雇って争う事件が増えてきたために、相互に引っ込みがつかなくなり、和解が難しくなった（ある事件では、和解に応じて事件を解決して弁護士を、依頼者が後になって「なぜ和解に応じたのか」と問責して訴えた事件もある）という指摘があったことが興味深い。さらに、ラオスに特有の事情として、④多民族性についても言及された。和解による紛争解決で用いられる慣習法（慣習的ルール）に関しても、ヴィエンチャン県でさえ多様である。例えば、ヴィエンチャン県には9つの郡があるが、複数の民族グループ（主流派ラオトゥン族）

⁴²⁾ これに関しては、刑事訴訟法16条参照。

に分かれており、相互に異なるルールに関しては、自己主張も強固である⁴³。

(viii) 事件処理に係る時間

民事訴訟法は、第1審は9か月以内に処理すべきことを規定している。その期間内に手続を完結できる見込みがないときは、裁判所長に3か月の追加期間（控訴事件の場合は4か月の追加期間）を申請しなければならない。それでも手続を完了できる見込みがないときは、さらに追加期間の申請が行われる。実際には、多くの事件が9か月以内に処理されている。

所定の期間内に手続を完結できない理由としては、①裁判所の呼出しに対して当事者が対応しない場合、②証拠の照会に対して関係する部門の役所（の公務員）が協力的でない場合（この照会に3、4か月かかることもある）、③土地紛争のように現地調査を行い、必要な書類を整えるのに2か月程度かかる場合、④金銭消費貸借の事件で、被告が借金の証書のサインは自分のものではないと主張し、鑑定に時間を要する場合等がある。

(ix) 再審

再審が行われることもある。その例として、判決が確定し、執行をしたところ、例えば、被告から原告に引き渡されるべき土地に多数の第三者がおり、すでに建物を建てて利用しているといった場合がある。その時点で、実際の事実関係が、判決で確定された事実関係と異なっていたことが判明したということのようである。

(x) 訴訟費用

訴訟費用については、例えば、AがBに1万ドルの金銭を貸し付けたが返済されないの
で提訴した事件を例にとると、原告Aは20万キープを寄託し、Aが勝訴した場合、敗訴した当事者Bが訴額の2%を訴訟費用として支払う。さらに、裁判所による証拠収集のために費用がかかることもある。

Aの請求が8000ドルの範囲で認められた場合（2000ドルは返した、元々8000ドルしか借りていない等）、Aは2000ドルの2%を、Bは8000ドルの2%を支払うことになる。

原告Aが合理的な証拠を提出せずに敗訴した場合、訴えを取り下げた場合は、訴額の2%をAが支払う。

(xi) 裁判官の待遇

裁判官の給与は、副所長の場合で、基本給が月額約200ドルである。

給与については、最高裁の規則があるが、基本的に学歴と勤務年数によって決まる。裁

⁴³ ラオスにおいては訴訟上の和解の成立が困難であるという特色については、法律事務所でのインタビュー調査（後述（4））でも指摘された。

判所には、裁判官、判事補、テクニカル・アシスタント、書記官（裁判所事務官）がいるが、シニアの書記官（裁判所事務官）の給与が裁判官より高いこともある。

現在、最高裁が、判事補とテクニカル・アシスタントについての給与の規則を策定中である。

給与の決定要因の1つとしての学歴に関する現在のポリシーは、ディプロマ（大学入学資格）4-1、学士4-2、修士4-3、博士4-5からそれぞれスタートしている。テクニカル・アシスタントの場合は、2年ごとに昇進し（例えば、4-2からスタートした学士は、2年ごとに4-3、4-4と昇進する）、5年目に裁判官になる。

将来は、5年ごとに昇進する（例えば、4-2からスタートした学士は、5年後に4-7になる等）ことを計画している。

(xii) 人事異動・配置転換（転勤）

裁判官の定期的な配置転換（転勤）はこれまでのところ行われていない。定期的な配置転換（転勤）を予定していないことは、国会から発出される辞令に、「ヴィエンチャン首都裁判所判事」と書いてあることにも表れている。

もっとも、刑事部の裁判官が民事部に異動することはあった。また、最高裁からヴィエンチャン首都裁判所に転勤した例（アクソンシン氏もその例）もある。

裁判所内部での配置転換は、ヴィエンチャン首都裁判所の場合は、3年ごとに定期的に行われている。ヴィエンチャン首都裁判所としては、配置転換の計画を策定し、裁判所に提出する予定である。

裁判所法によれば、上級裁判所は地区裁判所の裁判官を1年間雇うことができる。地区裁判所の裁判官は、ヴィエンチャン首都裁判所に3か月間勤務することができる。

裁判所規則によれば、地区裁判所のシニア裁判官は、ヴィエンチャン首都裁判所の裁判官になることができるとされているが、現在のところその例はない。

ヴィエンチャン首都裁判所の裁判官が高裁や最高裁の裁判官になることは、極めて稀である。反対に、最高裁からヴィエンチャン首都裁判所に異動したケースはある。

(xiii) 小括

頻発する事件類型としては、家事事件に関しては離婚や子の監護をめぐる紛争、民事事件に関しては土地紛争と金銭消費貸借をめぐる紛争が多いことが確認された。これらは、経済活動が活発化し、私的利益をめぐる利害対立が増している状況の変化を窺わせる。

その一方で、不法行為訴訟がさほど多くないことが印象的であった。和解や保険による

解決が示唆されていたが、実際の損失負担がどうなっているかについては、さらに調査が必要である。

また、和解の利用が多くないことも特徴的である。理由の1つは、一定の事件が村落調停前置の仕組みをとっていることにもよるが、もう1つの理由として、いったん訴訟になったからには後に引かない姿勢がみられるという傾向も興味深い。

裁判所の仕組みに関しては、裁判所間での定期的な配置転換（転勤）がないことも特徴的であり、今後の制度変化が注目される点である。また、裁判官の待遇が一般公務員と横並びである点についても、同様である。

（3）ヴィエンチャン首都裁判所——商事部・労働部

（i）調査概要

2016年3月30日（月）9時から11時30分まで、ヴィエンチャン首都裁判所2階にある同裁判所副所長室において、インタビュー調査を行った。ラオス側は、サクナー氏（商事部長。男性）、チッタポン氏（労働部副部長。男性）、アヌソン氏（労働部判事）が対応した。日本側は、松尾弘、深沢瞳、石岡修が参加し、通訳はラタヤによって行われた。

（ii）商事事件

事件数について、2015年度(2014年9月16日～2015年9月15日)で、79件の商事事件があった。2件は和解が成立し、取り下げられた。13件は訴訟上の和解が成立した。31件については判決が下された。5件は裁判所が命令を出した。1件は管轄権外として却下した。59件が解決に至り、23件が係属中である。

2016年度（2015年9月16日～2016年3月15日）には、すでに59件がヴィエンチャン首都裁判所に訴訟提起されている。その中では、ロシアとの事件が増えている。また、ASEAN 共同体(AEC)がスタートし、経済活動が一層活発になったことも影響しているかも知れない。2016年度は、7件棄却、9件和解成立、9件審理終了、49件が係属中である。なお、経済紛争解決センターの仲裁判断によって解決した事件が5件ある。仲裁判断の承認を求めて申請があった。うち1件は仲裁決定前の和解が成立した。

経済活動の活発化に伴い、倒産をめぐる争いは生じているかとの質問に対し、倒産事件は商事部に提起されることになっているが、倒産事件の提訴はこれまでないとのことであった。

会社関係の事件では、コンセッションの増加に伴い、コンセッションの付与やその効果

をめぐる紛争の増加が予想されたが、コンセッションをめぐる紛争はまだ裁判所に提起されていないとのことである。その理由について尋ねたところ、行政組織で解決されているのではないかという回答であった。

ちなみに、コンセッションをめぐる事件は、裁判所に提訴されるとすれば、現時点では民事部であろうが⁴⁴、将来は行政部（行政裁判所）の創設を最高裁が考えている。

外国企業の投資許可をめぐる争いはどこで扱うか（ヴィエンチャン首都裁判所の6部のうち、どれかに当てはまるか）については、明確な回答はなかった。事件例として、ASEM会議の際に外国からの賓客の宿泊施設として建設され、その後一般に売り出された住宅地（いわゆるASEM村）のプロジェクトで、ディベロパーが開発のために50年間の使用権を政府から取得して住宅開発を行い、販売したが、その際に、買主は建物に対する権利だけでなく、土地の権原もあると主張して争いになっている。和解の最中であると聞いているとの回答であった。

典型的な商事紛争としては、――

①銀行と顧客とのローン契約をめぐる紛争が最も多い。銀行融資を受けるには、事業計画を銀行に提出して融資を受ける必要がある等、より複雑な手続が必要である。多くの場合は、銀行が原告となって借主に返済を請求するパターンの事件である。裁判所としては、通常は和解を試みたかどうかを確認する。借主が返済もしないし、担保の処分にも同意しないことから、紛争になることが多い。これは担保権の実行としての競売の手続がないことによるか。

②National Bankを通じ、政府から業務許可を得た金融機関とのローン契約や、個人間の貸し借りでは、契約文書がなく、口約束で行われることがある。文書で契約する場合でも、簡易なものであることもある。そうした場合に、契約内容をめぐって争いになる。額はさほど多くない買もある。

金銭消費貸借に関して、ヴィエンチャン首都裁判所にはこの半年で2件の事件が提起されている。1件は借主が原告となったものである。借主は、家族事業を運営するために、ノンバンクから繰り返し融資を受けていた。すでに一部支払って、また別の貸付けを受けていた。家族経営事業がうまくゆかず、元本を先に返して、利息の支払をストップしてほしいとして、借主が訴えたものである。この事件は係属中である。

他の1件は、貸主が原告となり、借主に返済を請求したものである。

⁴⁴ 民事訴訟法32条によれば民事部か。

最近は、最近ではノンバンクによる貸付けの事件が増えている。例えば、Aはレクサスを15万ドルで買うことにし、すでに4万5000ドルを売主に支払った。残額を支払うために、ノンバンク（ラオ Asian Financial Lease: AFL）から10万5000ドルを借りた。売主に対してはAFLが立替払いした。AとAFLとの貸付契約では、Aが3回続けてローンを不払いすると、AFLが競売できるとの条項が付されていた。レクサスの登録名義はAFLになっていた。Aが3回連続して約定どおりにローンを支払わなかったことから、AFLがこのレクサスを1万9000ドルで競売に付した。Aは、これはローン元本をカバーしていない価格であり、自分に知らせずにレクサスを競売したとして、Bを訴えて4万5000ドルの返還を請求したものである。このようにノンバンクが間に入って自動車の購入をあっせんし、ローン提携販売の形で自動車を購入する（ノンバンクの所有権留保が付されている）という形態の自動車販売が増えている。これによれば、最初に自動車価格の約20%を支払って車に乗れることになる（自動車は、融資者であるインドチャイナ銀行等のノンバンクの名義とされており、ローン完済時に買主名義に移転する）。ラオスで自動車（高級車もしばしばある）が急速に増えている背景には、このような販売形態の普及があるものとみられる。

共同事業（組合）をめぐる事件もある。多くが木材事業に関わる小企業において、収益の分配をめぐる紛争である。利益分配の合意（50対50、60対40、70対30など）がある場合において、共同事業者の1人が損失を承認したときに、他の共同事業者の責任はどうか問題になった。その際、費用を先に控除するかどうかをめぐる争われた。また、木材協同事業でAは資金を提供し、Bは労務を提供したが、Bは他人物木材を買い、Aを騙した。AはBを何度も用いていた。AはBを刑事事件で訴えることはせずに、提供した資金の返還を求めてBを訴えたものである。

国家の許可をもらった会社（組合）の場合で、持分権者同士が、誰が会社の経営者（director）であるか、経営権の所在をめぐる争いも提起されている。

商事売買の事件は、数は少ない。法人間の売買で、買主は代金を支払ったが、売主が目的物を引き渡さないという事件などがある。

なお、知的財産関係については経験がないので、取り扱うことができない。

（iii）労働事件

チッタゴン氏（労働部判事）による説明があった。労働部はヴィエンチャン首都裁判所の一部であり、第1審・控訴審を扱うが、国家の共産党の指導の下にある。共産党のアド

バイスに従うというのは、裁判所の先例に従うという意味である。これは裁判所の構造の問題である。共産党が裁判所の人員をモニターしている。

事件数としては、2014年度～2016年度において、第1審はゼロ、控訴審は4件であった。うち3件は解決し、1件は係属中である。事件の内容は、以下のとおりである。

①ある会社に労働者（原告）が長年勤めていて、毎年賃金が昇給しており、慣例によれば部長になれると期待していたが、合理的な理由なしに部長にはなれず、上司は経済的理由を根拠に、昇給も昇進もさせなかった。地位に応じて決まっていた賃金よりも少ない賃金しか支払われず、公平でないとして会社を訴えたものである。原告は会社を退職した。判決は、労働法に従って算定された賃金の支払いを会社に命じた（原告勝訴）。

②ある会社に労働者（原告）が長年勤めた後に、年金（退職金）が支払われなかった。当該会社は定款で年金を定めており、勤続年数に応じて支払うものとされていた。和解は成立しなかった。判決は、定款に従い、勤続年数によって計算された年金の支払を認めた（原告勝訴）。ちなみに、労働法は、3年以上の勤続者には年金（退職金）の支払を定めている。過去の事件としては、以下のような例もある。

また、3、4年前に民事部に継続した事件として、砂糖工場（パクサーン。オーナーはタイ人）の事業がうまくゆかなくなり、100人以上の労働者に賃金を支払えなかったため、労働者が賃金の支払いを求めて訴えた事件があった（支配人は賃金不払を知っていた）。その当時は労働部がなかったため、民事部が判決を下した。工場に賃金全額の支払を命じ、労働者が全面勝訴した。

さらに、インドシナ・キャッサバ製粉会社が倒産しそうになり、銀行が貸付金の返済を求めて工場を訴え、商事部に継続した事件がある。記録を調べたところ、労働者に対しては未払賃金が、キャッサバの耕作者に対しては約束していた支払がされていないことが判明した。

労働紛争に関しては、調停組織として、工場・会社の中の労働委員会、郡レベルの労働委員会（大衆組織・商工組合も参加する）がある。調停組織の調停が不調の場合は、労働調停があり、それでも調停不調の場合は、訴えの提起が可能である（調停前置主義）。解雇をめぐる争いは多いかとの質問に対しては、そうした事件は裁判所では聞いたことがないとの回答であった。

最低賃金をめぐって争いはあるかとの質問に対しては、そうした事件は裁判所には提訴されていないとの回答であった。

男女差別（定年，給与，昇進，異動，雇用）をめぐる紛争は裁判所に提訴されているかとの問いに対しては，聞いたことがないとの回答であった。

(iv) 小括

商事事件に関しては，担保物の売却をめぐる事件，ノンバンクが介在するローン提携販売をめぐる事件（これは民事事件〔ないし消費者問題〕とも解される），共同事業をめぐる収益の分配や損失の分担，経営権の所在をめぐる紛争等，経済状況を反映した事件が多い印象がある。

その際，貸金の返済が一部滞った場合に，弁済の充当をめぐり，実体法上の規準が明確でないために紛争になっているケースも看守される。実体法上の規準が不明確であることに起因する紛争としては，建物を販売した場合の土地に対する権利の有無や内容をめぐる紛争についても同様である。

一方，労働事件の提訴件数が少ないことも印象的であった。これも調停前置の制度が存在することが理由の1つであると考えられる。もっとも，解雇，最低賃金，男女間格差をめぐる紛争が提訴されていないことも注目される。その背景および実態については，さらに調査が必要である。

(4) 法律事務所

(i) 調査概要

2016年3月29日（火）16時30分から18時まで，Vタワー内にあるP法律事務所で行われた。ラオス側の説明は，V弁護士によって行われた。日本側は，松尾弘，深沢瞳が参加した。なお，聞取りは英語によって行った。

(ii) 事務所の専門分野について

専門分野は，企業法務や訴訟による紛争の解決である。訴訟では，商事および民事がある。

(ア) 商事事件

商事分野では，株式に関する紛争や消費貸借が挙げられた。株式に関する紛争の具体例として，株式の譲渡や新株予約権の譲渡が挙げられた。例えば，株主が他社に株式を1億ドルで譲渡すると，他の株主に通知していたところ，実際の譲渡契約では5500万ドルで処分されていたという事案がある。それを知らなかった株主が譲渡に反対し，争いになって

いるようである。

消費貸借契約の場合、債務者が銀行に対して債務不履行に陥ることで紛争化しているようである。もっとも、銀行は担保から債権を回収することができる。

(イ) 民事事件

最近、V弁護士が関わっている土地の所有権を巡る紛争が紹介された。

Aが外国人Xとの間で土地を購入するために消費貸借契約を締結した。土地はB（ブローカー）がCから取得し、Bは取得した所有権をAに移転するというスキームであった。土地の売買代金はAがXから融資された金をBに支払ったのではなく、Xが直接Cに支払ったという特徴がある。BがAに土地の所有権を移転しなかったため、AがBを訴えたという事案である。Aは購入資金がXからCに直接支払われていたとしても、それはXA間の消費貸借契約に由来するため、土地の所有権はAに帰属すると主張している。これに対して、Bは、土地はB名義で登記されているため、自分に所有権があると主張している。

Aは土地に関連した事業でXからの融資を弁済しようと考えていたため、Bを訴えたようである。ただ、AB間に正式な契約がないという問題がある。また、この事件の背景にはXとBの関係の悪化もあるようである。XとBは不動産の売買のビジネスをし、Xも利益の分配を受けていた。しかし、ビジネスを始めた当初、XとBの関係が良好だったため、[ビジネスの内容について]口頭での合意しかないという問題がある。XがBとの間の合意について主張したとしても、契約書や証拠がないため、[Bに所有権がないことの事実の証明は]難しいようである。Bはブローカーであるため、一時的に所有権を有するにすぎないが、BはAへ所有権を移転することを拒んでいる。そのため、Bの所有権の無効も主張しているとの話があった。

なお、外国人の土地所有はラオスでは認められていないが、資金の融資は認められているようである。外国人との間の融資が紛争になった場合、貸主は銀行ではないため、民事事件として処理される。ちなみにこの事案の外国人Xはラオス在住者であり、海外からの融資ではないとの説明があった。現在、この事件の審理は裁判所に係属しているが、外国人が関与しているためどうなるか分からないようである。

この事案の問題は、Xから借りた金をどう返済するかという点にあるとV弁護士は考えているようである。V弁護士の個人的な見解としては、外国人Xに土地の所有権を認めた方がいいと考えているようである。しかし、ラオスでは外国人の土地所有が認められていないため、その解決策が採れないという問題がある。

この問題と関連して、ノミニー制度も話題に挙がった。ラオスでは、コモン・ローの国のようにノミニー契約は認められず、法律に基づく合法的な所有しか認められていない。例えば、車の場合、車の登録者が合法的な所有者である。しかし、建物の登記がラオスにはないため、建物の所有者の証明は難しくなる。現在、外国企業が土地を借りて、ビルを建設しているが、ビルの所有権の帰属を巡って問題になることがある。建物の所有者の判断にあたっては、建設の利益を誰が享受しているのかという観点から決するようである。

他の民事事件として典型的なものとして、交通事故、労働紛争、相続が挙げられた。土地の紛争では、相続に関係するものも多いようである。労働紛争では、解雇を巡る争いがよく持ち込まれるようである。なお、V弁護士は会社側の代理人として活動する場合、労働者側の代理人として活動する場合、双方の経験があるようである。

(iii) 弁護士事務所の職員について

現在、P法律事務所には、弁護士が3人所属している。弁護士は全員ラオス人である。アシスタントが3人おり、うち2人は外国人（韓国人と日本人）である。韓国人とラオス人のアシスタントはインターン弁護士でもある。

(iv) 法律相談について

ラオス人と外国人の法律相談の割合について質問をしたところ、95パーセントは外国人からだと言われた。相談に来る外国人の中心はラオス進出企業である。パクセーやサバナケートに経済開発特区（Special Economic Zone, 以下 SEZ）が設置されているからである。日系企業からの相談もある。

個人からの法律相談の場合、家族を巡る紛争や刑事事件（特に薬物犯罪）がある。

(v) 業務内容について

企業に対するコンサルタント業務と訴訟の双方を行っているが、コンサル業務が60パーセントである。忙しいため、訴訟は40パーセント程度である。コンサル業務として、よく行われるのは企業法務である。具体的には、会社の設立やコンセッション契約の締結などである。ラオス法の特定の問題について法的な観点から質問を受けることもある。例えば、租税関係やローン、プロジェクト・ファイナンス、デュー・デリジェンス、株式の移転、ライセンスなどである。

(vi) 法律情報の公開について

例えば、許認可の取得にあたって必要な情報は提供されているか、法情報の公開は十分か質問したところ、投資家から再質問されることがある。個人的には、その情報が真実で、

信頼できる十分なものか疑問があるようである。省庁間で意見が食い違うこともあり、複雑で混乱している。例えば、コンセッションの管轄は投資計画省 (Ministry of planning and investment) である一方で、会社の設立登記は商工省 (Ministry of industry and commerce) が管轄である。商工省で会社の設立登記が認可されたため、投資計画省に行ったところ、投資計画省から「違う。投資計画省で登録しなければいけない」と指示されたという話があった。省庁間をぐるぐる回らなければならないこともある。このような問題の解決のために、V弁護士は、クライアントから何をするつもりなのかよく話を聞くようにしているとの説明があった。ラオスでは外国人に対して許されるビジネスが限定されているため、投資家にどこから始めるべきか経験に基づいてアドバイスをしているとのことであった。2つの省庁に行き、情報を確認し、意見を述べられたとしても、法律上どちらの省庁に権限があるのか判断するのに苦慮する場面もあるようである。

(vii) 法律の解釈について

どのように法律を適用するかという点が重要であるが、ラオスの法律は不明確な場合も多い。JICAの支援で作成されたコンメンタールを読むことがある。こういったコンメンタールは法解釈に役立っているというコメントがあった。時々、解釈をめぐる議論をすることもあるが、誰も答えられない。

なお、ラオスでは他の国とは違い、裁判所ではなく議会に法律の解釈権がある。しかし、議会は実務についてまでは知らない。現在、議会はベトナム政府と合同で法解釈に関するワーキング・グループを設置したという話が紹介された。しかし、実際に活動が始まっているのかどうかまでは分からず、現在でも法解釈が難しいことには変わりがないようである。

司法省等に法解釈について問い合わせをすることがあるが、正しい解釈かどうか保障はされていない。実務上、最適な解釈であることを心がけているそうである。

(viii) 許認可について

ヴィエンチャンと地方で許認可の時間に差があるか質問をしたところ、地方の方が遅いという回答があった。もっとも、ヴィエンチャンでも差があるとの説明があった。その理由は投資開発省に許認可の管轄権がある場合とヴィエンチャン首都に管轄権がある場合の2つのケースがあるからである。投資開発省に管轄権がある場合、許認可の事務処理期間は早い、そうでない場合は遅いようである。例えば、投資家が書類を用意して、処理がされるまで投資開発省の場合1か月かかるが、ヴィエンチャン首都の場合、2か月から3

か月かかる。その他の地域の場合6か月かかることもある。担当機関によって事務処理期間に差が出る理由として、中央は法的知識を身に付けている人が多いが、地方の場合独自に解釈することを恐れるからではないかと説明があった。

(ix) 和解について

訴訟前および訴訟中に和解を勧めることがあるかについて質問をしたところ、和解を勧めているが、ラオスの文化上和解に至ることは珍しいとの回答があった。裁判所に持ち込まれる事件の多くは、訴訟前に和解が成立するよう尽力した事案がほとんどで、その中で和解が成立しなかった事案について訴えが提起されていることが背景にある。紛争の解決までに2年から3年かかると説明をしても、和解が成立しない事案は成立しない。訴訟前に和解は成立することもあるが、訴訟後は難しいようである。なお、村の仲裁に行き、ここで和解をするようである。

(x) 紛争の傾向について

裁判所に持ち込まれる紛争の数は増加傾向にある。外国投資関係のものが多く、正式な契約書が作られないまま、ビジネスが進む場合もあるようである。ビジネスを早く進められるというメリットはあるが、こういったことが紛争の原因になっているようである。V弁護士によると、裁判官の実感としても紛争は増加傾向にあるようである。民事事件では土地関連の事件が増えている。刑事事件では薬物犯罪が増えているとの説明があった。家族関係の事案も増えており、離婚に伴う財産分与が多いようである。

(xi) 裁判所に対する信頼について

ラオスでは裁判所に対する信頼は高いとの回答があった。裁判所だけが紛争を解決できるという理解を共有しているからだと説明された。汚職もないわけではないが、それでも信頼できるようである。裁判官は何度も考えるため、お金を払ったところで判断が自分の思い通りになるわけではないからである。もっとも、外国人はラオス人の方が有利ではないかと考える外国人もいるが、外国人も保障されているとの話があった。

(xii) 小括

P法律事務所を通じて、ラオスの法律実務の一部を知ることができた。訴訟案件も多種多様であり、外国人が関わる複雑な法律事件も起きていることが分かった。現在は海外進出企業からの相談が中心のようであるが、今後、経済発展に伴いラオス人からの法律相談が増えるかどうか、継続的な調査が必要である。法律情報の共有や法解釈のあり方には依然課題があることが分かった。法情報に対するアクセスが制限されている中で、JICAが

作成したコンメンタールが実務上役立っているという反応があった。こういった法情報に対するアクセスの支援に対する潜在的なニーズは高いと考えられる。支援を強化していく分野だと考えられる。

また、他の国とは違い、裁判所に対する信頼が比較的高いという点は非常に興味深かった。司法に対する信頼をどう確保するかという点は法整備支援における重要な課題の1つである。ラオスの反応は今後、司法に対する国民の信頼をどう向上させるかという意味で参考になるであろう。他の弁護士や企業等に対するヒアリングを通じて、ラオスにおける司法に対する信頼度の継続的な調査が必要だと考える。

(5) 内務局

(i) 調査概要

2016年3月30日(水)、14時10分から16時に、スィーコータウン郡(一般にスィーコー郡と略称される)事務所(内務省〔国レベル〕・内務局〔県レベル〕・郡政府事務所)において、インタビュー調査を行った。インタビューに応じてくれたのは、パイワン・パオダーワン氏(内務局長。女性)、ティッパソン氏(職員。男性)、チャンペット氏(技官。女性)、スリチャン氏(ヴィエンチャン首都第1区〔ケート〕検察事務所副所長。男性)であった。インタビュー側は、松尾弘、深沢瞳、石岡修、ラタヤ、また、民法典起草プロジェクト・メンバーから、ブアリー、ラッサミー、コンサワン、カンパイ(女性)が参加した。通訳はラタヤが行った。



写真 25 スィーコータウン郡の内務局郡事務所

(ii) 婚姻登録について

婚姻については、ラオス人とラオス人およびラオス人と外国人で手続が異なっている⁴⁵。婚姻登録を行うのは、ラオス人とラオス人の婚姻のみである。ラオス人と外国人との婚姻は、承認の手続はあるが、ラオスでの婚姻登録は行わない。

ラオス人とラオス人の婚姻の場合、通常のプロセスとしては、当事者間でプロポーズが行われ、結納が授受され、当事者間に特に問題がなければ、結婚式を執り行い、郡事務所で婚姻申請のための書式(2万5000キープ×2通)を購入し、記入して、村長の所にもってゆく。村長のサインをもらい、両当事者の居住地を管轄する郡事務所の何れの事務所に婚姻登録を申請するか(何れでもよい)を決める。それを郡事務所に提出し⁴⁶、3業務日以内に婚姻登録するものとされており、婚姻証明書が発行される。

申請に際しての必要書類は、申請書書式(村長のサインがあるもの)、住居証明書、独身証明書、婚姻申込証明書、サムヌコア、健康診断書(法律が婚姻を禁止している疾病に罹患していないことの証明のため)等である。

婚姻が成立する具体的なプロセスとしては、例えば、――

①3月1日に婚姻登録申請書に村長のサインをもらい、

②3月8日に当事者が郡事務所に婚姻の申請をし、

③3月10日に婚姻証明書(郡事務所長のサインがあるもの。1万5000キープ)が発行され、

④3月11日に婚姻登録簿に婚姻の記載がされた場合、

3月10日が婚姻成立日となる。

その背景には、婚姻そのものが、両当事者の合意と登録によって成立するというよりは、婚姻証明書の発行権限をもった者(郡事務所長)のサイン=官庁による婚姻承認によって成立するという考え方があるものと考えられる。

婚姻・離婚を記載した登録簿(各事実の証明の日付順)は郡事務所に保管されている。申請書と関連書類はその写しをファイルにして保管している。

ちなみに、出生・死亡については、登録は公安警察が管理している。証明書の原本は何れも家族が保管している。郡事務所では、出生・死亡についての要点を抜き書きした記録簿を郡事務所で保管している。

⁴⁵ 婚姻の手続については、ラオス人とラオス人およびラオス人と外国人のケースについて個別に行ったインタビュー調査の結果を別途記載する(後掲*1、*2参照)。

⁴⁶ なお、なお、休日には申請書を提出できない。

＊1 ラオス人とラオス人の婚姻の例

婚姻をしようとする当事者は、婚姻申請書（通常、村長が両家族の正式な話合日に参加し、その書式を持参し、男女両側の両親ならびにその証人、および村長が署名した申請書。日付が入っている。下記の例では、200*年2月3日）を郡内務局に提出し、婚姻証明書の発給を請求する。郡の内務局長が必要書類を確認し、要件を満たしていれば、婚姻に「同意」し、婚姻証明書を発行する。そして、当事者は郡内務局長が「署名した日」から夫婦になる（【婚姻証明書の記載例】下線部参照）。

村長のサインは、当事者の依頼により、お日柄のよい日（または結婚式の日）を記入してもらおう。もっとも、ラオス国民の意識としては、結婚式の日を婚姻した日と考えるのが一般的である。

婚姻により、夫は妻の（両親の）サムヌコアに入ることが多い。サムヌコアは、郡の公安警察が管理している。これは、①選挙に際しての登録の根拠、②居住証明（就職、進学、パスポート取得、車の購入等のために必要）の根拠となる。

【婚姻証明書の記載例】⁴⁷

ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

ヴィエンチャン首都

第*59号

チャンタブリー郡

日付：201*年3月19日

婚姻証明書

2008年7月26日付第05号／国会 家族法に基づき

2009年11月27日付第12号／国会 家族登録に関する法律に基づき

201*年2月3日付の婚姻申請書に基づき

郡内務局長が以下の事項について同意した：

現在ヴィエンチャン首都、シサッタナク郡、P村*番地に住む、

生年月日19**年*月*日、民族：ラオ、国籍：ラオス、職業：****の

****・*****氏、及び現在ヴィエンチャン首都、チャンタブリー郡、S村*番地

に住む、生年月日19**年*月*日、民族：ラオ、国籍：ラオス、

⁴⁷ この婚姻証明書の翻訳に関しては、マノデート・チュンタボン氏のご協力を得た。記して謝意を表する次第である。下線は筆者によるものである。

職業：事業の****・*****氏への婚姻証明書を発行することに同意した。

彼らはこの署名した日から合法的な夫婦になる，

したがって，その証拠としてこの婚姻証明書を発行した。

郡内務局長

[内務局の印鑑および内務局の署名]

[内務局長の氏名]

*2 ラオス人と外国人の婚姻の例

ラオス人と外国人が婚姻するためには、「ラオス国民と外国人の間の婚姻に関する首相令」(1994年12月19日。198号/NY)により、13種類の書類の提出が必要である。すなわち、――

①婚姻申請書(各自1通)、②履歴書(各自1通)、③住居証明書(各自1通)、④IDカード、パスポート等の写し(各自1通)、⑤独身証明書(各自1通。外国人の場合は在ラオス大使館で入手)、⑥健康証明書(各自1通)、⑦無犯罪証明書(各自1通。外国人の場合は母国で入手。日本人の場合は都道府県警察)、⑧顔写真(4cm×6cm。各自3枚)、⑨外国人の収入証明書、⑩離婚した場合にはラオス人女性を本国に帰国させることを保証した書類、⑪ラオス外務省を通じて、外国人の母国の大使館または領事館の意見書、⑫外国人に対するラオスの県・都警察の意見書、⑬外国人に対するラオスの県・都の司法局の意見書

――である。このうち、⑫、⑬の取得が難しい。また、これらの書類にはラオス語の翻訳を付さなければならぬ。それを翻訳会社に依頼すると、時間と費用がかかる。

これらの書類を郡警察に提出し、受理された後、約1か月後に郡警察から召喚があり、インタビューが行われる。郡警察のインタビューでは、何時から恋人同士になったか等、2人のなれ初めについても質問される。その結果に基づいて、県の司法局から婚姻の許可証が発行される。最後に、外務省の担当局に、両当事者各々3人の証人とともに赴き、持参したワインで乾杯して、一連の手続が終了する。

申請日から許可日まで、約8か月から1年かかるといわれている。その手続を業者に依頼して進めると、約3000ドル要するといわれている。

(iii) 離婚登録について

当事者の任意による離婚(協議離婚)については、村長による証明書類等の書類をチェ

ックし、問題がないと判断した場合は、確認したうえで登録し、離婚証明証を発給する。これに対し、当事者間で離婚に不都合であることが明らかであったり、離婚意思は合致しているが、夫婦財産の分割について争いがある場合は、裁判を勧めている。

離婚の手続は、村落調停を行い、不調の場合には3か月後に再度調停を行い、さらに不調の場合には6か月後に郡事務所で書式を購入して、郡事務所に離婚の申請をする。そこには、調停（不調）の記録、子の養育方法等について記載される。

離婚の申請書は、サムヌコアが存在する郡の事務所に提出する。例えば、スィーコー郡の事務所で婚姻登録したが、パクセーに移転し、サムヌコアも移転した場合は、離婚の際にはパクセーの郡事務所に申請しなければならない。

離婚の申請に際しては、申請書に村長のサインが必要であり、居住証明書とともに、郡事務所に提出する。郡事務所はこれをチェックしたうえで、当事者を面談のために召喚する。面談に際しては、離婚意思および夫婦財産（共有）の分割についても確認する。

郡事務所長がサインした離婚証明書（2万キープ）の発給日が離婚の成立日である。申請書の受理日から3事業日以内に証明書が発給されることになっている。郡事務所長が不在の場合は、副事務所長がサインする。

（iv）出生登録

出生登録のためには、両親が書式を購入し、村長および3名の証人のサインおよび病院のサインを得て、登録を申請する。その後、出生証明書（かつてはラオ語、英語があったが、現在はラオ語のみ）が発行される。そのコピーが各郡の警察事務所に送られる。

その後、サムヌコアの記載およびIDカードの発行を申請する。これは、各郡の警察事務所に対して行われる。

出生登録に関しては、ラオス人同士の子については問題ない。ラオス人同士の子であるが、両親が婚姻していない場合（ルークスー）は、父の認知が必要である。登録は、母のサムヌコアに登録する。出生証明書には父の名前は書かれない。その場合、父は裁判を経て父であることを確認できる。その判決があれば父の名前を書くことができる。

ラオス人と外国人の子については、大使館の承認証が必要になる。

（v）死亡登録

申請者（死亡した者の家族登録サムヌコアに登録された者）が書式を購入し、死亡した人、場所等を記載して、郡事務所に死亡登録を申請する。死亡証明書が発行され、そのコピーが各郡の警察事務所に送られる。この証明書（およびサムヌコア）により、相続を理

由とする銀行口座からの預金の払戻し等が可能になる。死亡した者がサムヌコアから削除される。

(6) 弁護士会

(i) 概要

2016年3月28日(月)14時から15時30分まで、ラオス弁護士会(以下、LBAという)で行われた。LBAはヴィエンチャン首都裁判所4階にオフィスを確保している。ラオス側の説明は、カムセイ氏ほか1名によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳、棚橋玲子が参加し、通訳はヤット氏によって行われた。

(ii) 弁護士資格の取得要件

ラオス弁護士会は1989年3月に設立されているが、それ以前には、弁護士制度は存在しなかった。弁護士会設立以降、法学部卒業者が、司法省から弁護士に任命される仕組みであったが、当時弁護士は4人しかいなかった。1991年には司法省から任命された弁護士が10人となり、研修生は11人であった。それから、研究生が徐々に成長していった。弁護士会設立当時に研修の対象者となった者は、書記官をリタイアした者など司法関係業務に携わっていた人である。当初、大学卒業は弁護士になるための要件ではなく、法的知識を持っている人が対象であった。法律知識に差はあったが、研修修了者は任命の対象となった。しかし、その後、弁護士資格に条件を設ける必要があると認識するようになり、法学士を弁護士資格取得要件にした。2011年に制定された弁護士法では、明文上、法学士の資格を弁護士資格取得の要件にしているが、それ以前から大学の卒業資格は要件となっている。

現在、国立司法研修所(National Institute of Justice: NIJ)への入所資格と弁護士資格取得要件の不一致が課題となっている。ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士への任命希望者はNIJで研修を受けなければならない。ただ、NIJへは、大学を卒業していなかったとしても入所できる。そのため、学部を卒業していなかったとしても、弁護士研修は受けられる。現在、大学を卒業していない修了生の取り扱いが問題となっており、ラオス弁護士会と司法省との間で議論があった。2つの方法が提案され、1つは法律の規定を適用しないというものであった。しかし、弁護士会は、弁護士のアシスタントとして働き、大学卒業程度の研修を受け、大学を卒業した場合、弁護士になれるという方法を現在は選択している。なお、大学卒業程度の研修を受けた場合、大学卒業資格を取得できるわけではない。

と強調された。カリキュラムが通常の研修と違っているようである。現在、この問題についての解決策が決定していないため、複雑な部分があるとのことである。現在、NIJの修士の第1期生がいる。弁護士の定員は70名くらいであるため、それくらいの人数を任命できるとの話があった。

また、大学卒業程度の研修プログラムを設置する場合、予算の問題がある。JICA等の国際援助機関からの支援の要望があった。

(iii) その他の課題

弁護士制度に関わる課題として、まず、弁護士倫理の問題が指摘された。弁護士の質に関わる問題であり、重視しなければ将来、弁護士のなり手がなくなる可能性もあるとの意見があった。弁護士会としては、倫理研修を開きたいようである。しかし、予算の関係上難しいようである。日本を始めとする国際援助機関から、支援があれば良いとの要望があった。

(iv) 弁護士の数について

弁護士会は強制加入制である。現在、ラオス全土で206名の弁護士が登録されている。

(v) 弁護士の主要な業務について

一般民事、刑事、渉外関係など幅広い分野が業務の対象となっている。それぞれの分野を専門的に扱う弁護士の比率について質問をしたところ、明確なデータはないとの回答があった。弁護士の数が少ないため、統計等のデータは取っていないとのことである。ラオスでは、弁護士事務所を開設した場合、民事、刑事、渉外関係を区別せず、業務を行うことができる。全ての分野を取り扱っているとの認識のようである。

ラオスの弁護士が行う業務の中心は主に2つある。1つは企業の顧問弁護士として、企業内で働くことである。この場合、具体的にはコンサル業務が中心である。もう1つは公判である。弁護士によって異なるが、例えば週の3日間はコンサル業務をし、残りの日数を法廷活動に充てるというように、両方をやる弁護士もいるようである。

弁護士としての働き方には、企業内の顧問弁護士として働く場合と事務所を開設し働く場合の2つがある。もっとも、民間企業と協力して働く場合、最低2人の弁護士が必要である。外国人弁護士と協力して事務所を開設することもできるが、この場合、外国人弁護士には弁護士資格が必要である。外国人弁護士と連携した場合、外国人弁護士はラオス法のアドバイスをするできない。ラオス法についてアドバイスできるのはラオス人弁護士だけである。

(vi) 弁護士会について

ラオスには18の県があるが、全ての県に弁護士会が設置されているわけではない。また、弁護士会に所属する206名の弁護士のほとんどは首都ヴィエンチャンで活動している。ヴィエンチャン以外で弁護士会を設置しているのは、カンムアン、チャンパサック、サバナケート、ルアンパバーンである。もっとも、地方の場合弁護士がいたとしても2、3人である。多くても4人であり、10人はいかないと説明があった。

弁護士が地方にいない理由について質問したところ、地方では法律知識が不足しているため、村落調停で事件が終了してしまう場合が多いようである。また、地方の場合、経済発展が進んでいないこともある。また、弁護士が必要な場合であっても、地方では、弁護士にお金を使いたくないという風潮もある。これらは弁護士の仕事がないことの主な理由である。

地方では、刑事事件であっても弁護士不在のまま裁判をしてしまうという問題もあるとの説明があった。

なお、訪問前に日本弁護士会や愛知弁護士会からの訪問があった。この時、206名いる弁護士のうち100名は弁護士として働いていないとの話があったため、100名は何をしているのか質問をした。これに対して、登録した弁護士の仕事や業務内容について把握はしておらず、今後弁護士の活動を把握していく予定であるとの説明があった。また、法律上、弁護士会が仕事を弁護士に斡旋することは要求されていないとの補足があった。



写真 26 ラオス弁護士会，ラオス弁護士会はフランスの支援を受けている（写真右）

(vii) 法律扶助制度について

①地方における法律扶助機関の現状について

現在、弁護士会は法律扶助支援に取り組んでいる。ヴィエンチャン以外での法律扶助制

度について質問をしたところ、現在はヴィエンチャンにのみ法律扶助機関が設置されている。地方に設置されていない理由について質問したところ、以前は The Asian Foundation の支援により、様々な県に法律扶助施設が設けられていたものの、無償で活動しなければならず、弁護士収入確保に大きな問題があったようである。弁護士は食べていけないため、地方へ行きたがらず、各県に法律扶助機関を設置するということは現実的ではなかったという説明があった。

また、ヴィエンチャンにある法律扶助機関のできる業務範囲は法律事項についての助言に限られており、公判で訴訟活動することまではできないとの説明があった。

② ヴィエンチャンでの法律扶助業務の内容について

2年前にも、法律扶助機関の援助はあったが、援助資金の提供が途中で止まったため、中止したという背景がある。現在、ヴィエンチャンでの法律扶助は The Asian Foundation の支援の元行われているが、開始からまだ1ヶ月しか経っていない。持ち込まれる法律相談の内容は、①家事、②契約、③土地関係、④離婚、⑤相続、⑥売買などである。民事事件を中心に2、3名の相談がある。刑事事件の場合、地方の政府機関が市民に対して不利益な扱いがあった場合、どうすればいいかというような相談がある。不利益な取り扱いの具体例としては、冤罪が挙げられた。例えば、刑法犯に該当するとして、逮捕されたが、必要な取り調べや捜査などが行われないうまま逮捕するようなケースが具体例として挙げた。

もう1つの不利益な取り扱いの例として、土地の明渡請求した事案における判決の執行に関する相談例も紹介された。具体的には、夫婦が夫の母親が所有する土地上に家建てて居住していたが、離婚したため、元義母が離婚後も建物に居住する元妻に対して土地の明渡しを請求した。元妻は転居先が見つからないため、居住していたが、判決の執行により建物が建て壊された。住居を失った元妻からどうすればいいかという相談があったと説明があった。

なお、法律扶助に関して、マニュアル等はなく、それぞれの弁護士が経験に基づいて行っているようである。

法律扶助は経済的弱者などに対してなされるが、外国とは違う課題があることが説明された。例えば、ラオスでは国からの予算の割り当て設備等の支援がないようである。弁護士会としては、法律扶助を行なっていきたいが、支援がなければできないという課題がある。なお、2017年で The Asian Foundation の支援は終了するため、支援の継続を The

Asian Foundation を始めとする支援機関に要請しているとのことである。

また、シェンクワン県において、法律扶助制度の支援が USAID との支援の元で始まったという新聞報道があったため、弁護士会として関わりがあるのか質問をした。これについては、地方機関の理解が進んでいないため、まだ活動が始まっていないという説明があった。援助は来ているものの、司法省で止まっているようである。弁護士の活動にまで回ってきていないとの説明があった。



写真 27 法律扶助制度のポスター。ラオスの法的紛争をイラスト入りで紹介している(写真右)

(viii) 非弁活動について

非弁活動は多いと説明があった。「偽物の弁護士」を意味する「タネ」(造語)という言葉が非弁に相当する。ただ、ラオスでは非弁活動は禁止されていないため対策はないようである。例えば、民事訴訟手続および刑事訴訟手続共に、利益を保護する者(親など)は法律相談などができる。

(ix) 法学教育との関係

NIJ のカリキュラムの中に、弁護士の仕事内容についての科目がある。そういった科目を通じて、弁護士が社会に対してどういう役割を担っているのか教育活動を行っている。

(x) 小括

弁護士会からの聞き取りを通じて、ラオスの法制度の現状と課題を知ることができた。現在、弁護士会が直面する大きな課題として資金不足があることが分かった。そのためなのか、自分達の本来の業務以外の活動については消極的な反応があった。例えば、現在ラオスでは民法典の起草作業が進んでおり、近い将来制定される見込みである。制定後の民

法典の普及活動について協力を要請したが、「本来の業務ではないが、情報があればやっていきたい」とのコメントに留まり、反応は消極的であった。法律相談や法律扶助制度など、弁護士が担う法的サービスの範囲は幅広く、今後民法典を始めとする法律制度の発展を進めていく上で、弁護士や弁護士会を含めた支援について検討する余地がある。

また、ヴィエンチャンを中心とする都市部と地方では法的サービスに差があることも分かった。弁護士会からの説明では、地方では法的サービスのニーズが少ないため、法律扶助サービスが定着しなかったという説明がなされた。ただ、法律サービスに対する潜在的なニーズが全くないのかという点までは明らかではない。また、ラオスは経済発展を進めるために、地方にも経済開発特区を設置し、海外からの投資を積極的に呼び込んでいる。将来的には、地方でも経済発展が進むことが予想され、それに伴い、法的紛争が起こるであろう。地方における法制度の実態についても継続的な調査が必要である。

(7) ラオスにおける民法関連法令の解釈・適用の現状

(i) 民事紛争について

前述のように、裁判所と法律事務所の双方の視点から、最近頻発する紛争事件の傾向等を聴取することを通じ、民事紛争の実態が次第に明らかになった。とりわけ、外資を中心に急速な投資が進み、都市開発が活発化し、様々な資金需要と地価（土地使用権価格）上昇が生じていることを背景とする紛争が如実に現れていることが確認できた。土地の権原をめぐる紛争、貸金返還をめぐる紛争、譲渡担保権の実行をめぐる紛争等はそれを如実に物語っている。これに関連して、譲渡担保権の設定者Aと、譲渡担保権者Bから譲渡等の処分を受けた第三者Cとの紛争も顕在化しつつあり、第三者関係をめぐる法的規律が求められ始めていることも、極めて注目すべき動向である。市場取引の発展プロセスにおける第三者保護規範の形成問題として、開発法学の観点から看過できない動きである。

また、コンセッションによって取得した土地に建設された建物の譲渡に伴う、土地権原の変動に関する法的ルール、貸金が一部しか返済されなかった場合の利息と元本の充当ルール等、新たな取引実態の生成に実体法ルールが追い付いていない現象も確認することができた。このことは、民法典制定の必要性を再認識させるものでもある。

こうした紛争形態が現れ、紛争事件数が増えているにもかかわらず、和解による紛争解決数が増えていないという現象の背景事情も興味深い。これについては、裁判に先立つ調停前置制度によって解決されている面もあるが、いったん提訴したからには、和解に応じ

ることを善しとしない傾向がある旨の指摘もあり、当事者の法意識のレベルでのさらなる探求を要する問題である。

(ii) 裁判制度の現状について

ラオスでは、裁判所に対する信頼度が比較的高いことが確認できたことは、興味深い結果であった。その背景事情として、最高裁をはじめとする司法部内の活動が注目される。もっとも、裁判官の定期的な移動が制度化されていない等、今後司法制度改革に向けて話題になると予想される点も確認することができた。

さらに、倒産事件、知財関係事件に対しては、実体法・手続法両面での整備の必要とともに、裁判所の体制整備が急務になっているようにも思われる。その他、交通事故をめぐる紛争解決の課題、解雇・最低賃金・雇用における男女の機会均等、その他の紛争実態と裁判制度の対応については、さらなる調査が必要であると思われる。

(iii) 家族法関連の事件の動向について

家族事件においては、離婚や離婚に伴う夫婦財産の分割、子の監護等が最も頻発する紛争問題として挙げられている点も、看過できない。それがラオスの伝統的な家族観にどのような影響を与えるか、さらに、そのことがラオスの伝統的な村落共同体(コミュニティ)の現状にどのような影響を与えるかは、継続的な分析と考察に値する重要問題である。

現行法における婚姻・離婚の手続からみる限り、婚姻・離婚の成立と効力発生が国家機関の承認に依存していることを通じ、家族関係の形成に対する国家の関与度が比較的に強いように思われる。この制度的特色が、今後どのように変容してゆくかは、やはり注目すべき問題である。

(iv) 弁護士会の活動について

法的紛争解決における裁判官の役割の大きさ、および裁判所に対する信頼度の高さととは裏腹に、弁護士会の活動や司法制度における位置づけは、今なお萌芽的かつ流動的であるようにもみえる。弁護士会は、今やそのアイデンティティの確立を模索し始めているように思われる。裁判官が積極的な訴訟指揮や証拠収集を行い、検察官がそれを補うことによる職権主義的な紛争解決を行う反面、弁護士がクライアントの権利の保護・実現のために自ら積極的に証拠収集や弁論を行うインセンティブを抑えていることも考えられる。

また、これに関連して、現時点では、法令の解释权が国会に留保されていることが、法解釈を通じてクライアントの権利を擁護・実現すべき弁護士の活動を抑制していることも考えられる。

もっとも、これらの点を改善するためには、法解釈方法論を含む、法律学の発達が不可欠である。このことは、今後、法学教育の制度的改善、とりわけ、法律系大学に期待される役割の大きさを感じさせる。

4-2 裁判例公開の現状

ラオスでは、裁判例の公開はまだ制度化されていない。もっとも、それは機密文書扱いされているわけではなく、裁判所に調査を依頼し、判決原本を閲覧することは可能である。

4-3 民法典編纂作業の現状

(1) 民法典草案の起草プロセス

ラオスは、1975年12月2日、ラオス人民民主共和国として独立し、ラオス人民革命党および政府が、国家の防衛と構築を統治の戦略的政策とし、それに基づいて政府の各機関が国家構築計画を、当初は中央による計画経済システムによって推進することを試みた。しかし、1986年、人民革命党および政府は、全面的な革新政策として、市場志向経済システムに移行した。1989年のラオス国家法政方針に基づき、これまでに18の民事関連法が制定され、国民の生活の保護を図ってきた。1989年には政府が外国投資促進に関する首相令を発出し、ラオスに直接投資する外国の資本化等の権利保障を実施してきた。1990年には、国家統治および司法制度の管理（人民裁判所に関する法律、人民検察院に関する法律、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法等）、経済・貿易・投資の管理、天然資源の管理等に関する法律が成立した。また、1994年には所有権法、契約内債務法、契約外債務法、相続法、家族法、事業法等が制定・施行された。これらの法律により、国民の基本的な権利と市場システムの下での経済活動を保障し、促進することが図られた。しかし、それらの法律には、規定間の矛盾や不備があることが指摘されてきた⁴⁸。また、所有権法は1994年に制定されて以降、いまだに改正がされないままになっており、実務上の困難や法の執行に対する迷いも生じている。そうした中、民法典には諸法間の整合性を高め、国家の法に対する信頼

⁴⁸ もっとも、それは、当時のラオス経済が計画経済から市場経済に移行する過渡期にあり、経済も第1次産業が約80%を占め、工業が未発達で、国民の一般的な教育レベルも高くなく、法に対する意識も低く、民事紛争も多くなく、慣習による紛争解決が少なくなかった等の事情の下で、当初の立法方針が、「シンプルなものから複雑なものへ」、「低レベルなものから高レベルなものへ」、「1つひとつに集中する」というものであったことにもよる（ナロンリット2017:2頁参照）。ラオスの立法を評価するときは、こうした当初からの政府の意識的な立法方針およびそれゆえに特に1989年以降のラオスの立法はプロセスとして評価することが重要であるという特色を看過することができない。

を高め、国民の生活の安定、予測可能性の増大に通じることが期待されている⁴⁹。

ラオスでは、2001年から、日本等の法整備支援も受けながら、民法教科書の作成を通じた基礎研究が始まった。その後、民法基本問題集、民法解説書等を作成した。それらが出来上がった後、執筆メンバーは民法典つくるタイミングが到来したことを司法省に進言し、2012年から民法典草案の起草を意識した活動が開始した⁵⁰。

2012年6月の民法典制定作業開始会議を皮切りに、民法典起草グループが設立された。その構成員は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学法・政治学部、外務省、工業商業省、国会の7機関から選出された44名である⁵¹。2012年6月の段階で、民法典の編別構成が固まった。それは、――

第Ⅰ編「総則」

第Ⅱ編「人及び法人」

第Ⅲ編「家族」

第Ⅳ編「物及び所有権」

第Ⅴ編「契約」

第Ⅵ編「契約履行担保」

第Ⅶ編「契約外債務」

第Ⅷ編「相続」

第Ⅸ編「最終規定」

――である。この体系構成は、いくつかの編の表題に若干の変更はあったものの、起草プロセスを通じて維持された。ラオス法は基本的にシビル・ロー（ヨーロッパ大陸法）体系に属するものと自認されているが⁵²、私見としては、ラオス民法典草案の体系は、シビル・ロー体系とインスティトゥティオネス体系を結合した合理的な体系であると評価している。すなわち、それは基本的に、1）総則（第Ⅰ編）、2）人の法（第Ⅱ編・第Ⅲ編）、3）物の法および所有権移転の法（第Ⅳ編）、4）債権・債務の法および債権担保の法（第Ⅴ編・第Ⅵ編・第Ⅶ編）という順序で展開している。第Ⅷ編の相続の位置がユニークであり、これは第Ⅳ編に続けて、3）物の法および所有権移転の法に関する特別ルールとして位置づ

⁴⁹ ナロンリット 2017: 1-2 頁。

⁵⁰ ちなみに、ラオス民法典草案の起草プロセスは、「勉強しながら実践してゆく」ものであるという特徴づけがされている（ナロンリット 2017: 4 頁）。

⁵¹ ナロンリット 2017: 4-5 頁。

⁵² ナロンリット 2017: 2 頁。

けることも合理的であると考えられるが⁵³、ラオス側（起草グループ）の判断でこのようになった。

起草チームは、①総則、人・法人、②物・所有権、③契約・契約外債務、契約履行担保、④家族・相続の4グループに分かれ、日本のアドバイザー・グループと本邦研修、現地セミナー、JICA-Net テレビ会議等を通じて議論を重ねながら、タイ、フランス、ドイツ、ベトナム、日本等の民法関連法令を比較・検討して、民法典草案の起草作業を進め、2014年に第1草案を作成した。それに基づき、2014年から2016年にかけて、ラオス北部・中部・南部において、裁判官・検察官・弁護士・その他司法分野の関係者を対象にしてヒアリング・ワークショップを行った。その目的は、これらの関係者から率直な意見を聴くこと、および新しく導入した法概念（法律行為等）の普及を図ることであった。

かかるヒアリング・ワークショップの開催後、そこで出された意見も一部反映し、司法省は民法典草案を官報に掲載した。そして、さらに経済分野の対象者（商業銀行、リース関係担当者等）に対して2回のヒアリング・ワークショップを行った。

司法省は2017年1月に民法典草案（615か条）を政府に提出し、2017年2月15日、政府の承認を得て、国会への提出に向けて準備が始まっている（2017年2月28日現在）。

（2）国会議員のためのヒアリング・ワークショップ

2017年2月16日～18日、北部の国会議員84名を対象にヴィエンチャン首都においてヒアリング・ワークショップを開催した⁵⁴。そこでは、率直な質問やコメントが極めて活発に提示され、熱心な議論が行われた⁵⁵。ケート・キアティサク司法副大臣は、民法典の制定がラオスを法によって統治される国へと進化させ、国家の発展に繋がることを強調した。

ケート副大臣はまた、ラオスの民法典が社会に実施され、経済・社会が発展することが重要であること、国民生活に密接に繋がる民法典として、社会発展に貢献すべきものとすることを強調した。

また、ナロンリット・ノラシン司法省法務審査・調査局長は、今次の民法典草案のうち

⁵³ 2012年6月12日・13日の現地セミナーで、筆者（松尾）はあくまでも私見として、そのような提案を行った。起草グループの若手メンバーの中には少なからぬ賛成があった。

⁵⁴ 議事は、ケート司法副大臣が議長となって進行した。なお、南部の国会議員に対しては、2017年3月14日～17日にパクセーにおいて、ヒアリング・ワークショップが行われている（サイシー司法大臣が全日程議長として参加）。

⁵⁵ “National and Provincial Assemblies discuss civil code draft”, *Vientiane Times*, 17 February 2017, p. 2.

の多くの規定が現行法を承継しており、新条文は約 25%にとどまり、残りは現行法の微修正（語句の修正を含む）にとどまるとの見解を明らかにした⁵⁶。その際、ナロンリット局長は、ラオス民法典草案が 10 年近くの準備期間を経て、ラオス人によってつくられたことを認識してほしいこと、社会に相応しくない点があれば率直に指摘してほしいことを強調した。

このヒアリング・ワークショップでは、以下のような質問、コメント、起草グループからの回答等が交わされた。

(i) 第 I 編・第 II 編について

草案 3 条 1 号の「民事関係」の定義は内容が明確でない。

草案 5 条の「民事関係に適用する」は「民事関係を調整するために適用する」とすべきではないか。

草案 12 条の「法律行為」（ニティカム）の用語は、現在は「法律文書」の意味で用いられているので、国民が混乱するのではないかと、せめて「ニティカム・タンクンマンペン」＝「民法典における法律行為」、「民事における法律行為」とした方がよいのではないかと、このコメントがあった。これに対しては、「ニティカム」は「法律行為」が本来の一般的な意味であり、ラオスでは特殊な意味で用いられるようになった経緯があるとの回答が行われた。

草案 34 条（取得時効）における「平穩」の意味は抽象的であるから、その内容を具体的に明確にすべきである。これに対しては、「平穩」は外国でもよく使われている用語なので、これで大丈夫ではないかとの回答があった。

草案 35 条（消滅時効）において、消滅時効の原則期間を 3 年とするのは短か過ぎるのではないかと。これに対しては、消滅時効期間を長くすると紛争が長期化するので、3 年は相応しいのではないかとこの回答があった。

草案 43 条（時効の停止事由）について、3 つの例示だけでは少ないのではないかと。

草案 46 条（人の権利能力）と草案 47 条（人の権利能力の内容）の内容は類似しているので、1 か条にまとめるべきではないかと。

草案 55 条のうち、未成年者が父母または後見人の同意を得ずに行うことができる行為として「年齢に応じて相応しい日常生活上の行為」の意味は曖昧ではないかと。

草案 57 条（未成年者の労働能力）は、未成年者は父母または後見人の同意を得て労働

⁵⁶ 2017 年 2 月 16 日のヒアリング・ワークショップの冒頭における解説による。

することができる」と規定するが、労働法（14歳未満の労働を禁止している）と矛盾するのではないか。これに対しては、労働法は未成年者も14歳になれば父母または後見人による労働契約の締結への同意を経て労働契約を締結することができるとしているが、これは草案57条1項の「関係する法律」に労働法が含まれるので、矛盾はないとの回答があった。

草案第Ⅲ編～第Ⅶ編は現行法がベースになっているので理解が比較的容易であるが、第Ⅰ編と第Ⅱ編は全く新しく、「セオリー」が多いので、理解が難しい。それについては別途会議が必要である。

(ii) 第Ⅲ編・第Ⅷ編について

草案132条は「家族（コブクワ）」定義し、「…社会的な細胞である」と規定するが、「家族は社会の核である」と規定すべきである。

草案134条は親族の範囲について規定するが、ラオトゥン族の親族の範囲はそれと異なっている。また、親族の呼び名、例えば、祖父母の呼び方。孫の呼び方も異なる。統一的に呼びやすい呼称にした方がよいのではないか。

草案136条（婚姻の自由）について、自分の県（ポンサリー県）には15の少数民族が存在し、その中には両親が子の婚姻を決める民族、誘拐婚を行う民族等が存在する。このような少数民族の婚姻文化に対してどのように対処すべきか。また、民法典によって現実問題の全てを解決することはできないし、特に少数民族の慣習を変えることは難しいとの意見も出された。

草案137条は一夫一婦制（モノガミー）を規定するが、少数民族の中には、モノガミーに反する慣習も存在する。

草案140条（婚約）は、2項で「婚約は、婚姻当事者に婚姻を強制するものではない」と規定するが、これは良くないのではないか。やはり婚姻すべきである。

草案144条は婚前交渉について、男性が賠償義務を負う場合についてのみ規定されているが、逆のケースはなぜ損害賠償義務を否定しているのか。

草案145条は婚姻適齢を（男女とも）18歳とするが、自分の県の少数民族には12歳で婚姻する女性もある。法律では許容されていないが、慣習法では許されている。それも草案153条で無効になってしまうのか。また、シェンクワン県の僻地でも婚姻適齢前の婚姻が存在し、両親の承諾はある。その場合、子は嫡出子になるか否か。また、80歳の男性が18歳の女性と婚姻することを禁止する規定を設ける必要があるのではないかとのコメン

トもあった。

草案 146 条 1 号は、同性婚を明示的に否定しているが、もし事実上の同成婚が存在した場合、認めないのか。それが起こったらどうするか。また、同性婚の禁止には賛成するとのコメントもあった。その一方で、自分の県にはレズビアンが存在する中で、同成婚を禁止すべきかは疑問であるとの意見も出された。また、両親が同意し、公然と結婚式をしたとすれば、それを妨げるべきではないのではないか、同性婚の許容がラオ「文化」となっているとのコメントもあった。さらに、近年では性別の変更も認められていること、第三の性（男性でも女性でもない。男性 50%・女性 50%という場合）も存在することとも関連して、同性婚を認めることも考えるべきではいか等のコメントもあった。

草案 147 条は婚姻登録を婚姻の要件とするが、実際には群の登録所に行かず、村長の所に行ってお金を渡して記録するだけの場合もある。この場合、数か月後に当事者が離婚し、郡の登録所で離婚を申し立てた。しかし、婚姻登録がなく、混乱が生じた。

草案 148 条が結婚式は行っても行わなくともよいと規定することには賛成する。近年、結婚式が華美になっており、特に地方住民はお金がかかりすぎると不平をいっている。多額の借金をする者もいる。したがって、草案 148 条の普及が重要である。また、結婚式にかかる費用の上限を定めるべきである。贅沢禁止法がすでに施行されており、同法の適用も考えられる。

草案 149 条はラオス国民と外国人との婚姻の方式について規定するが、ラオスと中国、ミャンマー、タイとの国境ではラオス人と外国人との結婚の例が少なくなく、中国人との結婚の場合、結婚式が先であり、書面の作成も登録もしないのが通常である。また、中国人男性とラオス人女性の婚姻のケースが多いが、人身売買もある。中国人男性がラオス人女性と結婚する場合、女性は 20 歳以下とするような特別の年齢要件を課すべきではないか。サンヤブリー県でも外国人男性がラオス人女性と 100USD を払って婚姻する中には人身売買がある。この問題解決には多くのチャレンジが必要である。その救済方法も考慮に入れた規定も考えられる。

草案 159 条は夫婦の義務を定め、その中に「教育」する義務が規定されているが、はたして教育する義務を負うべきか（疑問である）。

草案 177 条は離婚の効果として、婚前財産は各人の所有物であること、婚姻財産は原則として等分すべきことを規定しているが、カムオン県の少数民族では、離婚後に妻は自己の実家に帰るが、財産を持って帰ることは許されていない。民法と異なる慣習をどの程度

認めるべきか。

草案 178 条（未払婚姻贈答品）が規定する「婚姻贈答品（カードーン）」とは何か、定義がされていない。一般人にも分かるような定義が必要ではないか。

草案 207 条～209 条は継子について規定し、草案 208 条は「継子は実子及び養子と同じ地位を持つ。但し、法が別途定める場合を除く」とするが、他国の法は継子の地位に言及しているか。また、207 条の継子の定義の中で、夫又は妻に「ついてきた子」という表現は再考の余地があるのではないか。

（iii）第IV編について

草案 255 条 1 項（所有権の 5 形態）について、憲法との整合性を確認すべきである。

草案 333 条～342 条は地役権を、草案 343 条～354 条は地上権を新たに規定しているが、既存の賃借権と似ているが、どこが違うのか。なぜこれらを導入したのか。教育のない者にも分かるように説明する必要がある。これに対しては、具体例を用いて繰り返し説明する意向である。特に民間投資者が投資契約を締結する際に有効に活用できる例を用いて説明したい。

草案 341 条は「承役地の所有者」という表現しているが、草案 342 条は「要役地の主」という表現しており、用語法が統一されていない。

（iv）第V編・第VI編・第VII編について

草案 362 条（契約の形式）について、地方居住者は口頭契約をすることが多いが、それは契約か。これに対しては、草案 362 条 1 項に従い、草案 18 によるので、口頭の契約も民法典及びその他の法律の規定に反しない限り、有効な契約であるとの回答があった。

草案 363 条（契約の内容）に関連して、例えば、バナナの売買契約において、バナナの品質が期待していたものでなかった場合、買主はどのような救済を受けうるか。これについては、草案 402 条（売買する物の品質）に品質の特定、買主の損害賠償請求権、追完請求権、代金減額請求権、契約解除権の規定がある。ただし、買主には購入物の検査義務が課されている（草案 402 条 4 項）。

草案 378 条（負債の支払の順序）について、合意によるものとし、争いがあるときは、費用、利息、元本の順とする。しかし、例えば、100 万キープの消費貸借の場合、当事者間に合意がない場合の弁済充当の順序は、元本、利息、費用の順とすべきではないか。

草案 387 条（契約不履行の効果）のうち、損害賠償の範囲について、現実の損害を賠償すべきか。予見可能な損害を賠償すべきか。

草案 405 条 2 項は売主が目的物を「合意した期日に配達しないとき」は、買主はそれを受け取らないことができる」と規定しているが、その文言の前に「合理的な理由なしに」を付加すべきである。

草案 438 条（ホテルまたはゲスト・ハウスの主人の責任）の要件として、顧客は通知をしておかなければならないという要件であるが、その標準的な方式は何か。

草案 478 条（動産質物の返却と売却）、草案 485 条（不動産質物の返却と売却）に関連して、地方では金の貸し借りの担保は、自動車や土地の質によることが多いが、債務者が支払えない場合、自動車や土地は自動的に貸主のものとなると契約上合意されていることが多い（時には公正証書で）。しかし、それは債務者に不公平である。

草案 425 条 2 項は、銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利息は中央銀行の利息を 3% 以上超えてはならないと規定しているが、利息は通常 8~10% である。中央銀行の利息を 3% 超えてはならないというのはどういう理由か。この制限は個人貸主にも適用されるか。実際にはこの利率を超えている貸主は多い。どうやって政府は規制するのか。

草案 433 条（コンセッション契約）について、500ha の土地のコンセッションにおいて、村民に対する補償は微々たるものであった。村民の損失は大なるものがあるにもかかわらず、会社から支払われた額は僅かであった。その後、会社は土地を細分化して民間に売却した。これは不公平ではないか。

（v）その他

民法典が成立したときには、現行の民法関連個別法は依然として有効か。これに対しては、民法典が成立すれば、現行の民法関連個別法は廃止される。例えば、所有権法、家族法、相続法、契約内外債務法、担保取引法は廃止されるであろう。しかし、家族登録法は廃止されない。手続法、特別法（土地法等か）は廃止されない。「法典」とは既存の法を“centralize”することである。

（3）小括

以上の議論から垣間見られるように、民法典草案に対する国会議員の関心は極めて高く、実践的、理論的な様々な観点から、相当に具体的な質問やコメントが提示されていることが窺われる。それに対して、起草グループのメンバーは逐一熱心に回答しており、出された意見を草案の修正に反映させることについても、是々非々の姿勢で対応していることが

分かる。

議論の中では様々な点が問題になっているが、特に民法典草案の規定と実務とのギャップや、慣習（特に少数民族のそれ）とのギャップが問題になっている。また、同性婚のような価値判断が分かれる問題についても、様々な立場からの見解が表明され、ごく自然に議論を深めるために必要な多様な観点が提示されていることが注目される。

民法典と慣習との関係に関しては、議論の中で、政治研修所所長のコメントが印象的であった。すなわち、ベトナムでは多くの者が都市に居住し、市場経済に慣れているので、比較的なラディカルな立法をしても、人々はついてゆく。ラオスでは、ベトナムと異なり、多くの者が地方に居住しているので、法律を変えて制度を変化させてようとしても、変化は非常に緩慢であるというものである。実際、ラオス民法典は、公布か施行までに3年間を開ける方針であり、この点も施行期間が1年余りであったベトナムと大きく違う点である。この間に、国民、法曹、その他の公務員等に対する普及・説明にじっくりと時間をかける方針のようである⁵⁷。

また、ラオス民法典草案の起草・議論のプロセスにおいては、債権担保の実務において、質流れの約定や譲渡担保の私的実行の約定に際して、清算を行わないものとする債権者に一方的に有利な約定に対する疑問も提起されており、一定の衡平への配慮が見られる点も看過できない。

さらに、ラオス民法典草案の内容的特色として、シンプルながら、現実の問題への適用を見据え、抽象的な理論に引き摺られないバランス感覚を維持している点も注目される。例えば、草案 431 条（賃貸物の所有者の変更）は、「賃貸人が賃貸物を他人に贈与又は売却した場合は、その受贈者又は買主である新しい所有者に対して、賃貸借契約は引き続き効力を有する。賃貸人はその物を賃借人が使用している旨を新しい所有者に通知しなければならない。」と規定している⁵⁸。これは、日本民法が原則として——特別規定⁵⁹がない限り——採用していると解される「売買は賃貸借を破る」との原則を、ラオス民法典草案が採用していないことを示している。すなわち、ラオス法は「売買は賃貸借を破らない」ことを原則とするものとみられる。それは、物権・債権の峻別論に過度に拘泥しない実際感

⁵⁷ ナロンリット 2017: 5 頁。ちなみに、ラオスには「慌てなければ良い刀を作ることができる」との諺があるとのことである（同前 4 頁）。

⁵⁸ ちなみに、この草案 431 条は新規の規定ではなく、すでにある現行法（契約内外債務法 63 条）を承継するものであることも留意すべきである。

⁵⁹ 例えば、日本の民法 605 条、借地借家法 10 条・31 条、農地法 16 条 1 項等である。なお、住宅の使用賃貸借に関して引渡しを受けた賃借人を保護するドイツ民法 566 条も参照。

覚、および所有者の利益に偏することなく、賃借人の利益にも配慮する衡平感覚を備えた立法であると考えられる⁶⁰。

今後は、法案の国会提出後も、国際標準とラオスに固有の法との調整、国家の開発政策と既存の法実務との調整等が、それが可能な最後のタイミングまで行われるものと見込まれる。そうしたラオス民法典の起草・議論のプロセスからは、法が時には社会のルールをフォローし、時には社会をリードするという、フォロー・アンド・リードの実例を見出すことができるように思われる。

4-4 統一研修所における民事法科目の取扱い

ラオスにおける JICA 法整備支援「法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ 2)」の一環として、教育研修改善サブワーキング・グループ (SWG) は、2015 年 8 月・9 月の本邦研修、2016 年 2 月の JICAA-Net テレビ会議、2016 年 3 月の現地セミナー等を通じ、模擬事件記録を用いた講義および演習が、法曹の実務能力を涵養するために有用であると認識し、2016 年度から、模擬事件記録の作成を開始した。2016 年 3 月の現地セミナーでは、日本の司法研修所における民事弁護科目および刑事裁判科目において行われている「事実認定教育」を簡略化した事例教材を用いて、模擬事件記録の作成方法について、検討を始めた。教育研修改善 SWG は、そうした模擬事件記録教材が、大学、国立司法研修所 (National Institute for Justice: NIJ)、裁判所・検察院・司法省等の実務期間における教育に有効であると考え、2016 年 4 月以降、模擬事件記録教材の作成作業を行ってきた。その題材となったものは、最高裁がヴィエンチャン首都の判決執行局に対し、民事・商事・労働・刑事の各分野の事件から約 100 件を借り出し、2012 年の民事訴訟法・刑事訴訟法改正後の事件から、記録教材として適切と考えられる候補として選定したものである⁶¹。2016 年 12 月現在、民事関係 6 件 (家事事件 2 件、商事事件 2 件を含む)、刑事関係 2 件の合計 8 件が選定された。以下では、そのうちの民事関係 3 件について、法学教育教材としての側面と、民法関連法の適用の実際を知るといった側面の双方の問題関心から、概要を

⁶⁰ ラオスの裁判例も、契約内外債務法 63 条を適用し、新所有者による賃貸人の地位の承継を認めている。その場合は、賃借人が新所有者には支払いたくない、新所有者を賃貸人とは認めないといって争いになることもあるが、裁判例では新所有者を賃貸人と認めているとのことである (2017 年 2 月 17 日における 2 人の裁判官へのインタビューに対する回答による)。

⁶¹ 須田 2016 : 1 頁。

確認する⁶²。

(i) 賃貸不動産の譲渡に伴う賃貸借関係の帰趨に関する事案

Aは土地 α の使用権およびそれを敷地とする建物 β を所有していたが、イギリスに居住していたため、土地 α ・建物 β の管理を甥のBに任せていた。Bは建物 β をCに賃貸した。この賃貸借契約では、存続期間は2年間、賃料は毎月1000ドルとし、1年分を前払いすることが合意された。また、Cが存続期間の途中で賃貸借を解約するためには、3か月前にBに通告することとされていた。CはBに1年分の賃料1万2000ドルを支払い、建物 β の引渡しを受けて、使用を開始した。賃貸借の開始から1年6か月経過後、BとCは契約の更新について交渉し、賃料を1か月1200ドルとするほかは、従前の賃貸借と同じ条件で契約を更新することが合意された。

一方、その頃、Aは土地 α （の使用権）および建物 β をDに売却した。BはCと契約更新の合意をした後に、AからDへの売却の事実を告げられたが、それをCには伝えていなかった（AがDに土地 α の使用権・建物 β を売却するに至った経緯は必ずしも明らかでない。Aの妻EがBの妹Fを介してDを紹介され、土地 α の使用権および建物 β の売却交渉を進め、最終的にBにそのことを知らせ、Bを介してAもDへの売却に同意したものとみられる）。

Cは当初の賃貸借契約の終了に際し、契約更新後の建物 β の賃料の1年分である1万4400ドルをBに支払い、引き続き建物 β を使用していた。更新後の契約が始まってから1か月経過後、DはAから土地 α ・建物 β の登記名義を取得し、Cに対して建物 β を明け渡すように通告してきた。

CはそのことをBに伝えたところ、BはDがCへの建物 β の賃貸を認めてくれると思っていたと弁解した。BはDと交渉し、Cから受領した更新後の賃貸借の1年分の前払賃料のうち、名義書換費用として4400ドルを控除した残りの1万ドルをDに交付し、Bへの賃貸を認めてくれるように頼んだ。DはCに対し、賃料を1か月1500ドルにするほかは、CがBと交渉した内容で契約更新を認めると主張し、1年分の賃料の残額の3600ドルを追加で支払うよう請求してきた。Cはこれを拒絶し、BおよびDと交渉を重ねたが、合意に至らなかったことから、新たに転居先を探し、建物 β とほぼ同様の条件の建物 γ に転居する目途が立ったことから、更新後の賃貸借を解約することをBおよびDに通告し、契約更新から2か月後に建物 β から退去した。CはBに支払った更新後の賃料の返還をBおよ

⁶² 須田 2016 : 4-5 頁。

びDに請求した。

第1審は、CのBに対する14400ドルの返還請求を認めた。Bが控訴した。

第2審（控訴審）は、原判決を破棄し、BはCに4400ドルを返還し、DはCに10000ドルを返還すべきであると判断した。Bが上告した。

最高裁は、原審（控訴審）の判決を認容した。

この結論は、ラオスの現行法に照らして妥当か。ラオスの民法関連法の解釈・適用の実務を知るうえで、参考になる事案である。また、本事件で仮にCがBに前払いした賃料のほか、建物 β からの退去後、建物 γ の探索と契約にかかった費用合計2000ドルの賠償を請求したいと考えている場合、Cは誰に対し、どのような根拠に基づき、どのような請求をすることができるか、ラオスの現行法および民法典草案を適用した場合を想定して検討することは、法学教育のための教材としても有用であると考えられる。

（ii）運送契約の当事者に関する事案

AはBに対し、自動車 α をバンコクからヴィエンチャンのC会社の住所までコンテナで運送することを依頼した。Bはそれを引き受けて、自動車 α をCの住所に運搬し、Aに対して運送代金の支払を請求した。これに対し、Aは、自分はC会社の従業員として、Cの代わりに運送契約を締結したものであり、運送代金はCが支払うべきもので、自分には支払義務はないと主張して争った。

第1審はBのAに対する請求を棄却した。Bが控訴した。

第2審（控訴審）は控訴を棄却し、原判決を認容した。

本事案では、運送契約の当事者が誰か、Aの行為がCの代理人としての代理行為の要件を満たしているかどうかの問題となっている。このことは、ラオスの法実務において、契約の当事者が誰かをめぐり、特に実際の行為者Aの法的地位について、直接代理、間接代理、使用者が法理上明確に識別されていないことを窺わせるように思われる。

（iii）隣地通行権の有無に関する事案

土地 α に対して土地使用权をもつAは、土地 α の一部である土地 β をBに売却し、登記をした。その際、BはAが使用权をもつ土地 α の他の部分である通路1および通路2の開設を受け、そこを利用して公道に出ていた。

その後、Aは土地 α の他の部分である土地 γ をCに売却し、登記した。Cは土地 γ と隣接する通路2を封鎖し、Bが利用できないようにした。Bがこれに異議を申し立てたところ、Aが新たに土地 α のさらに他の部分に通路3を設け、Bがそこを通過して公道に出られ

るようにした。しかし、Bは、通路3は不便であるとして、通路2の利用を主張し、Cに対して通路2を利用させるよう請求した。

Bは、土地βの使用権をAから購入した際、通路2の通行利用の許可をAから受けていたと主張し、所有権法53条に基づき、通行権を主張した。

これに対し、Cは、通路2は、CがAから購入した土地γの一部であり、通路問題はA・B間で解決済であるとAから聞いていたと主張した。

第1審は、所有権法53条に基づき、Bの請求を認容した。Cが控訴した。

第2審（控訴審）は、Bには通路2に対する権利はないとして、原判決を破棄した。

本事案は、BがAから土地βを購入する際に、Aとの間で行った通路1・2についての利用合意の内容が問題となっている。Bが通路1・2に対してどのような権利を取得し、それをCに対して主張するためにはどのような要件を具備する必要があるかが問題になる。

それについて直接に定めた規定がラオスの現行法にない場合、現行法をどのように解釈し、結論を導くべきか、解釈論を検討するための題材となりうる。また、民法典草案の関連規定はどうなっているかを確認するためにも有用な事案となりうると考えられる。

4-5 法学教育における民法科目の取扱い

(1) ラオス国立大学法・政治学部

2016年3月29日（火）14時から16時00分まで、ラオス国立大学法・政治学部において、ラオスにおける法学教育についてのインタビュー調査を行った。ラオス側の説明は、ラオス国立大学法政治学部学部長A氏によって行われた。日本側は、松尾弘、深沢瞳が参加し、通訳は名古屋大学アジア・サテライトキャンパス特任准教授S氏によって行われた。

(i) 法・政治学部の概要

ラオス国立大学法・政治学部は4年制であり、5つの学科—①民法学科、②刑法学科、③ビジネス法学科、④国際関係法学科、⑤政治学科—がある。定員は各学科それぞれ60人であり、全学科合わせた定員は300人である。今年度の入学者は226人であった。定員に満たない理由として、①私立大学の合格発表のほうが早く、既に入学手続を済ませてしまっている、②ラオス国立大学の他学部に進学を決めてしまう、③地方の学生のために優先枠を設けているが、それが埋まらない、④中国やベトナムなど他国の奨学金に合格し、そちらに留学してしまうなどが挙げられた。現在、1501人が在学中である。なお、ラオスの大学の新学期は10月からである。

地方出身者のために法政治学部の隣に寮が設置されている。ラオス国立大学のメインキャンパス近くにも寮は設置されているが、約 12 キロ離れているため、法政治学部の学生で入寮している学生はいない。寮の定員は 400 人であるが、入寮しているのは 200 人である。なお、他県からの学生が優先的に入寮できる。ヴィエンチャン首都の学生は入寮できないと説明があった。

(ii) 大学院について

大学院（修士）は 2 年制である。学生が大学院進学を希望する場合、平均して 3 以上の GPA が必要である。GPA3 以下で大学院進学を希望する場合、3 年間の実務経験が必要である。大学院には、①法学コース、②ビジネス法コース、③フランス語による国際法のコース、④政治（行政学）コースの 4 つのコースがある。それぞれ定員は 20 名である。年に 2 回、3 月と 10 月に募集をする。なお、ラオス国立大学法政治学部が法学修士課程を設置してから、まだ 4 期目である。これまで、120 人（うち 29 人が女性）が卒業し、122 人（うち 49 人が女性）が在学中である。

(iii) 法・政治学部のカリキュラムについて

(ア) 履修科目について

科目全体の系列として、①法律の一般知識（民法の基礎知識や刑法の基礎知識など）、②社会と法律、③司法関係機関、④国際関係、⑤語学がある。学科の中で科目の選択はできない。

刑法学科を例に具体的な説明があった。1 年生の場合、前期には、憲法一般 I、刑法一般 I、民法一般 I、国家と法、ローマ法、外国語 I などを必修科目として履修する。後期には、一般科目の II、司法関係機関、心理学、法哲学、論理学、人権基礎、外国語 II などを必修科目として履修する。1 年生の必修科目は他の学科も同じである。2 年生から専門的になってくる。2 年生は、刑法一般 III、民法の督促、家族法、投資法などを履修する⁶³。

民法関連の科目としては、――

土地法 [Land Law] (140 単位中 2 単位)

民法 1 [Civil Law 1] (140 単位中 4 単位)

民法 2 [Civil Law 2] (140 単位中 2 単位)

財産法 [Property Law] (140 単位中 2 単位)

契約法 [Contract Law] (140 単位中 4 単位)

⁶³ 後日、民法学科の履修科目についての補足情報があった。刑法学科の学生の必修科目は民法学科の履修案内にも記載されており、履修科目に差はなかった。

不法行為法 [Tort Law] (140 単位中 2 単位)
家族法 [Family Law] (140 単位中 4 単位)
相続法 [Inheritance Law] (140 単位中 4 単位)
担保法 [Secured Transaction Law] (140 単位中 2 単位)
契約書作成の基礎 [Fundamental of Contract Drafting]
家族登録法 [Family Registration Law] (140 単位中 2 単位)
消費者保護法 [Protection Consumer Law] (140 単位中 2 単位)

——が置かれている。カンボジアの諸大学における民法関連科目と比較すると、カリキュラム上かなり充実しているように見受けられる⁶⁴。

なお、大学のカリキュラムとして、10 日間の軍事教練がある。大学校内で行われるが、最終日のみ射撃訓練があるため、軍の施設に実習に行く。

もっとも、学科によって履修する科目にそれほど差があるわけではない。決定的な違いは、卒業論文のテーマが学科ごとに違う点、担当教員が違う点等である。

(イ) 卒業論文について

卒業論文は、最近では書かない学生もいる。また、大学の方針として、GPA が 2.5 以下の学生には卒業論文を書かせないようである。卒業論文を書かなかつたとしても、卒業はできるが、卒業論文を書いた場合、論文の単位が授与される。大学院（修士過程）に進学したい場合、卒業論文の単位が重要となる。

(ウ) 教科書および判例集について

ラオス国立大学はスウェーデンの国際援助機関 SIDA の支援を受け、教科書等の印刷支援を受けた過去がある。教科書のうち 3 分の 2 は揃っており、校内の販売所で売っている。また、CD 版の教科書もある。

外国の有名な法律の本の翻訳があるか質問をしたところ、外国人の本が翻訳されたことはない、見たことがないとの回答があった。かつて、業務マニュアル等の作成支援があった際、外国の制度が紹介されたと説明された。翻訳資料としてあるものは、JICA の成果物くらいのようなものである。なお、JICA の成果物は役に立っているとのコメントがあった。

(iv) 卒業生の数と進路について

今年度の卒業生は 500 人である。以前は入学者数が多かったこと、今年度はラオスの大学が 5 年生だった時代の最後の 5 年生が卒業したため、卒業生の数が多いと説明があった。

⁶⁴ 前述 3 - 4 参照。

学生の数が少なくなっている背景には、ラオス政府の政策転換が挙げられた。現在は学生の量より、その質に重きを置いているようである。入学者のうち、90%は卒業する。卒業できない理由としては、①欠席数の多さ、②成績の問題、③自主退学などが挙げられた。

卒業後の進路は、NIJや公務員（一般公務員や法務関係）が多い。逆に民間企業や弁護士などの希望者は少ないとの説明があった。もっとも、法務系分野の公務員として働くためには、NIJへの入所および内部試験があるため、門戸は狭いようである。弁護士はなりやすい傾向にあるが、裁判所や検察での勤務は難関のようである。

（2）小括

ラオス国立大学法・政治学部のカリキュラムは、それ自体バランスのとれた、充実したものであると見受けられる。もっとも、各科目に関する教材については、いまだ十分でないという認識も示されている。特に実定法科目においては、法解釈方法論を含む法律学の展開が、今後ますます重要になってくるものと思われる。その現状については、今後さらに調査を進める余地がある。さらに、カリキュラムに従い、実際、どのような教材をもち、どのような授業が実践されているか、そこではどのような問題が生じているかについても、さらに調査・分析する必要がある。その点については、大学間の協力のあり方についても模索する余地があるように思われる。

4-6 民法の整備・教育の課題

ラオスでは、前述したように、民法典草案が完成しつつあり、2017年4月に予定される国会提出後、どのような形で、どのようなスケジュールで審議されるか、予想することは難しいが、現行の民法関連法をベースにしつつ、実務に適合しつつ、さらなる開発を先導しうるような規定内容となる方向への展開が期待される。日本の法整備支援では、法案内容の一層の改革の機会がある限り、最後の局面に至るまで、最大限の支援をすべきである。

また、民法典起草の準備作業として作成された民法教科書、民法事例問題集等が法学部をはじめとする法学教育の現場でも使用されつつある。そうした教材の長所と短所について、法学教育の現場からのフィードバックを図りつつ、教材と教授方法の改善を図るべきである。

さらに、統一司法研修所においては、民事実務教材の作成が始まっている。それは事実

認定が中心になるものの、関連する民法規定の解釈・適用としても有用な題材となる。そうした教材を蓄積してゆくことが重要である。

4-7 開発エリアについて

2016年3月28日、ヴィエンチャン市内で開発中の「THATLUANG LAKE CITY NEW WORLD（以下、新天地という）」を視察した。ラオス人は、“New City”や“New World”と呼んでいた。新天地は中国企業が開発しており、入口付近には中国とラオスの国旗が掲げられていた。敷地内を囲むフェンスの完成予想図を見ると、将来的にはショッピングセンターやオフィスがある「街」のようなものの開発を目指しているようである。



写真 23 新天地の入口。中国とラオスの国旗が掲げられている（写真右、2016年3月28日撮影）

2016年3月28日当時、コンドミニアムや住宅の一部が完成していた。朝日新聞の報道によると、20万ドル以上の部屋を購入すると「もれなく永住権」が付いてくるとのことである⁶⁵。もっとも、この永住権はコンセッション契約に基づくものであり、実際にはコンセッション契約の最大許容期間である99年という話である。

⁶⁵ 大野 2016, 日曜版 GLOBE。



写真 24 新天地内の完成したコンドミニアムと住宅（2016年3月28日撮影）



写真 25 新天地の完成予想図。真ん中の湖（THATLUANG LAKE）を囲むようにコンドミニアムやオフィスなどを建設する予定のようである（2016年3月28日撮影）。



写真 26 新天地内のメインストリート（2016年3月28日撮影）。

中国企業によるラオスの開発は目覚ましいものがある。ヴィエンチャン市内だけでも、2012年にASEMが開催された際、各国首脳の滞在用に建設されたコテージ群・通称「ASEM村」やショッピングモール、ホテルなどが開発されている。最近では、ヴィエンチャン首都郊外にもSEZが設置された。こういった事象だけ見ると、経済開発が進んでい

るように見える。しかし、SEZは別として、コンドミニアム等の施設に対する国内需要があるという印象は得られなかった。

何人かのラオス人に新天地の話聞いてみたところ、その存在は一応知っているようであるが、興味はなさそうだった。ショッピングモールも約70店舗の入居が可能にもかかわらず、わずか2軒しか営業していないという話があった。またASEM村のコテージはASEM終了後一般販売されている。しかし、その販売も芳しくないようである。ラオス人の微妙な反応の要因の一つとして、物件の価格や賃料の高さが挙げられる。ラオス人の受け止め方は総じて「どこか遠い場所の話題」というものであった。今のところ、これらの物件の主な販売相手は外国人ということになるが、ラオスでは外国人の土地所有権が認められていないし、最大で99年の「永借権」しか認められていないことを鑑みると、こうした物件に居住目的で購入する場合、かなりのリスクが伴うであろう。また、国内需要の低さを考えると、投資目的であっても手を出しにくい。

外国企業による直接投資は経済発展を進めていく1つの重要な要素ではある。しかし、外国人頼みの経済開発には限界がある。国内需要が育たないまま、開発だけ進めていった場合、産業や街の空洞化を招きかねない。重要なことは、国民を巻き込んだ形での開発のあり方を模索することである。このことはラオスに限らず、インドシナ各国が抱える共通の課題だと考えられる。

ヴィエンチャンをはじめとする都市で急速に進む商業施設やコンドミニアム等の開発は、ラオス経済の1つの重要な牽引役であるとともに、経済格差、環境問題等を発生させる原因にもなりつつあることが懸念される。特に現在の開発ツールとして頻繁に見られる「ゲイテッド・コミュニティ」型の開発の増加は、ラオスの一般国民の関心からは相当に遠いところにあるようにも思われる。それは、本調査研究の基盤にある私たちの問題意識である、どのようにしてインクルーシブな開発を可能にするかという理念とどのように調和するものかについて、さらに検討する必要があるように思われる。私たちが接したラオス国民の冷ややかな反応——「ふうん、私たちには関係ないわ」——は、今後ラオスの発展の持続可能性を考慮に入れると、気懸かりな動向にも見える。

もっとも、同様の傾向は、ベトナムやカンボジアでも見出される。また、開発のパターンはけっして一様ではない。今後、多くのラオス国民がどのような形で発展へのインセンティブをもちうるか、注意深く考察を続ける必要がある。

V 結論

5-1 インドシナ諸国における民法整備と適用状況

ベトナム、カンボジア、ラオスにおける民法整備と適用状況をみると、各国ともに着実に前進しているものと、その方向性やスピードには少なからぬ開きももたえることが看取される。

ベトナムは、1995年、2005年、2015年と計画的に民法典を制定・改正し、市場システムの基本法としての民法典の色彩を強めている。特に2015年ベトナム民法典は、世帯および組合それ自体の法主体性を否定し、構成員個人と相手方との関係に分解することを通じ、団体および個人の法主体の範囲を明確にした。また、無権利者からの取得者や、無権代理人と取り引きした相手方の保護を強化する等、取引安全の強化を前進させた。しかし、こうした立法の側面における先進性の一方で、それが実務の要請をどれだけ反映しているか、あるいは実務においてどのように解釈・適用されているかという側面においては、その効果はまだ明確には見えてきていない。そればかりか、2015年ベトナム民法典が新たに採用した地上権、享用権、隣接不動産に対する権利の関する登記法令が準備されていないまま、施行が始まるという、本来あるべきとはいえない重大な問題も生じさせている。また、無権利者からの取得者の保護に関しても、登記の公信力を認める規定を設けたものの、登記の真実性を担保するための手続規定や、取得者保護によって真の権利者が権利を失った場合の補償規定等、公信力の制度を支えるための周辺的な制度の整備が伴っているかは、疑問の余地もある。したがって、この限りでは、ベトナム民法の現状は、立法と実務との間の乖離を拡大させつつ、立法がやや先走っている感もあると特徴づけることができるように思われる。

これに対し、カンボジアは、2011年12月からの2007年カンボジア民法典の施行からすでに5年余りを経ており、民法典の整備という側面ではインドシナ諸国の中で依然として断トツの進歩性を保っているとみられる。しかし、その解釈・適用の前進という観点からは、まだその成果が十分にみえない状況にある。その原因の一端は、民法施行後にそれを実際に適用した裁判例が蓄積されているとみられるものの、その公開が制度化されていないこともあり、民法の普及度、解釈論の展開方向、適用の妥当性の検証をするための環境整備が進んでいないことにある。のみならず、民法学者の中には、2007年民法典に対して授業においてすら批判的反応（ないし拒絶反応）を示す者もあるとの指摘もされる等、民法の適用によって解決すべき問題への民法の適用が順調に進んでいるものとはいえない。

状況にあることが窺われる。

すでに民法典をもつベトナムおよびカンボジアに対し、ラオスはまだ民法典が制定・施行されておらず、民法関連の個別法の適用段階にある。しかし、新民法典の草案が完成して政府に提出され、その承認を得て、国会への送付を準備している一方で、民法典草案の多くの規定が現行法を承継しており、現行法に関しては、裁判官を中心に、その解釈論が徐々に蓄積され、適用結果の妥当性を検証する機会も増えている。そこでは、民法関連法の規定は実務との結びつきを意識して設けられており、簡潔ながら、生きた規定が多い印象がある。それは、ちょうどベトナムとは対照的に、ラオスでは既存の規定の具体的事件への解釈・適用および裁判結果の妥当性を検証するシステムを発達させることにより、立法が実務を着実にフォローしている側面が顕著にみられる。こうした環境の中で、民法典が制定されるとすれば、立法と法実務との間のフォロー・アンド・リードという理念に、インドシナ諸国の中で最も近い形で接近することも予想される。

5-2 裁判例の公開状況

裁判例の公開に関しては、2016年からベトナムが裁判例の公式提示を制度化し、これまでに（2017年2月28日現在）、合計10件の裁判例を「判例」として公開している。それがどのような意味で模範的な「判例」といえるかについては、議論が始まっており、今後さらにそれが展開することが予想される。そうした判例の分析と共有を通じ、立法と実務との間に生じているギャップが次第に解消（実務がその変更を通じて立法にリードされる形となる場合も、立法が法改正等を通じて実務をフォローする形となる場合もあると予想される）されることが予想される。そのためにも、公開された判例が、法曹実務家のみならず、法学者や法学生等によって研究・共有され、法学教育の場で大いに活用されること、それによって法解釈論が発達し、適用結果の妥当性を批判的に検証するシステムが制度化されることが重要である。

これに対し、カンボジアでは、民法の適用から5年余りが経過したにもかかわらず、現時点では裁判例の公開は制度化されていない。しかし、法整備支援プロジェクトの構成要素の1つとして、裁判例の公開が含まれていること、弁護士会においても担当弁護士による裁判例の情報の相互提供と共同研究、先例の蓄積等が企図されていること等、判例の公開に向けた動きも生じている。それが具体的に実現するならば、カンボジアにおける民法の適用の現実を明確にし、民法の解釈論の展開を期待することができる。もっとも、裁判

例をどのような方法で公開するか(判決書等の裁判資料をそのまま公開するか, 裁判所(または司法省)が一定の編集をしたものを公開するか, 判例公開の具体的な方法については, 重要な問題が残っているものと思われる。

一方, ラオスにおいては, 判例の公開は現時点では制度化されていない。しかし, ベトナムの判例公開制度の実践は, ラオスにも早晚影響を与えるであろうことが予想される。しかも, ラオスでは民法関連法自体が実務に適用されることを前提にして, できる限りシンプルで制定された経緯もあり, そうした現行法を個別事件に適用した裁判例は, 結果の妥当性を検証する題材としても, また, 解釈論を発展させるための題材としても, 有用であると思われる。その際, 法整備支援の一環として進められている, 国立司法研修所で用いるための模擬事件記録教材の作成のために収集された裁判例につき, 公開の可否や方法を検討することが有用である。

5-3 民法関連法令の普及活動

民法関連法令の普及活動に関しては, ベトナム, カンボジア, ラオス共に, 裁判所, 検察院, 弁護士会等による研修等の様々な活動に加え, 法学教育, 特に学部レベルでの法学教育の強化が, 長い目で見れば, 着実な普及に通じる有力な場となりつつあることが看過できない。そのためにも, 前述した民法関連法令の条文の生きた姿を知ることのできる裁判例情報の公開は, 極めて重要である。

5-4 法学教育における民法科目の取扱い

そうした民法関連法令の普及のために重要性を増すことが予想される法学教育の現場は, ベトナム, カンボジア, ラオスにより, 民法関連のカリキュラムの数と内容, 教授方法, 教材等において, かなりバラツキがあることも確認できた。この面では, 特に大学間におけるカリキュラム, 教材, 授業方法等に関する情報交換と共同研究が極めて有益であることが予想される。そのための取組みも始まっている⁶⁶。

5-5 法曹教育における民法科目の取扱い

大学を中心とする法学教育における民法関連科目の取扱いと, 裁判所・検察院・弁護士

⁶⁶ 一例として, 2016年10月から, 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)が始めた「アジア発グローバル法曹育成プログラム」(Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP)等がある。

会等の法曹養成機関が行う一層専門的な法曹教育での民法関連科目の取扱いとの有機的な連携を強化することが、重要かつ有用であると考えられる。この点に関しては、ごく大まかな役割分担として、①法解釈論を中心とする法学教育と、②事実認定論にウェイトを置いた法曹教育を識別することができる。①では比較的簡略化された事実を前提に、関連条文を解釈・適用する技法を学ぶことが中心になるのに対し、②では条文の適用対象となる事案の事実自体の詳細な認定方法が中心になる。両者相俟って紛争解決のための法的ルールを紛争事案に当てはめる（マッチングさせる）という法的紛争解決のシステムが完成することになる。

5-6 インクルーシブな発展に向けての民法の整備・教育の現状と課題

より多くの市民が民法関連法を自分たちのものとして意識し、権利を保護・実現する手段であると実感することができるためには、①実務での適用可能性を意識した規定内容をもつ民法典の整備（法改正を含む）、②法学教育の現場での裁判例を含む教材および教育方法の開発による法解釈論の充実、③法曹教育の現場での模擬事件記録等の教材を用いた事実認定論の充実が三位一体的に重要な意味をもつことが予想される。従来、より多くの市民に対する、より平等かつ公平な法的サービスの提供によるインクルーシブな発展のためには、法律扶助制度の充実等をはじめとする司法アクセス(access to justice)の強化が主として注目されてきた感がある。その重要性は否定されるべくもないが、それを可能にし、かつ有効なものとするためにも、先に掲げた①～③の三位一体的充実は、より基盤的な意義をもつものといえよう。本報告書が、その実践に向けた一步を踏み出すための小さな契機となりうるとすれば幸いである。

【参考文献（邦文）】編著者名の五十音順による。

鮎京正訓「ベトナム」同編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会，2009）

飯泉華子＝上田広美「カンボジア慣習法(1)」東京外大東南アジア学 5 卷（1999）

——「カンボジア慣習法(2)」東京外大東南アジア学 6 卷（2000）

——「カンボジア慣習法(3)」東京外大東南アジア学 7 卷（2002）

池部亮「ベトナム，カンボジア，ラオスの電気機械貿易構造の現状分析——中国およびタイとの間の国際分業構造の考察から」アジア研究 61 卷 3 号（2015）53-67 頁

石澤良昭「カンボジア・アンコール時代の法廷と訴訟問題」東洋史研究 43 卷 2 号（1984）101 頁

磯井美葉「カンボジアの不動産登記について」ICD NEWS 60 号（2014）33-43 頁。

石田暁恵「移行過程における法・制度」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』（アジア経済研究所，2002）104 頁

石塚二葉「ベトナムの市場経済化・工業化と国家の制度能力」黒岩郁雄編『国家の制度能力と産業政策』（アジア経済研究所，2004）169-208 頁

伊藤俊行「アジアの法整備支援」読売新聞 2014 年 2 月 21 日 11 頁

今井明夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための 60 章』（明石書店，2004）

上田義朗「ベトナム経済成長の安定化に向けて」流通科学大学論集（経済・情報・政策編）21 卷 1 号（2012）57-72 頁

大野良祐「ラオス・ヴィエンチャン『縦』に延びる中国」朝日新聞 2016 年 3 月 20 日・日曜版 GLOBE

戒能道厚「総論：『法整備支援』と比較法学の課題」比較法研究 62 号（2001）61 頁

片倉穰『ベトナム前近代法の基礎的研究』（風間書房，1987）

外務省「ベトナム基礎データ」（2014）外務省ホームページ

国際協力機構(JICA)法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）民法共同研究会「2015 年ベトナム民法改正ドラフトに対する JICA 民法共同研究会見解」（2015 年 9 月）
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/materials/ku57pq00001z3o83-att/JSG_view.pdf

国際貿易投資研究所『ベトナムの経済発展要因・課題と我が国との経済関係の方向性（平成 20 年度）』（2009）

グエンティエン・ビン／寺村信道訳＝高杉直監訳「ベトナム民法典第二次改正における

契約準拠法」同志社法学 66 卷 3 号 (2014) 925-935 頁

坂野一生「カンボジアの外国人区分所有法」, 外国の立法: 立法情報・翻訳・解説 258, (2013),

(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8382755_po_02580010.pdf?contentNo=1&alternativeNo=, 閲覧日 2016.2.29)

桜井由躬雄=石澤良昭編『東南アジア現代史Ⅲ ヴェトナム・カンボジア・ラオス (第 2 版)』(山川出版社, 1988)

周達観/和田久徳訳注『真臘風土記——アンコール期のカンボジア』(平凡社, 1989)

白石昌也『ベトナム』(東京大学出版会, 1993)

鈴木康二『ベトナム民法』(JETRO, 1996)

鈴木基義『ラオス経済の基礎知識』(ジェトロ, 2009)

須田大「教育研修改善 SWG 活動報告 (2016 年 12 月現在)」(ラオス第 10 回本邦研修 [2017 年 1 月 30 日~2 月 10 日] 資料, 2016)

スチュアート・フォックス, マーチン/菊池陽子訳『ラオス史』(めこん, 2010)

瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会, 2009) 269-271 頁

東京青山・青木・狛法律事務所『アジア・ビジネスの法務と税務——進出から展開・撤退まで』(中央経済社, 2011)

ナロンリット・ノラシン「ラオスにおける民法典の発展プロセス」日本・ラオス法律に関する共同研究・シンポジウム (2017 年 2 月 28 日資料)

西村晶也「ベトナム人の由来」『現代ベトナムを知るための 60 章』(明石書店, 2004)

西希代子「家族, 相続」比較法研究 77 号 (2015) 120 頁

野澤正充「ラオスの契約法と日本民法(債権法)の改正」『松本恒雄先生還暦記念民事法の現代的課題』(商事法務, 2012)

野村豊弘「ベトナム民法典の主要な改正点」ICD NEWS27 号 (2006) 67-68 頁

野村豊弘=青木清=大村敦志=鈴木賢「アジアの民法」ジュリスト 1406 号 (2010) 26 頁

福井勇二郎「仏印法制の複雑性」法時 16 卷 10 号 (1942) 16-19 頁

——「仏印法制管見」比較法雑誌 1 卷 4 号 (1951) 19-61 頁

伏原宏太=ブイ・ティ・ホン・ズオン「ベトナム『判例』制度——ベトナム法務の新機

軸 (第1回～第11回 [続])』JCA ジャーナル 2016年3月号 (日本商事仲裁協会, 2016)～2017年1月号 (2017)。

古田元夫『ドイモイの誕生』(青木書店, 2009)

ベトジョー(VIETJO)「ハノイ：政治中枢に建設中の高層ビル 高さ制限違反か」2015年9月30日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/150929071501.html>, 閲覧日 2016.2.27)

——「ハノイ：高さ制限違反のビル 違法建築部分取り壊しへ」2015年10月8日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/151007082849.html>, 閲覧日 2016.2.27)

——「行政サービスの満足度 最下位は土地使用権証明書発行」2015年10月14日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/151012065144.html>, 閲覧日 2015.10.14)

——「ハノイ：高さ制限違反のビル 罰金 54万円と一部取り壊しで決着」2015年10月19日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/151016080104.html>, 閲覧日 2016.2.27)

ベトナム首相府「ハノイ市バーディン区レーチュック通り 8B 番地における建築機関管理及び建築投資プロジェクトに関する政府常任会議における政府首相の結論」(2015年11月2日)

増川智咲「ラオス：静かなる高成長国の挑戦」海外投融資 2014年11月号 12-15頁

松尾弘『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』(日本評論社, 2009)

——『開発法学の基礎理論——良い統治のための法律学』(勁草書房, 2012)

——『発展するアジアの政治・経済・法——法は政治・経済のために何ができるか』(日本評論社, 2016)

松本剛「2015年ベトナム民法典の概要」ICD NEWS 67号 (2016) 25頁。

松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」一橋研究 1巻2号 (2002) 390頁

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「カンボジア経済の現状と今後の展望」(2013年3月27日)

森嶋昭夫『「法整備支援」と日本の法律学』比較法研究 62号 (2001) 120頁

——「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」ICD NEWS 27号 (2006) 65-66頁
安田信之『東南アジア法』(日本評論社, 2000)

山田紀彦編『ラオス人民革命と第9回大会と今後の発展戦略』(アジア経済研究所, 2012)

山田紀彦『「チンタナカーン・マイ」を再考する』同編『ラオスにおける国民国家建設』(アジア経済研究所, 2011) 11-19頁, 20-29頁

吉川利治「ラオス, 東北タイ慣習法に見られる仏教戒律」佐々木教悟編『戒律思想の研

究』(平楽寺書店, 1981) 265-305 頁

——「東北タイ及びラオスの古代法」国立民族学博物館研究報告 8 卷 1 号 (1983) 54-59 頁

四本健二「カンボジア」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会, 2009) 199-200 頁

リエン, ホアン・テェ「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」ICD NEWS 27 号 (2006) 52-64 頁

【参考文献（欧文）】 編著者名のアルファベット順による。

Anonym, “Gov’t Removes Tenants From Site of Fire”, *The Cambodian Daily*, 19 June 2001,

<https://www.cambodiadaily.com/archives/govt-removes-tenants-from-site-of-fire-23464/>
(閲覧日 2016.2.28).

Anonym, *The Cambodia Daily*, 24-25 Aug 2013

Anonym, “Second fire sweeps through slum in Cambodian capital”, *The Irish Times*, 28 November 2001,

<http://www.irishtimes.com/news/second-fire-sweeps-through-slum-in-cambodian-capital-1.405389> (閲覧日 2016.2.28).

Anonym, “Fire site gutted”, *The Phnom Penh Post*, 22 June 2001,

<http://www.phnompenhpost.com/national/fire-site-gutted> (閲覧日 2016.2.28).

Anonym, *The Phnom Penh Post*, 19 Aug 2013

Anonym, “5-year economic development plan doesn’t win economists hearts,” *Viet Nam Net Bridge*, 27 September 2011

(閲覧日 2016.2.28).

Anonym, “TIMELINE Phnom Penh’s decade of land evictions”, 3 October 2008,

<http://www.phnompenhpost.com/national/timeline-phnom-penhs-decade-land-evictions>
(閲覧日 2016.2.28).

Anonym, “National and Provincial Assemblies discuss civil code draft”, *Vientiane Times*, 17 February 2017, p. 2.

BBC News, “Thousands homeless in Cambodia fire”, BBC , November 26 2001,

(<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/1677469.stm>, 閲覧日 2016.2.28)

Carmichael Robert, Lon Nara, “Capital’s worst slum fires make thousands homeless” , *The Phnom Penh Post*, 7 December 2001,

(<http://www.phnompenhpost.com/national/capitals-worst-slum-fires-make-thousands-homeless>, 閲覧日 2016.2.28)

Carter, Connie and Andrew Harding (eds.), *Land grabs in Asia: what role for the law?*, Routledge Contemporary Asia Series, Routledge, 2015.

Chakrya, Khouth Sophak, *Accusations traded in Kandal lake ‘land grab’*, *The*

Phnom Penh Post, 7 January

2016, (<http://www.phnompenhpost.com/national/accusations-traded-kandal-lake-land-grab>, 閱覽日 2016 年 1 月 18 日)

Champagne, Bethay, “Massive redevelopment for Phnom Penh slums”, *The Phnom Penh Post* 2 January 2004,

(<http://www.phnompenhpost.com/national/massive-redevelopment-phnom-penh-slums>, 閱覽日 2016.2.28)

CNN, “Thousands homeless after Cambodia fires”, (November 28 2001),

<http://edition.cnn.com/2001/WORLD/asiapcf/southeast/11/28/cambodia.fire/index.html>
(閱覽日 2016.2.28).

Decree No. 108/ND-CP

Decree No. 23/2007/ND-CP

DISCOVERY COMPLEX II 67 TRẦN PHÚ,

<http://discoverycomplexletruc.com/vi-tri-chung-cu-8b-le-truc/> (閱覽日 2016.2.27)

—— <http://discoverycomplexletruc.com/tien-do-thi-cong-discovery-complex-2-67-tan-phu-moi-nhat/> (閱覽日 2016.2.27)

Fitzpatrick, Daniel, “The legal design of land grabs”, in: Carter and Harding: 2015, pp. 67-82.

Gillespie, John, “Concept of law in Vietnam: transforming statist socialism,” in: Peerenboom, Randall (ed.), *Asian Discourses of Rule of Law*, Routledge Curzon, 2004, pp. 146-182

Gottesman, Even, *Cambodia: After the Khmer Rouge*, Yale University Press, 2002

LICADHO, *Land Grabbing & Poverty in Cambodia: The Myth of Development*, A LICADHO Report May 2009

Ministry of Justice, Vietnam, “Procedures of Marriage Registration with Foreign Elements”,

http://moj.gov.vn/tthc/TTHCEn/Lists/AdministrativeProcedures/View_Detail.aspx?IdTTHC=2 (閱覽日 2015.10.10)

——Notarizing House Leasing Contract

http://moj.gov.vn/tthc/TTHCEn/Lists/AdministrativeProcedures/View_Detail.aspx?IdT

THC=78

Ngaosyvathn, Mayoury, “An Introduction to the Law of Khun Borom,” in: Andrew Huxley (ed.), *Thai Law: Buddhist Law*, Orchid Press, 2006, pp. 73-80

Nielsen, Thomas Gam, Chrann Chamroeun, “As Prices rise, the slums move out”, *The Phnom Penh Post*, 28 November 2008,

(<http://www.phnompenhpost.com/national/prices-rise-slums-move-out>, 閲覽日

2016.2.28)

Rose, C. V., “The ‘New’ Law and Development Movement in the Post-Cold War Era: A Vietnam Case Study,” *Law and Society Review*, Vol. 32, 1998, pp. 93-140.

Sidel, Mark, “Vietnam,” in: Poh-Ling Tan (ed.), *Asian Legal Systems*, Butterworths, 1997, pp. 356-389.

Sisovann, Pin and Brian Calvert, “*Too Little Water at Squatter Commune Fire*”, *The Cambodian Daily*, (May 26 2001),

<https://www.cambodiadaily.com/archives/too-little-water-at-squatter-commune-fire-22982/> (閲覽日 2016 年 2 月 28 日)

Radio Australia, “*Cambodia slum fire leaves thousands homeless*”, (December 19 2011),

(<http://www.radioaustralia.net.au/international/2008-04-11/cambodia-slum-fire-leaves-thousands-homeless/41316>, 閲覽日 2016.2.28)

Vink, Jonh, “Cambodia: Slum fires. 2001”, *Magnum Photos*,

<http://www.magnumphotos.com/C.aspx?VP3=SearchResult&ALID=2TYRYD1X9IB9>,

(閲覽日 2016 年 2 月 28 日)